# 平成30年度

# 包括外部監査の結果に関する報告書

第1テーマ 旭山動物園に関する事務の執行について 第2テーマ 図書館に関する事務の執行について

旭川市包括外部監査人

公認会計士·税理士 伊藤 隆

# 目次

| 第1テーマ | 旭山動物園に関する事務の執行について1 |
|-------|---------------------|
| 第1 外音 | 『監査の概要2             |
| 1.    | 外部監査の種類2            |
| 2.    | 監査の対象2              |
| 3.    | 当該事件を選定した理由2        |
| 4.    | 対象とする所属等2           |
| 5.    | 監査の着眼点2             |
| 6.    | 主な監査手続2             |
| 7.    | 監査対象年度2             |
| 8.    | 監査実施期間2             |
| 9.    | 包括外部監査人及び補助者3       |
| 10.   | 利害関係3               |
| 第2 旭  | 山動物園の概要4            |
| 1.    | 動物園の社会的役割4          |
| 2.    | 日本の動物園4             |
| 3.    | 旭山動物園の歩み 4          |
| 4.    | 動物園の経営体制6           |
| 5.    | 動物園の人員体制(組織図)7      |
| 6.    | 飼育動物関係              |
| 7.    | 動物園の施設概要8           |
| 8.    | 開園期間及び時間10          |
| 9.    | 入園料10               |
| 10.   | 入園者の状況12            |
| 11.   | 入園料収入15             |
| 12.   | 主要施設の整備状況16         |
| 13.   | 市債の発行残高推移17         |
| 14.   | レクリエーション施設としての機能17  |
| 15.   | 教育施設としての機能19        |
| 16.   | 繁殖実績19              |
| 17.   | 研究施設としての機能          |
| 18.   | 自然保護に係る活動           |
| 第3 監査 | £結果と意見21            |
| 1.    | 入園券管理について21         |
| 2.    | 動物管理24              |

|    | 3.   | 公有財産(不動産及び工作物等)の管理 | 28 |
|----|------|--------------------|----|
|    | 4.   | 物品管理(備品等)          | 30 |
|    | 5.   | 業務委託契約             | 32 |
|    | 6.   | 工事契約               | 33 |
|    | 7.   | 行政財産の貸付            | 34 |
|    | 8.   | オフィシャルグッズ企画監修料     | 42 |
|    | 9.   | 基金                 | 48 |
|    | 10.  | レジャー施設としての機能整備     | 51 |
|    | 11.  | 教育活動               | 54 |
|    | 12.  | 動物資料展示館・動物図書館について  | 57 |
|    | 13.  | ボランティアについて         | 61 |
|    | 14.  | 公費投入について           | 63 |
|    | 15.  | 収益確保の在り方           | 69 |
|    | 16.  | 動物園事業の経営形態について     | 74 |
| 第2 | テーマ  | 図書館に関する事務の執行について   | 77 |
|    | 1.   | 外部監査の種類            | 78 |
|    | 2.   | 監査の対象              | 78 |
|    | 3.   | 当該事件を選定した理由        | 78 |
|    | 4.   | 対象とする所属等           | 78 |
|    | 5.   | 監査の着眼点             | 78 |
|    | 6.   | 主な監査手続             | 78 |
|    | 7.   | 監査対象年度             | 78 |
|    | 8.   | 監査実施期間             | 78 |
|    | 9.   | 包括外部監査人及び補助者       | 79 |
|    | 10.  | 利害関係               | 79 |
| 第  | 2 旭川 | 市図書館の概要            | 80 |
|    | 1.   | 施設の設置目的            | 80 |
|    | 2.   | 旭川市図書館の沿革          | 81 |
|    | 3.   | 施設の概要              | 82 |
|    | 4.   | 組織体制               | 83 |
|    | 5.   | 所蔵資料数及び貸出資料数       | 84 |
|    | 6.   | 休館日と開館時間           | 85 |
|    | 7.   | 旭川市図書館の状況推移        | 85 |
|    | 8.   | 他市町村在住者の利用カード登録状況  | 87 |
|    | 9.   | 近隣中核市との指標比較        |    |
|    | 10.  | 図書貸出以外の業務          | 90 |

| 11.  | 図書館支援組織の状況        | 90 |
|------|-------------------|----|
| 12.  | 中央図書館支出の推移        | 92 |
| 第3 監 | 査結果と意見            | 93 |
| 1.   | 図書等の購入            | 93 |
| 2.   | 寄贈図書の受入れ          | 98 |
| 3.   | 除籍について1           | 00 |
| 4.   | 個人利用カード削除手続1      | 03 |
| 5.   | 個人利用者に対する督促1      | 05 |
| 6.   | 貸出図書等の弁償1         | 09 |
| 7.   | 団体利用について1         | 10 |
| 8.   | レファレンスサービスについて1   | 14 |
| 9.   | 高齢者・障害者に対するサービス1  | 16 |
| 10.  | インターネット環境1        | 18 |
| 11.  | 図書館の利便性について1:     | 20 |
| 12.  | 図書館集会施設利用について1:   | 23 |
| 13.  | 雑誌スポンサー制度について1    | 24 |
| 14.  | 物品管理(備品等)1        | 26 |
| 15.  | 人員体制について1         | 27 |
| 16.  | 図書館の計画的な管理運営について1 | 30 |
| 17.  | 指定管理者制度について1      | 33 |
| 18.  | 図書館協議会について        | 36 |

第1テーマ 旭山動物園に関する事務の執行について

## 第1 外部監査の概要

#### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

#### 2. 監査の対象

旭山動物園に関する事務の執行について

#### 3. 当該事件を選定した理由

旭川市においては、平成12年度より包括外部監査が実施されている。

これまで「施設の管理について」、「指定管理者制度に係る事務の執行について」といった 監査テーマにおいて、旭川市の主要施設は包括外部監査の対象となってきたところであるが、 旭山動物園はこれまで一度も監査対象となっていない。

平成29年度に開園50周年を迎えた旭山動物園は、レクリエーションの場、学習の場として、広く市民に親しまれている。また、市外から訪れる観光客も多い施設である。平成29年度における入園者数は約143万人である。

一度、包括外部監査で取り上げる意義があると判断し、本年度の事件として選定した。

#### 4. 対象とする所属等

経済部旭川市旭山動物園

## 5. 監査の着眼点

動物園に係る事務執行及びその事業管理が、関係法令等に準拠しているか、経済性、有効性、公平性、安全性が確保されているかに着眼して監査を行った。

#### 6. 主な監査手続

- (1) 関係法令、条例、規則、規程等の内容確認
- (2) 関連書類の閲覧、分析
- (3) 旭山動物園往査及び旭山動物園担当者への質問

## 7. 監查対象年度

原則として平成 29 年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び平成 30 年度も 監査対象とした。

### 8. 監查実施期間

平成30年7月2日から平成31年3月28日まで

## 9. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人公認会計士・税理士伊藤 隆補助者公認会計士堤 直美

公認会計士牧原大二公認会計士・税理士中島幹雄税理士増田弘志

# 10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、旭川市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## (注1) 本報告書の記載金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。

# (注2) データの出典について

本報告書に含まれている表、グラフ等における数値は、特に断りのない場合は旭川市から入手した資料に基づいている。他の公立動物園に係る数値についても、旭川市旭山動物園が、他の公立動物園に照会を行って入手した資料に基づいている。

## (注3) 表記について

年度は、基本的に元号を用いて表記しているが、一部では以下のように略称を 用いている。 平成 29 年度→H29 年度または H29

#### 第2 旭山動物園の概要

#### 1. 動物園の社会的役割

動物園には 4 つの使命があると言われる。それは、レクリエーション、教育、種の保存 (希少動物の保護)、調査・研究である。旭山動物園においては、ホームページ上に「旭山 動物園の使命」として、この 4 点が記載されている。

- (1) レクリエーションの場
- (2) 教育の場
- (3) 自然保護の場
- (4)調査・研究の場

4つの使命のうち、レクリエーションの場、教育の場として果たす動物園の役割が、一般市民には身近なものといえる。

## 2. 日本の動物園

日本には、平成30年3月末現在、公益社団法人日本動物園水族館協会(以下「日本動物園水族館協会」という。)に加盟している動物園が91園ある。そのうち、70園が公立の動物園である。

日本で最初の動物園は、明治 15 年(1882 年)に開園した上野動物園である。その後、明治 36 年(1903 年)に京都市動物園、大正 4 年(1915 年)に天王寺動物園、大正 8 年(1919年)に甲府市遊亀公園附属動物園、大正 15 年(1926 年)に小諸市動物園ができた。

この5つの動物園以外は、全て昭和に入ってから設立されたものである。その多くは、戦後に設立されている。

戦後の経済復興から高度経済成長へと向かう昭和 30 年度以降、レジャー施設として、また社会教育施設として、動物園が日本各地で開園するようになった。

上野動物園にパンダがやってきたのが、昭和 47 年である。この頃が動物園人気のピークであったといえる。その後は、地方財政がひっ迫していくなかで、多くの地方都市の動物園が閉園の危機を迎えることになる。

# 3. 旭山動物園の歩み

旭山動物園は昭和42年に開園した。現在存在する日本の動物園のなかでは、38番目にできた動物園であり、平成29年には開園50周年を迎えた。

旭山動物園の歩みを10年単位でみると以下のようになる。

## (1)昭和42年から昭和51年

昭和42年6月に動物園工事が完了し、同年7月1日に旭山動物園は開園した。

北海道内では、札幌市円山動物園、おびひろ動物園に続いて、3番目に誕生した動物園である。開園時には、ゾウ、ライオン、キリン、カバといった大型動物のほかに、北の動物園にふさわしいトナカイ、アムールヒョウ、シベリアオオカミといった北方系の動物も展示さ

れた。

開園当時は、こうした動物たちを見ることができるというだけで喜ばれた時代であった。 開園初年度の入園者は 45 万人を超えた。開園からの 10 年間ではカバやキリンの繁殖、ホッキョクグマの国内初繁殖もあった。

#### (2) 昭和52年から昭和61年

昭和53年5月には、開園11年目で総入園者が500万人を突破した。また、この年は、年間入園者が初めて50万人を突破した年でもあった。

ホッキョクグマに双子が生まれ、チンパンジーやワピチが園で初めて繁殖するという成果があったものの、この10年は遊具の時代といえる。

昭和42年の開園当時から、ティーカップやメリーゴーランドといった遊具はそろっていたが、昭和56年に「アストロファイター」を導入したことをきっかけに、大人が楽しめるアトラクションが次々と導入された。

昭和58年には、北海道初の絶叫マシン「ジェットスクリューコースター」が導入されて大変な人気を博した。昭和58年度の入園者は過去最高の59万7千人となった。

#### (3) 昭和62年から平成8年

昭和60年代に入ると、一時の遊具人気は落ち着いた。しかしながら、昭和50年代の流れが続いて、遊具には予算がつくものの、動物舎には昭和57年の水禽舎の新設以降予算がつかなかった。こうした中、飼育員らがアイデアを出しあって、新たな試みが始まった。現在にも引き継がれているものとしては、「ナイト Z00 ウォッチング」、「冬の動物園観察会」がある。

昭和62年に開始された「ナイトZ00ウォッチング」は夜の動物の様子を観察するイベントである。平成2年に開始された「冬の動物園観察会」は、冬の雪のなかで動物たちがどのように過ごしているかを見学するイベントであり、平成12年から始まる冬期開園のきっかけとなるものであった。

そんな中、平成6年に園内でエキノコックス症が発生して、ゴリラとワオキツネザルが死亡し、年度途中で一時閉鎖という事態が発生した。入園者は、平成8年度には26万人にまで減ってしまった。

#### (4) 平成9年から平成18年

昭和 61 年頃から、飼育員らは動物園に対する思いや夢について色々なことを話し合い、 そのアイデアをまとめて、「14 枚のスケッチ」というイラストにまとめていた。そこには、 彼らの思いが詰まった新たな動物舎が描かれていた。

この10年間には、この「14枚のスケッチ」に描かれた動物舎が次々に建設されていった。 平成9年には、小動物や家畜に触れ合うことのできる「こども牧場」と、水鳥たちが飛ん だり、泳いだりする様子を観察できる「ととりの村」がオープンした。 平成 10 年には「もうじゅう館」、平成 12 年には「ぺんぎん館」、平成 13 年には「オランウータンの空中飼育場」、平成 14 年には「ほっきょくぐま館」、平成 16 年には「あざらし館」と、次々に新施設がオープンしていった。

平成15年度の入園者数は初めて札幌円山動物園を抜いた。平成16年度は、7月、8月の 月間入園者数が日本一となった。

動物本来の能力や習性を観察できる「行動展示」が全国的に注目され、人気を集めたといえる。

#### (5) 平成19年から平成29年

開園 40 周年を迎えた平成 19 年度は、2 年連続で入園者数が年間 300 万人を超えた。この年には、老朽化していたすべての遊戯施設を撤廃した。

平成 20 年に「オオカミの森」、平成 21 年に「エゾシカの森」、「ホッキョクギツネ舎」、「てながざる館」、平成 25 年に「きりん舎・かば館」と新施設がオープンしていったが、その後は大型施設の新設は行われていない。

平成19年度の入園者数307万人をピークに、入園者数は減少傾向にあり、一時の熱狂的なブームは落ち着いたといえる。

平成22年にはボルネオへの恩返しプロジェクト(野生生物レスキューセンター設立プロジェクト)を開始し、マレーシア・サバ州と旭山動物園が合意書に調印した。また、平成23年には、公益財団法人知床財団との間で包括協定を締結した。前者は、森林開発で行き場を失った動物を保護すること、後者は北海道の自然を守っていくことを目的とするものである。これは、動物園から、様々な発信を行っていく新たな活動といえる。

#### 4. 動物園の経営体制

旭山動物園は、経済部に属している。動物園の運営は、旭川市直営である。

会計上は、一般会計の一部を構成しているわけではなく、動物園特別会計が設けられている。

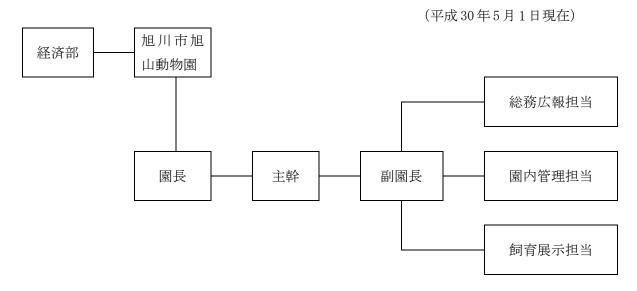
地方自治体が行う事業には、法律で特別会計が義務づけられる事業と地方自治体が独自に特別会計としている事業がある。

健康保険事業や介護保険事業は前者であるが、動物園事業は後者である。国内の公立動物園のほとんどは、一般会計で会計処理されている。主要動物園で、特別会計としているのは、旭山動物園と千葉市動物園ぐらいである。

動物園会計が一般会計であると、職員人件費等は動物園単体では開示されないため、動物園単体の経営状況はわかりにくくなる。

特別会計では、事業単体の歳入と歳出が明らかにされるため、経営状況に係る透明性は高いといえる。

# 5. 動物園の人員体制(組織図)



# 【職員構成】

旭山動物園では、就労形態として、正職員、臨時職員、嘱託職員の3つの形態がある。 人員構成は以下の表のようになっている。

(平成30年5月1日現在)

|        | 正罪  | 戦員  | Э     | 属託職員  | Į                 | 臨時職員 |      |         |     |     |     |       |        |    |
|--------|-----|-----|-------|-------|-------------------|------|------|---------|-----|-----|-----|-------|--------|----|
| 所属/職種  | 獣医師 | 事務職 | (駐車場) | (図書館) | (園内保守)<br>施設整備専門員 | 事務補助 | 園内業務 | 守衛・園内管理 | 看護師 | 図書館 | 草刈り | 動物飼育員 | 動物飼育補助 | 合計 |
| 園長     | 1   |     |       |       |                   |      |      |         |     |     |     |       |        | 1  |
| 主幹     |     | 1   |       |       |                   |      |      |         |     |     |     |       |        | 1  |
| 副園長    | 1   | 1   |       |       |                   |      |      |         |     |     |     |       |        | 2  |
| 総務広報担当 |     | 4   |       |       |                   | 3    |      |         |     |     |     |       |        | 7  |
| 園内管理担当 |     | 7   | 3     |       | 1                 |      | 2    | 2       | 3   |     |     |       |        | 18 |
| 飼育展示担当 | 2   | 13  |       | 1     |                   |      |      |         |     | 1   | 3   | 6     | 4      | 30 |
| 合計     | 4   | 26  | 3     | 1     | 1                 | 3    | 2    | 2       | 3   | 1   | 3   | 6     | 4      | 59 |

# ①正職員

獣医師 4 名と事務職 26 名が正職員である。事務職のうち網掛けとなっている 14 名は飼育担当である。飼育担当の正職員のうち、飼育業務の勤務歴が 2 年以上の者は「動物飼育技師」の資格を有している。(「動物飼育技師」…日本動物園水族館協会に加盟している動物園・

水族館で 2 年以上飼育に従事している人を対象に、飼育の資質向上を図る目的で行われる 試験に合格した者)

専門職である獣医師は、旭川市動物愛護センター「あにまある」等に異動する可能性はあるが、これまで異動実績はない。事務職は旭川市の一般職であるため、他部局への異動はある。ただし、これまで、飼育担当者の異動は少ない。

#### ②嘱託職員

任用期間は1年であり、基本的に契約更新は行われない。契約更新が行われる場合も最長で3年程度とされている。

#### ③臨時職員

雇用契約は半年で契約されるが、その後11~11.5ヶ月まで延長できる。

旭山動物園以外の部署では、基本的に臨時職員は単年契約であり更新しないが、動物園では専門性が必要な職種もあることや募集を行っても応募がないこともあり、契約更新が続いている人が多い。

#### 6. 飼育動物関係

(平成30年4月1日現在)

|    | 哺乳類 | 鳥類  | 爬虫類 | 両生類 | 魚類 | 無脊椎<br>動物 | 合計  |
|----|-----|-----|-----|-----|----|-----------|-----|
| 種類 | 42  | 58  | 5   | 0   | 0  | 0         | 105 |
| 点数 | 287 | 331 | 17  | 0   | 0  | 0         | 635 |

飼育動物数は決して多いわけではない。他の公立動物園で、最も多いのは東山動物園である。また、パンダやコアラのようなスター的な動物がいるわけでもない。旭山動物園は日本最北の動物園であることから、北方圏の動物は多いといえる。

#### 7. 動物園の施設概要

## 施設の主要内容

#### (1)動物舎等

飼育展示施設:ととりの村・フラミンゴ舎、きりん舎、かば館、ぺんぎん館、あざらし館、ほっきょくぐま館、もうじゅう館、ホッキョクギツネ舎、レッサーパンダ舎、小獣舎、シロフクロウ舎、オオカミの森、エゾシカの森、シマフクロウ舎、タンチョウ舎、両生類・は虫類舎、北海道産動物舎、ちんぱんじ一館・チンパンジーの森、さる山、サル舎、オランウータン舎、おらんうーたん館、トナカイ舎、てながざる館、くもざる・かぴばら館、こども牧場、第2こども牧場、クジャク舎、小動物舎(4箇所)、動物資料展示館

## (2) 飼育関連施設

動物図書館、イベントホール、動物病院、保護室、越冬舎、調理棟、乾草庫、鳥類用ケージ

#### (3) 管理関連施設

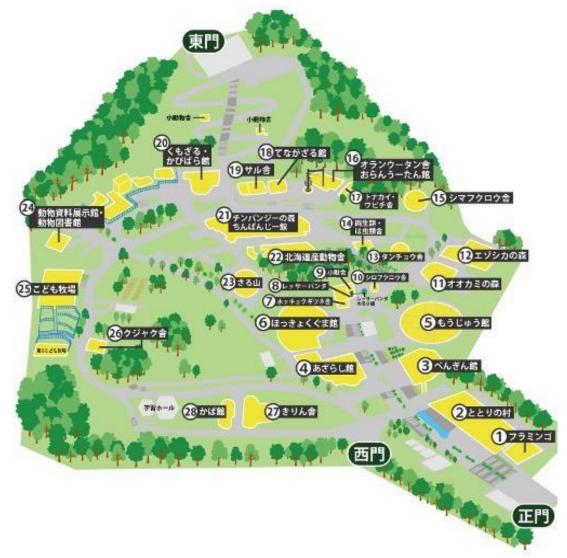
管理事務所、飼育事務所、作業所、サポートセンター、野外ステージ

## (4) 利便施設等

【休憩所】正門横・中央無料休憩所、いこいの広場、やすらぎの森、イベントホール、ちんぱんじ一館横(以上通年)、西門付近(夏期のみ)。

【売店・食堂】正門横、中央無料休憩所横、いこいの広場横、(以上通年)、西門横(夏期のみ)(補足)いずれも民営、東門内に売店・レストランあり

【トイレ】正門内・もうじゅう館前ほか計 12 箇所 (通年)、【喫煙所】正門・西門・東門 【駐車場】正門・東門、正門・西門周辺に民営駐車場あり



旭山動物園は、旭山に位置しており、正門から東門にかけては登り勾配となっている。 展示は、分類学的分類に基づいて行われている。

くもざる、かぴばら館と動物図書館の間の動物舎には、以前は、ゾウ(2006年死亡)とサイ(2009年死亡)がいた。現在はエゾタヌキが展示されている。売店・飲食店は、園内の6か所にある。

#### 8. 開園期間及び時間

例年4月下旬から11月初旬までが夏期開園期間、11月中旬から翌年4月上旬が冬期開園期間となっている。夏期開園期間中、冬期開園期間中は、年末年始(12月30日~1月1日)を除いて、休園日はない。それぞれの期間の間に休園期間がある。

平成30年度の開園期間及び開園時間は以下のとおりである。

| 区分 期間    |                        | 時間帯                      |  |  |
|----------|------------------------|--------------------------|--|--|
| 百州相国     | H30. 4. 28∼H30. 10. 15 | 午前9時30分~午後5時15分          |  |  |
| 夏期開園     | H30. 10. 16∼H30. 11. 3 | 午前 9 時 30 分~午後 4 時 30 分  |  |  |
| 夜の動物園    | H30. 8. 10∼H30. 8. 16  | 午前9時30分~午後9時00分          |  |  |
| 冬期開園     | H30. 11. 11∼H31. 4. 7  | 午前 10 時 30 分~午後 3 時 30 分 |  |  |
| 雪あかりの動物園 | H31. 2. 6∼H31. 2. 11   | 午前 10 時 30 分~午後 8 時 30 分 |  |  |

注) 休園日: H30.4.9~H30.4.27、H30.11.4~H30.11.10

# 9. 入園料

### (1) 現在の入園料体系

| 区分         | 通常料金             | 市民料金   |
|------------|------------------|--------|
| 大人 (高校生以上) | 820 円            | 590 円  |
| 団体         | 720 円            | 490 円  |
| 中学生以下      | 無料               | 無料     |
| おもてなし券     | 820円(初日の正午以降、翌日の |        |
| (1 泊 2 日券) | 正午までの入園に限る)      |        |
| 動物園パスポート   | 1,020円           | 1,020円 |
| 科学館共通パスポート | 1,820円           | 1,820円 |

注)団体料金は、有料入園者(パスポート利用者含む)が25名以上の場合に適用される。

団体料金及び旭川市民特別料金の適用は、動物園券売所窓口で入園券を購入する場合に限る。 おもてなし券(1泊2日券)の使用は、旭川市内の宿泊施設の利用者に限られる。 動物園パスポートの有効期間は、最初に利用した日から1年間である。

科学館共通パスポートの有効期間は、動物園または科学館を最初に利用した日から1年間である。

上記以外に、日本動物園水族館協会加盟園館相互割引とリンクリンク割引がある。 前者は、動物園券売所窓口で入園券購入の際に、北海道内の日本動物園水族館協会加盟 園館の年間パスポートを提示することで減額適用を行うものである。後者は、旭川市内の 美術館、博物館等の利用者に対して減額の適用を行うものである。

## (2) 入園料改定の推移

| 年度       | 摘要                        | 内容  |
|----------|---------------------------|---|
| 昭和 42 年度 | 開園初年度                     | 大人 100 円、中人 50 円、小人 10 円                                    |
| 昭和 46 年度 |                           | 小学生及び老人 無料化   |
| 昭和 49 年度 |                           | 中学生 無料化   |
| 昭和 51 年度 |                           | 大人 200 円  |
| 昭和 55 年度 |                           | 大人 400 円  |
| 平成元年度    | 消費税 3%導入開始                | 大人 410 円  |
| 平成3年度    |                           | 大人 400 円  |
| 平成7年度    |                           | 大人 410 円  |
| 平成9年度    | 消費税 5%へ                   | 大人 420 円 パスポート発行開始 520 円                                    |
| 平成 11 年度 | 冬期開園開始                    | 冬期開園モデル事業のため冬期入園料は無料  |
| 平成 13 年度 |                           | 大人(夏期)580円、大人(冬期)290円<br>夏期パスポート1,000円、冬期パスポート500円          |
| 平成 17 年度 | 冬期開園延長 (水・木<br>曜日の休園日を撤廃) | 大人(冬期)580円、夏期パスポート1,000円、冬期パスポート1,000円、科学館共通パスポート<br>1,800円 |
| 平成 20 年度 |                           | 大人一般 800 円、大人市民 580 円                                       |
| 平成 23 年度 |                           | パスポート有効期間を年度内から入園後 1 年間に<br>変更                              |
| 平成 26 年度 | 消費税 8%へ                   | 大人一般820円、大人市民590円、パスポート1,020円、科学館共通パスポート1,820円、1泊2日券820円    |

開園当初は小学生以上の入園者には入園料を課していたが、昭和 49 年度以降は大人にの み入園料が課されるようになった。

平成 11 年度より冬期間の営業が開始されることになり、平成 13 年度から冬期入園料も 徴収するようになった。この年度からパスポートの発行も行われるようになった。

平成17年度からは、夏期も冬期も同様の入園料となった。

平成20年度には、大人料金が800円に改定された。この改定時に旭川市民料金という設定も設けられた。こちらは580円とされた。

その後、平成26年度の消費税改正に際して、大人一般料金が820円、大人市民料金が590円とされて、現在に至っている。

国内公立動物園の中で、大人一般料金が最も高いのは、石川県立いしかわ動物園と宮崎市 フェニックス自然動物園の830円である。旭山動物園の大人一般料金は、両動物園に次いで 高い。

#### 10. 入園者の状況

# (1) 入園者数の推移



開園初年度は45.8万人の入園者があった。その後、昭和53年度に入園者が50万人を超えて、昭和58年度には59.7万人となった。昭和50年代は大型遊具の導入が行われた時期であり、昭和58年度に導入されたジェットコースターの人気が高かった。

昭和59年度以降は徐々に入園者が減るようになり、平成3年度には40万人を割り込むようになった。平成6年度には園内でエキノコックス症が発生して、ゴリラとワオキツネザルが死亡し、年度途中で一時閉園となった。その後、平成8年度には入園者が26万人にまで減ってしまった。

平成9年度に「ととりの村」が完成し、行動展示がスタートした。平成10年度には「もうじゅう館」、平成12年度には「ペルぎん館」、平成13年度には「オランウータンの空中放飼場」、平成14年度には「ほっきょくぐま館」、平成16年度には「あざらし館」と次々と新施設ができ、入園者は再び増加していった。平成15年度の入園者は82.3万人となり、札幌円山動物園の入園者を抜いて、道内一の入園者となった。

その後、平成 18 年度には入園者が 300 万人を突破した。平成 19 年度の入園者数 307.2 万人をピークにして、その後は減少傾向にある。

なお、冬期営業は平成11年度から開始している。夏期と冬期それぞれの入園者数の推移は、以下のとおりである。

旭川市旭山動物園 年度別入園者数(昭和42年度~平成29年度分)

| 年度             | 夏期開園 冬期開園  |            |            |           | 年度計 |           |            |
|----------------|------------|------------|------------|-----------|-----|-----------|------------|
| 年度             | 有料         | 無料         | 合計         | 有料        | 無料  | 冬期計       | 年度計        |
| S42年度          | 330,579    | 127,629    | 458,208    | 0         | 0   | 0         | 458,208    |
| S43年度          | 227,180    | 169,108    | 396,288    | 0         | 0   | 0         | 396,288    |
| S <b>44</b> 年度 | 253,034    | 181,957    | 434,991    | 0         | 0   | 0         | 434,991    |
| S45年度          | 261,810    | 160,090    | 421,900    | 0         | 0   | 0         | 421,900    |
| S46年度          | 196,250    | 201,521    | 397,771    | 0         | 0   | 0         | 397,771    |
| S47年度          | 200,762    | 225,990    | 426,752    | 0         | 0   | 0         | 426,752    |
| S48年度          | 194,846    | 215,170    | 410,016    | 0         | 0   | 0         | 410,016    |
| S49年度          | 195,261    | 271,151    | 466,412    | 0         | 0   | 0         | 466,412    |
| S50年度          | 187,546    | 260,658    | 448,204    | 0         | 0   | 0         | 448,204    |
| S51年度          | 198,609    | 300,441    | 499,050    | 0         | 0   | 0         | 499,050    |
| S52年度          | 190,591    | 297,786    | 488,377    | 0         | 0   | 0         | 488,377    |
| S53年度          | 191,059    | 309,676    | 500,735    | 0         | 0   | 0         | 500,735    |
| S54年度          | 196,911    | 359,989    | 556,900    | 0         | 0   | 0         | 556,900    |
| S55年度          | 174,131    | 322,081    | 496,212    | 0         | 0   | 0         | 496,212    |
| S56年度          | 157,894    | 378,926    | 536,820    | 0         | 0   | 0         | 536,820    |
| S57年度          | 159,656    | 375,977    | 535,633    | 0         | 0   | 0         | 535,633    |
| S58年度          | 191,380    | 405,753    | 597,133    | 0         | 0   | 0         | 597,133    |
| S59年度          | 165,933    | 385,287    | 551,220    | 0         | 0   | 0         | 551,220    |
| S60年度          | 153,267    | 382,824    | 536,091    | 0         |     | 0         | 536,091    |
| S61年度          | 146,597    | 362,648    | 509,245    | 0         |     | 0         | 509,245    |
| S62年度          | 141,470    | 318,865    | 460,335    | 0         | 0   | 0         | 460,335    |
| S63年度          | 144,067    | 341,577    | 485,644    | 0         |     | 0         | 485,644    |
| H元年度           | 139,716    | 312,308    | 452,024    | 0         |     | 0         | 452,024    |
| H2年度           | 135,336    | 299,789    | 435,125    | 0         |     | 0         | 435,125    |
| H3年度           | 147,384    | 313,992    | 461,376    | 0         |     | 0         | 461,376    |
| H4年度           | 123,860    | 235,456    | 359,316    | 0         |     | 0         | 359,316    |
| H5年度           | 134,451    | 259,235    | 393,686    | 0         |     | 0         | 393,686    |
| H6年度           | 97,506     | 187,404    | 284,910    | 0         |     | 0         | 284,910    |
| H7年度           | 124,950    | 157,838    | 282,788    | 0         |     | 0         | 282,788    |
| H8年度           | 124,557    | 136,265    | 260,822    | 0         |     | 0         | 260,822    |
| H9年度           | 136,006    | 170,249    | 306,255    | 0         |     | 0         | 306,255    |
| H10年度          | 155,799    | 196,488    | 352,287    | 0         |     | 0         | 352,287    |
| H11年度          | 175,193    | 220,024    | 395,217    | 0         |     | 26,667    | 421,884    |
| H12年度          | 232,051    | 267,270    | 499,321    | 0         |     | 40,567    | 539,888    |
| H13年度          | 260,617    | 287,141    | 547,758    | 16,795    |     | 28,126    | 575,884    |
| H14年度          | 302,979    | 305,080    | 608,059    | 38,446    |     | 62,372    | 670,431    |
| H15年度          | 399,019    | 336,195    | 735,214    | 56,233    |     | 88,682    | 823,896    |
| H16年度          | 784,157    | 441,774    | 1,225,931  | 162,731   |     | 223,543   | 1,449,474  |
| H17年度          | 1,233,022  | 442,413    | 1,675,435  | 318,748   |     | 392,249   | 2,067,684  |
| H18年度          | 1,785,386  | 501,675    | 2,287,061  | 632,183   |     | 753,589   | 3,040,650  |
| H19年度          | 1,850,230  | 455,721    | 2,305,951  | 639,573   |     | 766,402   | 3,072,353  |
| H20年度          | 1,650,003  | 430,364    | 2,080,367  | 569,533   |     | 688,843   | 2,769,210  |
| H21年度          | 1,484,990  | 411,242    | 1,896,232  | 471,219   |     | 567,042   | 2,463,274  |
| H22年度          | 1,243,536  | 351,319    | 1,594,855  | 378,303   |     | 466,664   | 2,463,274  |
| H23年度          | 1,026,071  | 343,935    | 1,370,006  | 280,015   |     | 353,643   | 1,723,649  |
| H24年度          | 985,379    | 309,706    | 1,295,085  | 262,159   |     | 330,890   | 1,625,975  |
| H25年度          | 946,059    | 299,521    | 1,295,005  | 314,543   |     | 404,477   | 1,650,057  |
| H26年度          | 946,009    | 322,106    | 1,245,580  | 287,317   |     | 362,606   | 1,651,430  |
|                |            |            |            |           |     | 355,086   |            |
| H27年度          | 873,867    | 292,709    | 1,166,576  | 283,620   |     | · ·       | 1,521,662  |
| H28年度          | 798,809    | 268,367    | 1,067,176  | 289,084   |     | 364,159   | 1,431,335  |
| H29年度          | 771,994    | 267,616    | 1,039,610  | 309,103   |     | 390,008   | 1,429,618  |
| 合計             | 23,348,478 | 15,178,306 | 38,526,784 | 5,309,605 |     | 6,665,615 | 45,192,399 |

<sup>※</sup>各年度の入園者数は、4月1日~3月31日までのものである。(有料入園者数には、バスポート再入園者数を含む。) 冬期開園は、平成11年度に試験開始、平成12年度に本開始した。

## (2) 他の動物園との比較

平成 29 年度において、入園者数が 100 万人を超えている公立動物園の状況は以下のとおりである。

| 項目動物園名  | 有料入園者<br>(人) | 無料入園者 (人)   | 総入園者        | 有料入園<br>者率 | 所在地人口<br>(人) | 入園者<br>人口比 |
|---------|--------------|-------------|-------------|------------|--------------|------------|
| 上野動物園   | 2, 700, 050  | 1, 800, 364 | 4, 500, 414 | 60.0%      | 13, 754, 043 | 32. 7%     |
| 東山動物園   | 1, 386, 548  | 1, 214, 136 | 2, 600, 684 | 53.3%      | 2, 314, 678  | 112.3%     |
| 天王寺動物園  | 1, 184, 556  | 552, 130    | 1, 736, 686 | 68.2%      | 2, 713, 808  | 64.0%      |
| 旭山動物園   | 1, 078, 394  | 348, 460    | 1, 426, 854 | 75.6%      | 339, 623     | 420. 1%    |
| 横浜ズーラシア | 679, 883     | 469, 771    | 1, 149, 654 | 59. 1%     | 3, 729, 729  | 30.8%      |
| 王子動物園   | 497, 032     | 610, 180    | 1, 107, 212 | 44. 9%     | 1, 529, 803  | 72. 4%     |

(所在地人口は、平成30年3月1日現在の人口である。上野動物園は東京都の人口、それ以外は、動物園 所在地市の人口を、各自治体のホームページに掲載されている人口に係る資料より抽出した。)

注)横浜ズーラシアの正式名称は、横浜市立よこはま動物園である。

有料入園者率は、総入園者数に占める有料入園者数の割合とした。 入園者人口比は、所在地人口に占める総入園者数の割合とした。

平成29年度における旭山動物園の入園者数は、日本の動物園の中で4番目に多い。有料入園者率は、最も高い。所在地人口に対する入園者の割合も、最も高い。これは、遠方から来る入園者が多いということを示している。この点が、他の動物園と大きく異なっている。旭山動物園は、旅行客が観光の一環として訪れる施設といえる。

#### (3) 市民の入園状況

#### ①市民入園者数の推移

(単位:人)

| 区分          | H23 年度   | H24 年度   | H25 年度   | H26 年度   | H27 年度   | H28 年度   | H29 年度   |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 市民特別料金適用入園者 | 26, 260  | 24, 804  | 29, 284  | 32, 471  | 26, 304  | 29, 410  | 24, 622  |
| 市民団体料金適用入園者 | 3, 710   | 3, 757   | 3, 760   | 2, 761   | 3, 261   | 3, 282   | 3, 060   |
| 小計          | 29, 970  | 28, 561  | 33, 044  | 35, 232  | 29, 565  | 32, 692  | 27, 682  |
| パスポート入園者    | 129, 020 | 122, 021 | 132, 689 | 146, 259 | 124, 518 | 135, 407 | 121, 417 |
| 合 計         | 158, 990 | 150, 582 | 165, 733 | 181, 491 | 154, 083 | 168, 099 | 149, 099 |

注)パスポート入園者数は、パスポート購入日以降のパスポート提示による再入園を含む。

動物園では、市民特別料金で入園する市民入園者数は把握しているが、無料入園する中学生以下及び 70 歳以上の市民入園者数及びパスポートを購入して入園する市民入園者数は把握できていない。

このため、毎年度の市民入園者数を正確に把握することはできていないが、

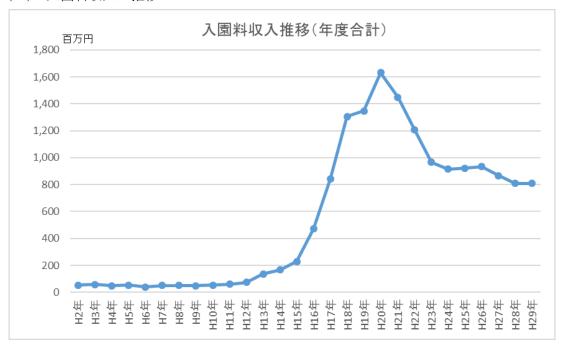
おおよその動向は把握できることと思う。

パスポートを購入する入園者の多くは旭川市民及び旭川市近隣市町村在住者と思われる。上表は、市民特別料金での入園者数とパスポート入園者数の推移である。

平成 29 年度の市民特別料金適用者数は、平成 23 年度のそれより 7.6%減少した。また、市民特別料金適用者数にパスポート利用者数を加えた人数も、平成 23 年度より 6.2%減少した。ただし、いずれの減少率も総入園者数の減少率より低い。

## 11. 入園料収入

## (1) 入園料収入の推移



入園者数のピークは平成 19 年度であったが、入園料の値上げを平成 20 年度に行ったため、入園料収入のピークは平成 20 年度であった。

### (2) 他の動物園との比較

公立動物園のうち、平成29年度の入園者数が100万人を超えている動物園の入園料収入は、以下のとおりである。

(単位:千円)

| 上野  | 東山       | 天王寺      | 旭山       | 横浜ズーラシア | 王子       |
|-----|----------|----------|----------|---------|----------|
| 非公表 | 626, 596 | 518, 252 | 808, 915 | 非公表     | 351, 703 |

旭山動物園は、入園料単価(大人通常料金)が当該6動物園の中では最も高い。また、有料入園者率が最も高い。このため、入園料収入は、入園者数が旭山動物園より多い東山動物

園や天王寺動物園よりも多い。上野動物園の入園料収入は明らかではないが、それを上回る ことはないであろう。

したがって、入園料収入は公立動物園の中では、2番目に多い動物園といえる。

なお、民間動物園は入園料単価を高く設定しているため、入園者が 100 万人を下回っていても、入園料収入が旭山動物園を上回るところはある。

## 12. 主要施設の整備状況

(単位:千円)

| 施設名          | オープン時期       | 工事費用        |
|--------------|--------------|-------------|
| こども牧場        | 平成9年4月       | 99, 179     |
| ととりの村        | 平成9年9月       | 86, 404     |
| もうじゅう館       | 平成 10 年 9 月  | 593, 901    |
| さる山          | 平成 11 年 7 月  | 233, 688    |
| ぺんぎん館        | 平成 12 年 9 月  | 460, 530    |
| オランウータン空中運動場 | 平成 13 年 8 月  | 43, 217     |
| ほっきょくぐま館     | 平成 14 年 9 月  | 714, 242    |
| あざらし館        | 平成 16 年 6 月  | 608, 055    |
| おらんう一たん館     | 平成 17 年 1 月  | 71, 568     |
| くもざる・かぴばら館   | 平成 17 年 8 月  | 57, 855     |
| 第2こども牧場      | 平成 18 年 7 月  | 47, 250     |
| ちんぱんじ一館      | 平成 18 年 8 月  | 656, 759    |
| オオカミの森       | 平成 20 年 6 月  | 215, 786    |
| エゾシカの森       | 平成 21 年 4 月  | 101, 283    |
| てながざる館放飼場    | 平成 21 年 8 月  | 81, 296     |
| シマフクロウ舎      | 平成 22 年 4 月  | 70, 851     |
| タンチョウ舎       | 平成 23 年 4 月  | 40, 004     |
| 両生類・は虫類舎     | 平成 23 年 4 月  | 41, 309     |
| 北海道産動物舎      | 平成 24 年 11 月 | 225, 846    |
| きりん舎・かば館     | 平成 25 年 11 月 | 1, 244, 166 |
| クジャク舎        | 平成 27 年 4 月  | 20, 020     |

施設の整備費は、市債の発行、基金の取崩し、一般会計繰入金、自己資金(動物園特別会計の黒字があった年度に限って)で賄われてきた。近年は、概ね建設費用の4分の3は市債、残りは基金の取崩しと一般会計繰入金で賄うことを基本としている。

## 13. 市債の発行残高推移

(単位:千円)

| 年 度      | 期首残高        | 当期増加     | 当期減少     | 期末残高        |
|----------|-------------|----------|----------|-------------|
| 平成 28 年度 | 2, 010, 254 | 127, 600 | 187, 014 | 1, 950, 840 |
| 平成 29 年度 | 1, 950, 840 | 154, 800 | 250, 600 | 1, 855, 040 |
| 平成 30 年度 | 1, 855, 040 | 124, 700 | 236, 010 | 1, 743, 730 |

注) 平成30年度の期末残高は予定である。

平成29年度末における市債残高は、いずれも平成12年度以降に発行された市債に関わるものである。その多くは、動物舎建設に係る資金調達を目的としたものが多い。

動物舎等の新設、改修に際しては、前述したように、その費用総額の75%を市債で賄い、 残る25%を基金の取崩しと一般会計繰入金で賄うことを一つの目安としている。実際には、 建設費用規模等によって状況は変わってくる。

## 14. レクリエーション施設としての機能

旭山動物園では、動物を見て楽しむだけではなく、年間を通して旭山動物園をさらに楽しんでもらうために様々な取組を行っている。

#### 【平成30年度の具体的な取組内容】

| 実施イベント           | 開催日、内容等                  |  |  |
|------------------|--------------------------|--|--|
| 開園式              | 4月28日                    |  |  |
| 夏期開園入園者プレゼント 抽選会 | 4月28日~5月6日 抽選券配付         |  |  |
| ぬりえ展             | 募集:4月28日~6月30日           |  |  |
| VA J Z JA        | 展示:8月1日~8月31日            |  |  |
|                  | 5月12日から毎月第2土曜日(4、11月除く)  |  |  |
| 絵本の読み聞かせ         | 動物図書館スタッフが絵本を読んで、飼育スタッフが |  |  |
|                  | その絵本の動物に関する解説を行っている。     |  |  |
|                  | 5月13日から毎週日曜・祝日           |  |  |
| ワンポイントガイド        | 飼育スタッフが、担当動物についてより深い解説を行 |  |  |
|                  | っている。                    |  |  |
| 三度のメシより旭山・とことん   | 5月12日から毎週土曜日             |  |  |
| 旭山               | 飼育体験や裏側体験などを行っている。       |  |  |
|                  | 5月8日、7月3日の他、随時開催         |  |  |
|                  | 旭山動物園の動物だけではなく、動物園内や隣接する |  |  |
| 旭山動物園自然観察会       | 旭山公園を散策し、植物や昆虫など自然に親しんでも |  |  |
|                  | らうための取組。                 |  |  |

| 実施イベント                 | 開催日、内容等                   |
|------------------------|---------------------------|
| <b>から口口か利払売し</b> 、たっ   | 募集:6月1日~8月27日             |
| 第 50 回児童動物画コンクール       | 展示:9月23日~11月3日            |
|                        | 表彰式:9月23日<br>6月23日        |
| <br>  障がい者夜間特別開園       | 障がい者とその家族を対象に、1 日限定で夜間特別開 |
|                        | 園を実施している。                 |
| 51回目の開園記念日・イベント        | 7月1日                      |
| 動物園撮影教室                | 夕暮れの旭山:7月14日              |
| 到彻图取影牧主                | 雪の中の旭山:1月20日              |
|                        | 8月10日~8月16日               |
| 夜の動物園                  | お盆の時期に夜9時まで開園時間を延長している。   |
| [X - 331 [X] Ext       | ナイトウォッチング、ホタルのこみち(今年度は実施  |
|                        | できず)、大型あんどん展示、屋台広場など。     |
| 夜の動物園入園者プレゼント          | 8月10日~8月16日               |
| 抽選会                    | 07,10 P 07,10 P           |
| 第 19 回動物読書感想文コンク       | 募集:11月1日~翌年1月25日          |
| ール                     | 表彰式: 3月24日                |
| 第24回動物ふれあいフォト          | 募集:10月1日~11月30日           |
| コンテスト                  | 表彰式:2月10日                 |
|                        | 11月3日                     |
| 2018 わくわくゲーム大会         | 夏期開園最終日に行うイベント。動物に関するクイズ  |
| 2010 45 ( 45 ( ) 25/25 | を解きながら園内を回るウォークラリー形式のクイズ  |
|                        | 大会。                       |
| 冬期開園                   | 11月11日~翌年4月7日             |
| クリスマスツリーを飾る会           | 11月25日                    |
| ペンギンの散歩・トボガン広場         | 12月15日から翌年3月中旬            |
|                        | 平成 31 年 2 月 6 日~11 日      |
| 雪あかりの動物園               | 旭川冬まつりと同時期に行われる夜間開園。午後8時  |
|                        | 半まで開園時間を延長している。           |
| <u> </u>               | 1                         |

上表に記載した特定の日時で実施するもの以外に、「もぐもぐタイム」「なるほどガイド」 は毎日実施されている。

「もぐもぐタイム」は、飼育担当スタッフが動物にエサを与えながら解説を行うものである。この「もぐもぐタイム」に合わせて園内を廻る入園者も多い。ホッキョクグマやアザラシなどは、午前と午後それぞれ「もぐもぐタイム」が実施されていることが多い。

「なるほどガイド」は、飼育担当スタッフが行う動物の特徴ある行動についての解説である。動物のみならず、その動物を取巻く環境等にも言及するものとなっている。

## 15. 教育施設としての機能

動物園は、動物を通して様々なことを学ぶ社会教育施設としての機能を持っている。 旭山動物園では、学校教育に対して園内でのガイドや体験学習のみならず、職員が学校に 出向く出張授業等も行っている。

## 16. 繁殖実績

繁殖は、繁殖技術があれば行えるというものではない。繁殖した動物の受入先の確保、繁殖するスペース(展示用の動物舎以外の動物舎)があって、初めて行える。

旭山動物園では、繁殖に必要となるバックヤードを確保しており、計画的に繁殖を行ってきている。平成29年度以降の繁殖動物は以下のとおりである。

| 動物名     | 繁殖年月日                 | 個体数 |
|---------|-----------------------|-----|
| キングペンギン | 平成 29 年 7 月 11 日      | 1   |
| レッサーパンダ | 平成 29 年 7 月 15 日      | 2   |
| アムールヒョウ | 平成 29 年 8 月 12 日、13 日 | 2   |
| チンパンジー  | 平成 30 年 3 月 16 日      | 1   |
| シマフクロウ  | 平成 30 年 4 月 9 日、13 日  | 2   |
| トナカイ    | 平成 30 年 5 月 15 日      | 1   |
| レッサーパンダ | 平成 30 年 7 月 11 日      | 2   |
| アミメキリン  | 平成 30 年 10 月 8 日      | 1   |

これまで繁殖賞を受賞した動物は以下のとおりである。

繁殖賞とは、日本動物園水族館協会に加盟する動物園・水族館で飼育している動物において、国内で初めて繁殖に成功した動物園・水族館に対して授与されるものである。

| NO. | 動物名     | 区分   | 繁殖年月日             |
|-----|---------|------|-------------------|
| 1   | ホッキョクグマ | 自然繁殖 | 昭和 49 年 11 月 28 日 |
| 2   | オオコノハズク | 人工繁殖 | 昭和 55 年 5 月 20 日  |
| 3   | オオコノハズク | 自然繁殖 | 昭和 56 年 5 月 13 日  |
| 4   | エゾヤチネズミ | 自然繁殖 | 昭和 60 年 3 月 22 日  |
| 5   | オオタカ    | 人工繁殖 | 昭和62年6月17日        |
| 6   | トビ      | 人工繁殖 | 平成2年6月17日         |
| 7   | アムールヒョウ | 自然繁殖 | 平成3年3月11日         |
| 8   | コガモ     | 自然繁殖 | 平成3年7月30日         |
| 9   | コノハズク   | 自然繁殖 | 平成5年6月18日         |
| 10  | ヒョドリ    | 自然繁殖 | 平成5年6月18日         |
| 11  | オマキトカゲ  | 自然繁殖 | 平成7年4月11日         |

| NO. | 動物名    | 区分   | 繁殖年月日            |
|-----|--------|------|------------------|
| 12  | コガモ    | 人工繁殖 | 平成7年7月24日        |
| 13  | スズガモ   | 人工繁殖 | 平成7年8月1日         |
| 14  | シマアジ   | 人工繁殖 | 平成8年6月21日        |
| 15  | キレンジャク | 自然繁殖 | 平成8年8月4日         |
| 16  | スズメ    | 人工繁殖 | 平成 10 年 7 月 7 日  |
| 17  | コノハズク  | 人工繁殖 | 平成 10 年 7 月 14 日 |
| 18  | ヒドリガモ  | 自然繁殖 | 平成 10 年 7 月 21 日 |
| 19  | アカゲラ   | 自然繁殖 | 平成 11 年 6 月 6 日  |
| 20  | オオワシ   | 人工繁殖 | 平成 19 年 3 月 29 日 |

#### 17. 研究施設としての機能

## (1) 酪農学園大学との連携

酪農学園大学と旭山動物園は、野生生物の共同調査・研究、環境教育など普及啓発事業 に関する連携を進め、北海道及びアジア地域の生物多様性の保全に資することを目的とし た覚書を、平成23年9月5日に締結している。

#### (2) 岐阜大学との連携

岐阜大学と旭山動物園は、旭山動物園における飼育動物等に係る研究及び教育等の学術活動を一層発展・促進させると同時に、希少野生動物種の保全に更なる貢献を果たすことを目的とした基本協定書を、平成30年7月1日に締結している。

#### 18. 自然保護に係る活動

#### (1) ボルネオでの活動

世界的に深刻化する環境問題、生物多様性の保全への関心が高まる中、海外からも多くの 入園者が訪れる旭山動物園では、保全活動へ主体的に参画することで、国際的に通用する動 物園の価値観を得ることが必要不可欠と考えており、そうした活動に積極的に取り組んで いる。

平成22年2月にマレーシア・サバ州野生生物局との間で、サバ州での野生生物多様性保全に関わる合意書を締結した。

活動に当たっては、全国に約200台設置されているドネーション型飲料水自動販売機の売上げの一部を、主な財源としている。年間約800万円を、公益社団法人ボルネオトラストジャパンを通して運用している。これまでの主な活動実績は、次のとおりである。

平成22年:ボルネオゾウのトランスロケーション用の移動艦1台寄贈

平成25年:ボルネオエレファントサンクチュアリ(レスキューセンター第一期施設)寄贈

寄贈した施設で飼育しているゾウの飼料や飼育員に係る費用の支援

平成28年:ダイハツ自動車株式会社から旭山動物園を通じてミニトラック3台を寄贈

## (2) 知床に関わる活動

公益財団法人知床財団と旭山動物園は、相互に協力して共同事業に取り組むことによって、野生生物の調査研究・環境教育などの普及啓発を推進することを目的として、平成 23 年 2 月に「知床財団と旭川市旭山動物園の包括的な連携と協力に関する協定」を締結した。

#### (3) 台北市立動物園との協働活動

台湾の台北市立動物園と旭山動物園は、連携的かつ包括的な協力関係を構築し、生物多様性の保全に向けた取組について協働することを目的として、「台北市立動物園と旭川市旭山動物園の連携と協力に関する覚書」を平成27年9月に締結した。

## 第3 監査結果と意見

#### 1. 入園券管理について

## (1) 入園券の種類と管理方法

「第2 旭山動物園の概要」の「9. 入園料」に記載した料金体系にしたがって、各種の 入園券及び減免制度がある。

# ①入園券の種類

| 券種                | 区分             | 単価     | 備考                           |  |  |
|-------------------|----------------|--------|------------------------------|--|--|
|                   | 通常 820 円 高校生以上 |        | 高校生以上                        |  |  |
| 一般入園券 市民 590円 高校生 |                | 590 円  | 高校生以上の旭川市民                   |  |  |
| 動物園パスポート          | 通常             | 1,020円 | 有効期間は、初回利用日から1年間             |  |  |
| 科学館共通パスポート        | 通常             | 1,820円 | 有効期間は動物園または科学館の初回利用日から1年間    |  |  |
| おもてなし券<br>(1泊2日券) | 通常             | 820 円  | 入園初日の正午以降の入園、及び翌日の正午までの入園が可能 |  |  |

注)パスポートは1年間有効の利用券である。

## ②主な減額内容

| 減額内容          | 区分 | 単価    | 備考                                       |
|---------------|----|-------|--|
| リンテカ リンテカ宝[7] | 通常 | 720 円 | 旭川市内の美術館、博物館等の利用者に対して減額対応                |
| リンクリンク割引      | 市民 | 490 円 | 上記の要件を満たす市民入園者に対して減額対応                   |
| 日動水相互割引       | 通常 | 720 円 | 道内の日本動物園水族館協会加盟園館の年間パスポート所持者に<br>対して減額対応 |
|               | 市民 | 490 円 | 上記の要件を満たす市民入園者に対して減額対応                   |
| 団体入園割引        | 通常 | 720 円 | 有料入園者(パスポート利用者含む)が25名以上の場合に減額対応          |
| 四件八階刊刊        | 市民 | 490 円 | 上記の要件を満たす市民に対して減額対応                      |

注)日動水相互割引の正式名称は、日本動物園水族館協会加盟園館相互割引である。

動物園パスポートとおもてなし券(1泊2日券)以外の入園料には、いずれも通常料金と市民特別料金とがある。そのため、入園券もそれぞれ2種類ある。

おもてなし券(1泊2日券)は、対象者を旭川市内の宿泊施設の利用者としている。

動物園が、一般社団法人旭川観光コンベンション協会(以下「観光コンベンション協会」という。)に販売を委託している。

リンクリンク割引は、動物園券売所窓口で入園券購入の際に、旭川市内の社会教育施設等(旭川市博物館をはじめとする9施設)の観覧券・入館券の半券を提示することで減額の適用を受けられるというものである。

日動水相互割引は、動物園券売所窓口で入園券購入の際に、北海道内の他の動物園・水族館(対象は平成31年2月末現在で8施設)の年間パスポートを提示することで減額の適用を受けられるというものである。

上表に記載しなかった入園券として、企画券がある。企画券の代表的なものは、旅行会社等が企画する旅行パック等に旭山動物園訪問が含まれるというものである。通常は、企画者が販売する際に、企画者の様式による入園券も購入者に交付される。動物園は、入園時に回収した半券に基づいて、後日、企画者に料金を請求するかたちとなっている。

このため、原則として、動物園側が未使用企画券を保管することはない。

### ③管理方法

一般入園券(通常、旭川市民用)、動物園パスポート、1 泊 2 日券は、毎年度デザインを変えており、券面に年度記載を行っている。毎年度、作成するものであるため、未使用入園券は年度終了後に破棄される。

リンクリンク割引及び日動水相互割引の適用者に交付する各入園券の券面には年度記載 を行っておらず、在庫枚数が少なくなると印刷している。

一般入園券は動物園で販売されるだけでなく、動物園外でも販売される。

動物園が保管する未使用入園券は、動物園の券売窓口業務を受託している株式会社ベリージャパン(以下「ベリージャパン」という。)と動物園外での販売を受託している外部販売者(株式会社厚友会、観光コンベンション協会、旭川ホテル旅館協同組合、公益財団法人旭川公園緑地協会)に払い出す。各販売者からは毎月、販売報告がある。各販売受託事業者が保管する未使用入園券が少なくなると、補充を行うことになる。年度末に各販売受託事業者が保管する未使用入園券は、動物園に戻される。

おもてなし券(1泊2日券)は対象者を旭川市内の宿泊施設の利用者としていることから、 観光コンベンション協会に販売を委託している。また、動物園でも販売している。

毎年度、動物園で製作したおもてなし券(1泊2日券)は、動物園販売用分を除いた上で、 観光コンベンション協会に引き渡される。

観光コンベンション協会は、同協会に加盟する旭川市内のホテル及び旭川観光物産情報 センター等に払い出す。

毎月の受払報告兼販売報告は、同協会から旭山動物園になされている。年度末に観光コン

ベンション協会加盟ホテル等が保有する未使用入園券は同協会が回収し、それと同協会自身が保管する未使用入園券と合わせて、動物園に戻している。

#### (2)監査結果と意見

## ①受払簿の作成について【意見】

動物園では、月単位で一般通常入園券、一般市民入園券、動物園パスポートに係る受払簿を作成している。4月の受払簿では、年度当初に印刷した枚数が期首残高となり、そこから各販売受託事業者に払い出した枚数が払い出し数量となり、月末の残高が記録される。翌月以降も、同様に記録されていく。

平成30年3月の受払簿では、3月末の一般通常入園券の残高は56,500枚、一般市民入園券は18,500枚、パスポートは13,800枚となっていた。

当該残高は、動物園が保管する未使用入園券に係る残高であり、年度末に各販売受託事業者から返還される枚数は反映されていない。このため、年度末に保有する未使用入園券の総数を明らかにする書類が、現状においては存在していない。

破棄する入園券の現物があるべき枚数になっているかという確認を行うために、販売受 託事業者から返還された未使用入園券も含んだ総未使用入園券の数量を明らかにする書類 を作成すべきである。

#### ②ベリージャパン保管入園券の実査

ベリージャパンで保管している未使用入園券は、毎月末に動物園側で実査している。その 妥当性を確認するために、平成30年10月31日に実施された実査に立ち会った。実査は適 正に行われており、指摘すべき事項はなかった。

## ③企画券の在庫管理について【意見】

企画券は、前述したように、企画者側で入園券を製作することになっている。入園時に回収する半券によって入園者数を確定して、後日、動物園が企画者に対して、入園料金の請求を行う。

ただし、KDDI 株式会社(以下「KDDI」という。)が企画している企画券だけは、KDDI が製作した入園券を動物園が預かっている。

当該企画券を利用する入園者は、動物園の券売窓口で KDDI のポイントサービスを利用する旨を告げて、それを証明するスマートフォンの画面を提示する。それを確認した券売窓口は、予め預かっている KDDI au サービス用の企画券を入園者に渡す。

動物園は、入園時に回収する半券に基づいて、KDDI に入園料金を請求する。平成30年度は、年度当初に4,000枚程度の企画券がKDDIから動物園に送付されてきた。

当該企画券については、受払簿は作成されていない。したがって、実際の在庫枚数が、あるべき枚数であるか、否かは確認していない。

未使用企画券の紛失、盗難があったとしてもわからない状況にある。

KDDI 側では、ポイント利用者数は把握していることであろうから、動物園からの請求枚数とそれを照合することで、不正利用があった場合に、それを把握することはできるであろう。しかしながら、その責任を誰が負うのかは、現状では明らかにされていない。動物園が預り保管責任を負うのか、否かを契約書等において明確にすべきであろう。

もしも、動物園が預り保管責任を負うのであれば、受払管理を行う必要がある。

# ④おもてなし券(1泊2日券)の販売【意見】

おもてなし券(1泊2日券)は旭川市内の宿泊施設の利用者を対象としたものである。観光コンベンション協会に販売を委託しており、観光コンベンション協会を通して市内のホテル、観光コンベンション協会が運営する旭川駅前の旭川観光物産情報センター等で販売されている。同観光物産情報センターの入口には、おもてなし券(1泊2日券)の案内ポスターが掲載されているが、2日目の利用に関しては、旭川市内の宿泊施設利用者に限る旨は記載されていない。販売に際しても、同様の説明が十分に行われていない。

動物園の入り口では、2日目の入園に際して宿泊したことを証明する書類の提示を求めているため、販売に際しては購入条件の説明を徹底するよう指導すべきであろう。

なお、おもてなし券(1泊2日券)による入園者数の推移は、以下のとおりである。

(単位:人)

| 販売区分        | 入園日  | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------|------|----------|----------|----------|----------|
| 動物園         | 1日目  | 1, 624   | 1, 335   | 1, 753   | 1, 911   |
| 19170图      | 2 日目 | 1, 007   | 758      | 963      | 987      |
| 観光コンベンション協会 | 1日目  | 4, 695   | 5, 503   | 5, 940   | 7, 142   |
|             | 2 日目 | 882      | 603      | 486      | 535      |
| 合 計         |      | 8, 208   | 8, 199   | 9, 142   | 10, 575  |

注) 販売区分の「動物園」は動物園での販売、「観光コンベンション協会」は、同協会を通した販売である。

#### 2. 動物管理

動物は、旭川市の財産管理上は備品として扱われる。

#### (1)動物の増減について

#### ①増加要因

購入、繁殖、交換、寄贈、借入である。例外的に保護がある。

近年においては、購入、交換はほとんどない。平成29年度における購入、交換はゼロであった。近年の主な増加要因は、繁殖及び繁殖を目的とした借入である。

#### ②減少要因

交換、譲渡、死亡、貸出しである。例外的に保護した動物を、自然に戻す場合がある。公立動物園であることから、営利を目的とした売却はない。

近年の主な減少要件は、死亡及び繁殖を目的とした貸出しである。

# (2) 平成29年度における異動状況

| 種名             | H29. 3. 31 | 増加  | 減少  | Н30. 3. 31 | 備考           |  |
|----------------|------------|-----|-----|------------|--------------|--|
| 1五 日           | 個体数        | 個体数 | 個体数 | 個体数        |              |  |
| ニホンサ゛ル         | 58         | 19  | 1   | 76         | 19 頭繁殖、1 頭死亡 |  |
| チンハ゜ンシ゛ー       | 14         | 1   |     | 15         | 1頭繁殖         |  |
| シンリンオオカミ       | 8          |     | 1   | 7          | 1 頭死亡        |  |
| シセンレッサーハ。ンタ゛   | 8          | 2   | 2   | 8          | 2頭繁殖、2頭貸出    |  |
| ライオン           | 2          |     | 1   | 1          | 1頭死亡         |  |
| アムールヒョウ        | 3          | 2   |     | 5          | 2 頭繁殖        |  |
| クロヒョウ          | 1          |     | 1   | 0          | 1頭死亡         |  |
| アムールトラ         | 5          |     | 1   | 4          | 1頭死亡         |  |
| ユキヒョウ          | 3          |     | 1   | 2          | 1頭死亡         |  |
| コ゛マフアサ゛ラシ      | 5          | 2   |     | 7          | 2 頭繁殖        |  |
| キョン            | 4          |     | 1   | 3          | 1頭死亡         |  |
| トナカイ           | 3          | 1   |     | 4          | 1 頭繁殖        |  |
| アフリカタテカ゛ミヤマアラシ | 2          |     | 1   | 1          | 1頭死亡         |  |
| カピ バラ          | 0          | 2   |     | 2          | 2 頭借受        |  |
| キング゛ヘ゜ンキ゛ン     | 17         | 1   | 2   | 16         | 1 羽繁殖、2 羽死亡  |  |
| フンホ゛ルトヘ゜ンキ゛ン   | 18         |     | 2   | 16         | 2 羽死亡        |  |
| キンメフクロウ        | 1          |     | 1   | 0          | 1 羽死亡        |  |

## (3) 増減に伴う手続

旭川市物品管理規則においては、物品(備品)の取得、除売却に際しては会計課に通知を 行うこととされている。会計課では、通知に基づいて物品一覧が作成される。

ただし、動物については会計課の物品一覧には登録されず、動物園の動物管理台帳で管理 することとされている。このため、動物が生まれた際は、会計課への通知は不要とされてい る。しかし、動物が死亡した場合には、物品事故報告書を会計課に提出することになってい る。

物品事故報告書が作成されると同時に動物園の管理台帳に死亡の旨が記載される。

貸付及び借入に際しては、相手方との間で貸借契約書が作成される。動物管理台帳には貸付けた動物、借入れた動物のいずれも計上されている。

| 区分                       | 種名                              | 個体数 | 相手先                           |  |  |
|--------------------------|---------------------------------|-----|-------------------------------|--|--|
|                          | チンハ゜ンシ゛ー                        |     | 横浜野毛動物園 1 頭、おびひろ動物園 1 頭       |  |  |
| ば レッサーハ゜                 | フンホ゛ルトヘ゜ンキ゛ン                    | 2 羽 | 稚內水族館 2 羽                     |  |  |
|                          | レッサーハ。ンタ、                       | 2頭  | 広島・安佐動物公園1頭、静岡・日本平動物園1頭       |  |  |
|                          | シロテテナカ゛サ゛ル                      | 2頭  | 石川動物園1頭、札幌・円山動物園1頭            |  |  |
|                          | クマタカ                            | 1 羽 | 京都市動物園                        |  |  |
| ワオキツネサ゛ル 4頭 日本モンキーセンター4頭 |                                 |     | 日本モンキーセンター 4頭                 |  |  |
|                          | シ゛ェフロイクモサ゛ル                     | 1頭  | 福岡・海の中道動物園                    |  |  |
|                          | アヒ゛シニアコロフ゛ス                     | 2頭  | 神戸・王子動物園 2 頭                  |  |  |
|                          | シロテテナカ゛サ゛ル                      | 2頭  | 佐世保動植物園 2 頭                   |  |  |
|                          | チンパンジー                          | 2頭  | 仙台・八木山動物園1頭、熊本チンパンシーサンクチュアリ1頭 |  |  |
|                          | オランウータン                         |     | 多摩動物公園 2 頭                    |  |  |
|                          | ホッキョクク゛マ                        | 3頭  | 東北サファリ1頭、札幌・円山動物園2頭           |  |  |
| 借                        | レッサーハ。ンタ、                       | 4頭  | 周南市・徳山動物園1頭、鯖江市・西山動物園3頭       |  |  |
| 受                        | ユキヒョウ                           | 1頭  | 札幌・円山動物園                      |  |  |
| 又                        | マーアミメキリン                        |     | 周南市・徳山動物園                     |  |  |
|                          | カハ゛                             | 1頭  | 長崎バイオパーク                      |  |  |
|                          | カピ バラ                           | 2頭  | 愛媛県・とべ動物園2頭                   |  |  |
|                          | イワトヒ゛ヘ゜ンキ゛ン                     | 2 羽 | 豊橋動物園 2 羽                     |  |  |
|                          | ジェンツーへ。ンキ、ン 1<br>フンホ、ルトへ。ンキ、ン 2 |     | 豊橋動物園                         |  |  |
|                          |                                 |     | 鹿児島市・平川動物公園 2 羽               |  |  |
|                          | タンチョウ 2 羽 釧路市動物園 2 羽            |     |                               |  |  |
|                          | シマフクロウ                          | 2 羽 | 釧路市動物園 2 羽                    |  |  |

## (4)動物管理台帳について

飼育担当者が作成する飼育日誌に基づいて、飼育責任者が 1 ケ月の増加、減少状況(死亡、誕生等)を1枚の表にまとめて、それを動物管理台帳管理者に毎月渡している。

動物管理台帳管理者は、それに基づいて台帳を更新している。

動物管理台帳は、動物園内で飼われたことのあるすべての個体についての記録とされている。このため、死亡した個体、他の動物園に異動した個体についても、台帳から抹消されることはない。借り受けている個体も登録されている。

期末残高の個体集計は、動物園が所有する個体数に係るものと動物園内に存在する個体 数に係るものの2通りがある。

動物園が所有する個体数は、期末日現在における(貸出個体数)+(動物園内に存在する個体数)-(借入個体数)となる。

動物園内に存在する個体数には、貸出個体数は含まれず、借入個体数は含まれる。このた

## め、動物種によっては、両者の数量が異なる

旭山動物園では、公表資料には、動物園に存在している動物数を記載している。

## (5) 監査結果と意見

#### ①物品事故報告書を会計課に提出する必要性【意見】

動物は会計課の物品一覧ではなく、動物園が作成する管理台帳で管理している。飼育動物が死亡した際に会計課に提出する物品事故報告書に基づいて、会計課で台帳に記録を行うわけではない。財産管理の観点からは、当該事故報告書の提出は必要ないものと考える。

## ②総合政策部財政課への固定資産増減報告【意見】

前述したように、市の財産管理上の規定では、動物は備品扱いすることになっている。 新地方公会計による財務諸表を作成している総合政策部財政課には、50万円以上の物品 の増減を報告することになっている。

動物園には取得価額が50万円以上の動物が存在しているが、これまで当該増減報告を行っていなかった。今後は報告すべきである。

#### ③貸借動物の繁殖について

#### ア) 貸借契約書の定め

貸借動物が繁殖に成功した場合に、繁殖個体の所属先をいずれにするかについては、通常 契約書において定められる。

以下は、近年繁殖に成功した借入動物に係る契約書の内容である。

| 動物名         | 借入先      | 内容                       |
|-------------|----------|--------------------------|
| レッサーハ。ンタ、   | 鯖江市西山動物園 | 貸借動物に係る繁殖個体のうち 1 年以上生育した |
|             |          | ものの帰属については、甲・乙協議の上、決める。  |
| アヒ゛ニシアコロフ゛ス | 王子動物園    | 第1子は王子動物園、第2子は旭山動物園、第3子  |
|             |          | 以降は両者協議の上、決める。           |
| シロテテナカ゛サ゛ル  | 九十九島動植物園 | 第1子は九十九島動植物園、第2子は旭山動物園、  |
|             |          | 第3子以降は両者協議の上、決める。        |

## イ)適時の帰属決定【意見】

借入れているレッサーパンダは、平成 28 年 6 月と平成 29 年 6 月に、それぞれ 2 頭の繁殖に成功した。4 頭の繁殖個体の帰属先を明らかにした契約書は、平成 30 年 10 月に交わされた。これによって、平成 28 年 6 月に誕生した 2 頭は西山動物園の帰属、平成 29 年 6 月に誕生した 2 頭は旭山動物園の帰属となった。

貸借契約書に基づくならば、誕生から1年を経過した時点で帰属先を協議決定して、それに係る文書をとりかわすべきであった。

担当者の話では、繁殖個体は、出産時及び育児の過程における状況等により、生育の速度 や健康状態の安定に個体差があるため、繁殖後1年では帰属決定が困難な場合もあるとい うことである。そういう状況が予想される場合は、契約書における帰属先決定の時期自体を 見直すべきであろう。

#### 3. 公有財産(不動産及び工作物等)の管理

#### (1) 所定の管理手続

地方自治法第238条では、公有財産として不動産、不動産の従物、基金等が挙げられている。 旭山動物園が保有する公有財産は、不動産、工作物、基金である。

旭川市では、旭川市公有財産管理規則においてその管理手続を定めている。

第58条において、公有財産については公有財産台帳を備えることが義務づけられている。 また、第65条において、毎年3月31日現在の公有財産の現在高及び同日の属する会計 年度における増減の状況を総務部長に報告することが定められている。

また、新地方公会計による財務諸表を作成している総合政策部財政課にも、50万円以上の公有財産の増減を報告することになっている。

これは、新地方公会計では取得価額が50万円以上の物品は資産として計上することになっているためである。

#### (2) 土地について

## ①旭山動物園の土地概要

旭山動物園の土地は2筆ある。当該土地については、土地台帳が作成されている。

#### ②監査結果と意見

登記簿謄本と土地台帳との間の不整合【指摘】

土地について、登記簿謄本、公図と土地台帳との照合を行った。以下の土地1筆については、登記簿謄本条の記載面積と土地台帳上の記載面積が相違していた。

| 所在地               | 書類名   | 面積              |  |
|-------------------|-------|-----------------|--|
| 和川士市和川町合河 11 乎 10 | 登記簿謄本 | 148, 681. 00 m² |  |
| 旭川市東旭川町倉沼 11 番 18 | 土地台帳  | 148, 017. 56 m² |  |

相違原因を確認した上で必要な修正を行うべきである。

## (3) 建物について

#### ①旭山動物園の建物概要

主要な建物は動物舎と事務所である。また、売店、飲食店、トイレ等もある。 以下の建物を除いて、遊休しているものはない。

| 家屋番号 | 用途   | 取得年月日    | 取得金額(円)     |
|------|------|----------|-------------|
| 048  | 屋外便所 | 平成1年9月5日 | 2, 730, 000 |

当該遊休施設は、正門付近にあるトイレである。近接した場所に多目的トイレを新築した ため、使用を中止したものである。今後、利用する予定はなく、解体を予定している。

## ②監査結果と意見

#### 建物台帳登録資産の実在性【指摘】

建物台帳に登録されている84件のうち、12件が現物と照合できていなかった。その明細は以下のとおりである。

現物が存在しない建物については、建物台帳からの削除が必要である。

| 建物番号     | 用途    | 取得年月日            | 面積                    |
|----------|-------|------------------|-----------------------|
| 00002548 | 詰所    | 昭和42年4月1日        | 25. 92 m²             |
| 00002549 | 浄水室   | 平成6年5月30日        | 5. 76 m <sup>2</sup>  |
| 00002554 | 便所    | 昭和42年4月1日        | 19. 44 m²             |
| 00002555 | 売札所   | 昭和42年4月1日        | 6. 48 m <sup>2</sup>  |
| 00002558 | 物置    | 昭和42年4月1日        | 6. 48 m <sup>2</sup>  |
| 00002561 | 物置    | 昭和43年4月1日        | 24. 03 m <sup>2</sup> |
| 00002562 | くじゃく舎 | 昭和44年4月1日        | 10.87 m <sup>2</sup>  |
| 00002563 | 油庫    | 昭和 45 年 3 月 20 日 | 2. 08 m <sup>2</sup>  |
| 00002566 | 育雛舎   | 昭和46年4月1日        | 14. 58 m²             |
| 00002580 | 売札所   | 昭和 58 年 4 月 28 日 | 9. 72 m²              |
| 00002581 | 売札所   | 昭和 58 年 4 月 28 日 | 9. 72 m²              |
| 00002582 | 医務室   | 昭和 58 年 10 月 1 日 | 32. 40 m <sup>2</sup> |

なお、当該包括外部監査期間中に、上記 12 件の一部については照合ができた。照合できなかった建物については、台帳から削除する手続きがとられた。

## (4) 工作物について

#### ①工作物の概要

工作物とは「建物、立木以外の土地の定着物 (石垣、溝渠、橋など)」をいう。動物園では公有財産 (工作物) 台帳を作成し管理を行っている。

## ②監査結果と意見

## ア) 台帳との照合【意見】

台帳は平成26年に整備されたものである。その後、取得された物品については台帳に追

加登録しているが、廃棄物品については台帳からの削除を行っていないとのことである。速 やかに台帳と現物との照合を行うべきである。

## イ) 工作物台帳と備品台帳との重複登録【指摘】

工作物台帳と備品台帳に重複登録されている物品があった。以下の内容である。

| 備品番号   | 現存場所  | 品質規格                                      | 取得日付            | 取得金額(円)     |
|--------|-------|---|-----------------|-------------|
| 86892  | 東門    | モニュメント アムールヒョウ型 (製作物)                     | 平成 18 年 8 月 4 日 | 4, 500, 000 |
| 92167  | 正門広場  | モニュメント コンク<br>リート製北極熊型<br>「ASAHIYAMA Zoo」 | 平成19年4月1日       | 2, 000, 000 |
| 92168  | チンパ周辺 | モニュメント 鉄柱動<br>物模型付 土台コンク<br>リート製、手洗4個付    | 平成19年4月1日       | 930, 000    |
| 92169  | くま館1階 | モニュメント 造形ス<br>テンレス製                       | 平成19年4月1日       | 970, 000    |
| 164660 | 正門広場  | "もっと夢"基金の木                                | 平成29年7月1日       | 1, 180, 000 |
| 164661 | 正門広場  | "もっと夢"基金の木                                | 平成29年7月1日       | 1, 180, 000 |
| 164662 | 正門広場  | "もっと夢"基金の木                                | 平成 29 年 7 月 1 日 | 1, 180, 000 |

<sup>※</sup>備品番号は備品台帳に登録されている番号である。

これらは、その内容から判断すると工作物に該当するものである。なお、当該包括外部監査期間中に、重複登録を解消する手続がとられた。

#### (5) 基金

基金については、「9. 基金」において監査結果を述べる。

# 4. 物品管理(備品等)

#### (1) 所定の管理手続

地方自治法第239条では、現金、公有財産、基金以外の動産は物品とされている。旭川市では、旭川市物品管理規則においてその管理手続を定めている。

それによると、備品一覧を備えること(第28条)、毎会計年度末における備品の現在高について、物品現在高報告書を作成し、翌年度の5月末までに会計責任者に提出すること(第38条)、価格100万円以上の車両、機械器具その他のものについては、毎会計年度における増減及び年度末現在高を翌年度の5月末日までに会計管理者に通知すること(第39条)が求められている。

また、総合政策部財政課にも50万円以上の物品の増減を報告することになっている。

## (2) 備品について

### ①備品台帳登録品の実在性【指摘】

備品台帳は整備されているが、備品台帳と現物との照合が十分に行われていない。平成30年9月末現在において、備品台帳に登録されている備品は約2,000件であるが、このうち449件が現物と照合できていない状況にある。

# ②備品台帳未登録品の存在【指摘】

動物園内に設置されている「バイオトイレ」は、備品台帳には2台登録されているが、実際には8台存在している。8台の内訳は西門外に3台、飼育事務所横に2台、タンチョウ舎周辺に3台である。

さらに、平成29年5月に取得した「動物診療器具他 計116,866円」も未登録であった。 未登録品については速やかに台帳登録が必要である。

動物園によると、これ以外にも現物はあるものの備品台帳に登録されていない物品が複数あるとのことである。

例えば、いこいの広場横にある長いすや長机、シマフクロウ舎のモニターテレビなどである。これらは過去に廃棄登録されたものであるが、実際にはその後も転用して、使用されてきている。

動物園に確認したところ、一度は廃棄することとしたものの転用利用することとしたものと思われるということであった。

### ③建物台帳と備品台帳の重複登録について【指摘】

建物台帳と備品台帳に重複登録されているものがあった。 その内容は以下のとおりである。

# 建物台帳における登録内容

| 家屋番号 | 用途 | 取得年月日           | 取得金額(円)     |
|------|----|-----------------|-------------|
| 073  | 売店 | 平成 16 年 6 月 6 日 | 3, 980, 000 |

### 備品台帳における登録内容

| 備品番号  | 品質規格                    | 取得年月日           | 取得金額 (円)    |
|-------|-------------------------|-----------------|-------------|
| 92087 | プレハブ休憩所<br>軽量鉄筋 58.32 ㎡ | 平成 19 年 4 月 1 日 | 3, 715, 846 |

各台帳における「取得年月日」及び「取得金額」が相違しているが、動物園によると同一 資産であるということである。その内容から判断すると、建物に該当するものである。

なお、当該包括外部監査期間中に、重複登録を解消する手続がとられた。

# 5. 業務委託契約

# (1)委託業務契約額の推移

(単位:千円)

|       | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 契 約 額 | 327, 610 | 318, 593 | 309, 227 |

動物の飼育管理業務以外の業務のうち、比較的専門性が高い業務は、委託業務としているものが多い。委託料の総額は年々わずかずつであるが、減少している。

# (2) 平成29年度の委託業務契約

委託業務契約の総数は38件である。このうち契約額が1,000千円以上のものは以下のと おりである。

(単位:千円)

| 業務内容               | 契約額      | 契約方法        | 事業者数 |
|--------------------|----------|-------------|------|
| 園内管理業務             | 195, 674 | 指名競争入札      | 5 者  |
| 展示館案内等業務           | 45, 824  | 指名型プロポーザル方式 | 1者   |
| 園内警備及びボイラー管理業務     | 15, 336  | 指名競争入札      | 8者   |
| 動物園じん芥等収集処理業務      | 5, 277   | 指名競争入札      | 9者   |
| 動物園冬期園路整備等業務       | 4,001    | 指名競争入札      | 5 者  |
| 動物園自動扉保守点検業務       | 3, 350   | 一者随意契約      | 1者   |
| 動物園浄化システム点検保守業務    | 2, 447   | 一者随意契約      | 1者   |
| 動物園樹木剪定及び植栽業務(春)   | 2, 214   | 指名競争入札      | 6者   |
| 動物園樹木剪定及び植栽業務(秋)   | 1, 771   | 指名競争入札      | 6者   |
| 動物園昇降機点検保守業務       | 1, 555   | 指名競争入札      | 2 者  |
| 動物園バイオトイレ保守業務      | 1, 439   | 一者随意契約      | 1者   |
| 動物園東門自動扉保守点検業務     | 1, 376   | 一者随意契約      | 1者   |
| 動物園電気設備保安管理業務      | 1,073    | 指名競争入札      | 5 者  |
| 汚泥収集運搬処理業務         | 1,058    | 指名競争入札      | 3 者  |
| 広報宣伝用ポスター等製作業務     | 1,012    | 指名競争入札      | 5 者  |
| 動物園パスポート 2018 製作業務 | 1,004    | 指名競争入札      | 5 者  |
| その他                | 24, 816  |             |      |
| 合計                 | 309, 227 |             |      |

注) 事業者数は、入札に応募した事業者数である。

# (3) 監査結果と意見

園内管理業務と展示館案内等業務

#### ①応募状況

園内管理業務と展示館案内等業務は平成19年度までは一つの委託業務であったが、その後競争性を確保する観点、事業者の参入機会の確保という観点から二つに分割された。 それぞれの業務内容は以下のとおりである。

| 委託業務名  | 内容                       | 受託者名<br>(平成 29 年度) |
|--------|--------------------------|--------------------|
|        | 入園券の販売、改札、収納事務、園内警備、清掃   |                    |
| 園内管理業務 | 業務、除排雪業務、駐車場警備、シャトルバス運   | (株)ベリージャパン         |
|        | 行及び閉園期間の開園準備作業等          |                    |
|        | ちんぱんじ一館、オオカミの森、エゾシカの森、お  |                    |
| 展示館案内等 | らんうーたん館、てながざる館、両生類・は虫類舎、 | マニショ (おた) 和 川 士 牡  |
| 業務     | キリン舎・かば館及びペンギンの散歩(積雪期)に  | アデュ(株) 旭川支社        |
|        | 係る案内等                    |                    |

園内管理業務の業務内容は多岐にわたっている。指名競争入札となっており、平成29年度の入札参加者は5者であった。委託額195,674千円(税込)は、動物園が委託する業務の中では、もっとも高額である。

展示館案内等業務は、2番目に委託額が大きい業務である。プロポーザル方式による入札となっている。平成29年度の応募者は1者であった。

### ②展示館案内等業務に係る入札参加者を増やすための検討【意見】

平成28年度、平成29年度と2年間に渡って、応札者は1者のみとなっている。

委託業務の内容を見直すことで、応募者を増やせる余地がないかを検討する必要がある ことと思う。

昨今の労働市場では人手不足が顕著になってきていることから、事業者にとっても人員 確保が容易ではなくなってきていることと思う。このため、展示館案内等業務の契約期間を 長期化させることが有効でないかを、検討してもいいことと思う。

また、展示館等案内業務を再び園内案内業務と一体化させることも、検討の余地があることと思う。

# 6. 工事契約

### (1) 平成29年度に実施された工事契約

平成29年度に実施された工事の内容は以下のとおりである。

(単位:円)

| 工事名             | 契約額           | 備考    |
|-----------------|---------------|-------|
| ととりの村池改修        | 105, 138, 000 |       |
| ととりの村裏側水路整備     | 7, 949, 653   |       |
| ととりの村天井網交換      | 43, 524, 000  | 天井網交換 |
| オランウータン舎改修      | 32, 659, 200  |       |
| タンチョウ舎池改修       | 4, 299, 787   |       |
| 学習ホール屋根防水改修     | 21, 027, 600  |       |
| 体** イノシシ屋外放飼場拡張 | 5, 787, 413   |       |

# (2) 監査結果と意見

資本的支出と修繕費の区分【意見】

改修工事は、その内容が資本的支出、修繕費のいずれにあたるかで財産管理上の手続が異なってくる。資本的支出にあたるのであれば、固定資産としての登録手続が必要となる。

ただし、旭川市公有財産規則には、資本的支出と修繕費の区分に係る基準は示されていない。そのため、工事の内容について動物園と総務部管財課とで協議して、公有財産として登録するか、否かを決定している。

上記の工事については、いずれも公有財産としては登録していない。

一方、新地方公会計における固定資産について総務省が公表している「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成27年1月)の中の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出として資産に計上するとしている。

したがって、この基準に照らして固定資産と認められるもので、その取得価額が 50 万円 以上のものについては、総合政策部財政課に報告義務があるといえる。

平成 29 年度の上記工事のうち「ととりの村天井網交換」以外はすべて施設機能の追加であり、資産価値を高めるものといえるであろう。

これまで、動物園では公有財産として登録しない工事については、総合政策部財政課には 報告を行っていなかった。

公有財産登録はなされなくとも、地方公会計の基準に照らせば固定資産となる可能性がある工事については、今後、事前に総合政策部財政課と協議して、その取扱いを確認すべきである。

# 7. 行政財産の貸付

#### (1) 行政財産貸付の概要

動物園内には、売店・飲食店、自動販売機、コインロッカー等が設けられている。また、 各種通信回線の基地局、電柱等も設けられている。 いずれも旭山動物園以外の民間事業者等が行う事業に係るものである。

こうした施設等の設置に際しては、動物園内の土地及び建物が民間事業者等に貸し出されている。平成29年度における動物園内の行政財産の貸付状況の概要は以下のとおりである。

(単位:円)

| 使用者                   | 使用場所及び貸付内容  | 使用目的          | 使用料         |  |
|-----------------------|-------------|---------------|-------------|--|
| 旭山動物園くらぶ              | 土地          | 売店・飲食店等       | 78, 162     |  |
| 地場産業振興センター            | 土地及び建物      | 売店・飲食店等       | 323, 760    |  |
| 厚友会                   | 土地及び建物      | 売店・飲食店等       | 2, 286, 015 |  |
| 谷口農場                  | 土地及び建物      | 売店・飲食店等       | 79, 340     |  |
| 北海道コカコーラボトリング         | 園内各所        | 自動販売機設置       | 166, 200    |  |
| サントリヒ゛ハ゛レッシ゛サーヒ゛ス     | 園内各所        | 自動販売機設置       | 152, 400    |  |
| アサヒ飲料                 | 園内各所        | 自動販売機設置       | 152, 400    |  |
| 日本自動保管機               | 正門及び西門      | コインロッカー       | 4, 810      |  |
| NTT \" jŧ             | 4か所の建物の一部   | 携帯電話基地局       | 6,000       |  |
| KDDI                  | 2 か所の建物等    | Wifi 基地局及び光回線 | 5, 730      |  |
| ソフトハ゛ンクモハ゛イル          | 西門横の土地      | 携帯電話基地局       | 1,500       |  |
| ソフトバンク                | 3か所の建物の一部   | Wifi 基地局及び光回線 | 15, 410     |  |
| Wireless City Plannig | 2か所の土地      | PHS 基地局       | 3,000       |  |
| LEGION                | 4か所の建物等     | 特殊カメラ及び光回線    | 39, 375     |  |
| 日本郵便                  | 2か所の土地      | 臨時郵便局         | 920         |  |
| 日本放送協会                | ほっきょくぐま館の一部 | 情報カメラ         | 90, 150     |  |
| 北海道電力                 | 土地          | 配電線路電柱敷地      | 3,000       |  |
|                       | 合 計         |               |             |  |

# 注) 使用料は年額である。

使用者名は一部略称としている。

行政財産目的外使用料は、旭川市が定めた算定式に基づいて決定される。

なお、東門建物は株式会社旭川振興公社(以下「旭川振興公社」という。)所有の建物である。同建物内の売店、レストランは同社が事業者を選定して、賃貸している。

# (2) 園内3か所の売店・飲食店等運営事業者について

# ①概要

# ア) 賃貸の内容

園内の売店及び飲食店のうち、以下の3か所については、5年間単位でプロポーザル方式 により事業者を選考している。

| 売店等名称  | 使用許可範囲     | 面積                       | 構造    | 座席数                |
|--------|------------|--------------------------|-------|--------------------|
| 正門     | 売店、厨房及び物品庫 | OF OG 22                 | 木造    | 屋内約 60 席           |
| 売店・飲食店 | の土地、建物     | 85. 86 m <sup>2</sup> 木  | 小垣    | 全的机 60 用           |
| あざらし館  | 売店、厨房及び物置の | 111 00 m²                | RC 造  | 屋内約60席、            |
| 売店・飲食店 | 土地、建物      | 111. 28 m <sup>2</sup> R | KC TE | 屋外 2F30 席 テント約80 席 |
| 西門     | 売店及び厨房の土地、 | 58. 32 m²                | DC    | テントのみ約 60 席        |
| 売店・飲食店 | 建物         | 90. 94 III               | RC    | フィトマノペナポソ 00 /市    |

# イ)協力金について

選定された運営事業者が支払う行政財産目的外使用料は、前述したように旭川市が定めた算定式に基づいて決定される。これとは別に、運営事業者に対して協力金の支払いを求めている。

売店協力金は、動物園の決算書上は雑収入として計上されている。3店舗の合計額の直近3年間の年度別推移は以下のとおりである。

|       | 平成 27 年度       | 平成 28 年度     | 平成 29 年度       |
|-------|----------------|--------------|----------------|
| 売店協力金 | 27, 567, 840 円 | 21,771,720 円 | 21, 214, 219 円 |

平成26年度から5年間の契約期間に係る運営事業者募集要項によると、協力金の内容は 以下のとおりであった。

#### 基本金+実績連動部分

実績連動部分= (前年度総入園者数÷平成24年度総入園者数×連動基礎額)

基本金額は旭山動物園が金額を指定していた。実績連動部分については、連動基礎額をい くらにするかは、それぞれの応募者が提示することとなっていた。

# ウ) 選考手続

平成 26 年度の夏期開園日から平成 30 年度の冬期開園終了日に合わせた期間(平成 26 年 4 月 13 日から平成 31 年 4 月 12 日)に係る事業者の選考審査会は、平成 25 年 11 月 8 日に開催された。

選考は、7名の審査委員(3名は外部委員)によって行われた。企画提案書等の資料について第1次審査を行い、各委員は評価書の各項目に係る採点を行うというものであった。

事務局では、各委員から提出された評価書をもとに、委員ごとに各応募者に対する順位を付す。各委員の応募者ごとの順位を合計して、合計点が小さい者を上位として、上位3者を第1次審査通過者とする。

1次通過者については、プレゼンテーション及びヒアリングを行って、これに係る採点と

1 次審査の採点の合計で、各委員の各応募者に対する順位付けを行い、合計の最も小さい者 が優先交渉者とされた。

評価書の項目は多岐にわたっており、その合計点は 1 次審査で 260 点、2 次審査で 40 点 となっていた。

## エ) 運営協議会について

各売店と交わしている設置運営に関する覚書において、売店等の運営等について協議する旭川市動物園売店等全体運営協議会と旭川市動物園売店等運営協議会を組織することが 定められている。両協議会には、それぞれ設置要綱がある。

旭川市動物園売店等全体運営協議会は、動物園と売店 3 事業者が構成メンバーとなっている。旭川市動物園売店等運営協議会は、動物園とそれぞれの売店事業者とで構成されるため、3つの運営協議会が存在している。

| 会議体名 | 旭川市動物園売店等全体運営協議会    | 旭川市動物園売店等運営協議会      |
|------|---------------------|---------------------|
| 参加者  | 動物園と3事業者            | 動物園と各売店事業者          |
|      |                     | 売店等の管理運営に関すること      |
|      | 売店等の管理運営に関すること      | 園内売店等運営事業者選考応募時における |
|      | 要請・要望事項に関すること。      | 企画提案の実施状況に関すること。    |
| 取扱い  | 全体協議会を組織する各売店間の調整に関 | 覚書及び行政財産使用許可に関すること。 |
| 事項   | すること                | 各売店の販売状況等の報告に関すること。 |
|      | その他旭山動物園及び売店等の運営全般に | 要請・要望事項に関すること。      |
|      | 関すること               | その他旭山動物園及び売店等の運営全般に |
|      |                     | 関すること               |
| 開催頻度 | 年2回、4月及び11月に開催      | 年2回、10月及び2月に開催      |

実際には両協議会は合同で開催されている。平成26年6月3日、平成27年4月2日及び平成28年4月27日に開催された際の議事録はあるが、それ以外は残されていない。 平成29年度以降は開催されていない。

# ②監査結果と意見

# ア)協力金のあり方【意見】

協力金は、前述したように以下の算式によって決まる。

基本金額+{(前年度入園者数)÷(平成24年度入園者数)}×(連動基礎額)

前述したように、基本金額は動物園が指定しており、連動基礎額は、事業者が提示した金額により決定することになっていた。

例えば、平成 26 年度の協力金算定にあたっては、(平成 25 年度の入園者数) ÷ (平成 24 年度の入園者数) が、連動基礎額に乗じる係数となる。

このようにして算定される協力金は、売店・飲食店の業績と直接には連動するものではな

いため、応募者は提案する連動基礎額の算定には、慎重になったことと思う。

こうした算定式ではなく、協力金を利益に連動するかたちにするほうが合理的であろう。 応募者としても提案額を算定しやすいことと思う。具体的には、売上高に連動させること が考えられる。

なお、平成31年度から5年間の選考が平成30年12月から平成31年3月にかけて行われたが、協力金は売上高に連動したものとすることに改められた。

平成29年度までの協力金は売上高に連動していないが、参考までに示すと、各店舗が毎年度報告した売上高に対して協力金が占める割合は、以下のとおりであった。

西門の事業者が最も低い割合となっている。

| 店舗場所  | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 正門    | 7.2%     | 4.4%     | 4.0%     |
| あざらし館 | 4.3%     | 4.2%     | 4.0%     |
| 西門    | 2.0%     | 2.2%     | 2.5%     |

注)正門売店・飲食店は平成28年度より事業者が変わった。平成28年度から営業開始した正門売店・飲食店の実績連動部分は(前年度総入園者数÷平成26年度総入園者数×連動基礎額)となっている。 西門売店・飲食店は夏期期間のみの営業である。

# イ)経済性に係る配点について【意見】

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間に係る事業者選考における、評価審査の総配 点数は 300 点であった。このうち、協力金に関わる項目の配点は 20 点であった。

協力金提案額は、売店・飲食店事業者を選定するに際しての重要な審査項目の一つといえる。 選考に際しては、配点をより多くすることを検討すべきと考える。

## ウ) 売上高報告【指摘】

売店・飲食店事業者と交わす覚書においては、毎月の売上高、取扱品目毎の販売数を翌月 10 日までに、報告書によって提出することになっている。

業務仕様書においても、毎月の売上報告(売上の報告に係る「レジ精算レポート等」)の 提出と年間の収支決算の報告を義務づけている。

書式は定められていないため、取扱い品目ごとの売上を報告する事業者、物販、飲食それぞれの総額のみを報告する事業者、数ケ月分をまとめて提出する事業者と各者各様である。 今後は、覚書に基づいた報告を行わせる必要がある。また、統一した書式も検討すべきであるう。

# エ) 提案事項の履行状況チェック

各事業者が応募時に提案した事項は、選定審査においては重要な審査項目となっている。 この点からして、提案事項が履行されているか否かの確認は必要な事項である。

# a) 定められている手続

動物園と売店・飲食店事業者が交わす覚書においては、動物園側は随時、立入り検査ができることとなっている。立入り検査や月次報告等によって、必要と判断した場合は、旭山動物園売店等運営協議会が企画提案書の履行状況を点検評価するとしている。その結果、是正の必要があると判断した場合は、是正を求めることとされている。

売店等設置運営に関わる仕様書においては、その点検評価の具体的な方法は旭山動物園 売店等運営協議会が決定するとしている。

### b) 実際の手続

平成26年度から5か年の運営を行うことになった3事業者に対する立入り検査は、平成26年度に実施された。平成27年1月6日付けで「立ち入り検査の結果及び指摘・指導事項について」という文書が旭川市から3事業者に交付されており、それに対する3事業者からの是正予定に係る報告書が提出されている。

ただし、その後の改善状況の確認に係る文書はなく、改善が行われたか否かの確認は行われていないものと思われる。

また、売店等運営協議会による点検評価は、平成26年度からの契約期間においては行われていない。

### c) 手続の見直し【指摘】

現状の手続では、立入り検査を行ったのちに、必要と判断した場合は、旭山動物園売店等運営協議会が点検評価を行って是正勧告を行うことになっているが、実際には立入り検査を行った動物園が是正勧告を行っており、旭山動物園売店等運営協議会は何も行っていない。当該協議会は、動物園と各事業者とによる組織であるため、そもそも当該協議会による点検は自己点検となる。これは、妥当とはいえないであろう。

動物園が点検、是正勧告を行い、その後の改善状況の確認も行うようにすべきである。 また、運営協議会は事実上機能していないため、機能の見直しあるいは廃止を検討すべき である。

## オ)参加者を増やすための検討事項【意見】

売店・飲食店への応募者は少ない。平成26年度からの5年間に係る事業者選考に際しては、3つの店舗に対する応募者はそれぞれ2者であった。

新規応募者は1者であり、当該1者が3つの店舗全てに応募した。平成25年度までの契約期間において各店舗を運営していた事業者は引続き応募したため、どの施設も2者の応募となった。

応募参加者を増やすために、何をすべきかを検討すべきである。

例えば、平成 26 年度から 5 か年に係る事業者を募集する際には、募集する 3 店舗に係る 過去の売上高の 3 店舗合計額を開示していたが、各店舗の売上高の個別開示のほうが応募 者には有用であろう。

また、3店舗の募集に際しては、必ず売店と飲食店の両方を運営することが義務づけられ

ている。この条件が応募者にとって、応募を躊躇させることになっていないかを検討することも考えられる。

なお、参考までに平成29年度における旭山動物園と上野動物園、多摩動物園、東山動物園の動物園の売店・飲食店等の売上高、入園者1人当たりの売上高を示すと以下のようになる。各動物園の売店や飲食店の数は異なるし、売上高の中には売店・飲食店売上以外が含まれている動物園と含まれていない動物園があるため、単純比較はできないが、旭山動物園の入園者1人当たりの売上高が最も高い。

| 項目             | 旭山          | 上野          | 多摩       | 東山          |
|----------------|-------------|-------------|----------|-------------|
| 入園者数 (人)       | 1, 429, 618 | 4, 500, 414 | 977, 731 | 2, 600, 684 |
| 総売上高 (千円)      | 884, 109    | 2, 319, 961 | 491, 176 | 116, 536    |
| 入園者1人当たり売上高(円) | 618         | 515         | 502      | 44          |

(上野動物園、多摩動物園については、公益財団法人東京都動物園協会が開示している平成29年度事業報告、東山動物園については、公益財団法人東山公園協会が開示している平成29年度事業報告に基づいて作成した)

注) 旭山動物園は、園内で4事業者が行う売店・飲食店に係る売上高、自動販売機売上高、コインロッカー売上高を合計した金額を総売上高としている。東門で旭川振興公社が賃貸している売店・飲食店の売上高は含めていない。

上野動物園、多摩動物園は、両動物園の指定管理者である東京都動物園協会が開示している年報に記載されているそれぞれの動物園内に設置している売店、飲食店、自動販売機、コインロッカー、フォトサービス等の事業売上高を用いた。

東山動物園は、同動物園の指定管理者である公益財団法人東山公園協会が開示している平成 29 年度事業報告に記載されている動物園内で運営されている売店1店舗、飲食店1店舗の売上高を用いた。自動販売機等の売上高は含んでいない。

#### (3)動物園くらぶに対する貸付

#### ①概要

正門付近と東門付近の土地を特定非営利活動法人旭山動物園くらぶ(以下「動物園くらぶ」という。)に貸付けている。当該貸付地で、動物園くらぶが売店・飲食店を運営している。 前述した3店舗は、旭山動物園が売店、飲食店用の建物を設営して、そこに事業者を募集 したものであるが、当該土地貸付けは動物園くらぶが売店、飲食店を運営することを前提と したものであり、建物は同くらぶが用意したものである。

毎年度、行政財産目的外使用としての許可を行っている。その土地使用料は、年間 78,162 円である。協力金等を義務づけることは、貸付条件とはしていない。ただし、動物園くらぶから動物園に対しては、毎年度寄付が行われている。現金による寄付と現物寄付とがある。

現金による寄付は、決算書上は寄付金として計上されている。現物寄付は、動物園会計には反映されていない。動物園会計には、資金の動きを伴う取引だけが記載されるためである。

直近 5 年間における動物園くらぶが運営する売店及び飲食店の売上高及び寄付金の推移

は以下のとおりである。

(単位:千円)

| 項 目 平成 25 年度 |                   | 平成 26 年度 | 平成 27 年度        | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|-------------------|----------|-----------------|----------|----------|
| 売店売上高        | 156, 886          | 151, 758 | 139, 554        | 135, 084 | 156, 432 |
| 飲食売上高        | 104, 739 108, 752 |          | 97, 132 94, 308 |          | 99, 115  |
| 合 計          | 261, 625          | 260, 510 | 236, 686        | 229, 392 | 255, 547 |
| 寄付額          | 21, 039           | 22, 644  | 20, 290         | 40, 582  | 13, 336  |
| 寄付率          | 8.0%              | 8.7%     | 8.6%            | 17. 7%   | 5. 2%    |

#### 注) 寄付額には現物寄付も含む

寄付率は、動物園くらぶが運営する動物園内売店・飲食店の売上高合計額に占める寄付金の割合とした。

動物園くらぶは、出店に際して協力金を要請されているわけではないが、毎年度動物園に対して、寄付を行っている。出店している店舗売上に占める寄付金の割合は、前述した協力金を要請している3事業者の協力金割合(それぞれの店舗売上高に占める協力金の割合)よりも高いものとなっている。

3 事業者は、動物園が提供する建物内で売店・飲食店を運営しているのに対して、動物園 くらぶは動物園からは土地を借りるだけで、建物は自前で用意している。

また、当該寄付とは別に、動物園くらぶでは、旭山動物園の教育事業を支援するために、 市内の小学校が教育目的で動物園を訪問する際のレンタルバス費用を負担している。

こうした点も考慮すると、店舗で得た利益の還元がかなり図られているといえる。

### ②監査結果と意見

協力金を定めることの可否【意見】

動物園くらぶは、旭山動物園を応援する目的で設立された団体であり、これまで動物園と 良好な関係を構築してきている。同くらぶが、動物園に係る事業を通して得た利益は、基本 的には動物園に還元されているといえる。

前述した園内3か所の売店・飲食店等運営事業者と同様に、協力金を定めることも一考ではあろうが、こうした経緯からして、協力金を定めて、それを契約に盛り込むことまでは必要ないことと思う。

当該土地貸付けは一年単位で行われるものであり、協力金を定めたほうがいい事態が生じた際には、その時点でそれ以降の契約を見直せばいいことと思う。

### (4) 自動販売機設置

#### ①選定の概要

動物園内の自動販売機設置者は公募型プロポーザル方式で選定される。 応募に際しては、協力金の提案を行うこととされている。

協力金額は、売上金額×(任意の整数)%となっている。最低、10%とされている。選考 審査は100点満点となっており、協力金に係る項目の配点は20点となっている。

また、協力金以外の提案がある場合には、その提案を行うこととされている。

設置場所は13か所ある。応募者が3者以上の場合は、3事業者を選ぶこととしている。 その場合は、各社が12台、合計36台を置くこととしている。

# ②平成27年度から平成29年度までの期間における事業者

平成 27 年度の選定に際しては、4 者の応募があった。最長 3 年間の更新が可能となって おり、平成 27 年度の選定で選ばれた 3 者が平成 29 年度まで連続して設置している。

3事業者の協力金以外の提案は、以下のとおりであった。

| A社 | ボルネオ・スタディツアーの定期開催、園内外国語看板の作成           |
|----|--|
| B社 | 循環型農園の継続実施、あさひやまもっと夢基金への寄付型自動販売        |
|    | 機の設置、どうぶつふれあいフォトコンテストへの協賛、キーパーズカフェへの協賛 |
| C社 | イベント時に1年間に50万円、3年間で150万円の寄付            |

# 3事業者の自動販売機年間売上高合計額と協力金合計額の実績は、以下のとおりであった。

(単位:円)

| 項目  | H27 年度       | H28 年度       | H29 年度       |  |
|-----|--------------|--------------|--------------|--|
| 売上高 | 45, 142, 270 | 43, 359, 150 | 40, 707, 210 |  |
| 協力金 | 16, 610, 621 | 15, 849, 847 | 14, 944, 435 |  |

# ③監査結果と意見【意見】

前述した提案事項の履行状況は、動物園担当者が確認しているということである。提案事項のうち、現金寄付は記録が残るとしても、それ以外の提案事項については記録が残されていない。履行状況に係る報告書を、事業者から受領することが望ましいといえる。

# (5) コインロッカー業者の選定

コインロッカー業者の選定は、入札方式で行われている。平成25年11月11日から平成30年11月10日までの契約に係る入札では、応募者4者から1者が選ばれた。

関連資料の閲覧、担当者へのヒアリングを行った結果、指摘すべき事項はない。

# 8. オフィシャルグッズ企画監修料

# (1) オフィシャルグッズの概要

オフィシャルグッズとは、旭山動物園が企画監修する商品である。平成18年度より販売が開始されている。製造及び販売を行うのは、旭川振興公社である。販売は原則として旭山動物園内の売店及び旭川振興公社が動物園内に設置した販売機で行われる。

一部の商品については、通信販売及びJR旭川駅観光物産情報センター、まちなか交流館、 道北地域旭川地場産業振興センターにおいても販売を行っている。

なお、平成 29 年度からは、一部の商品については動物園くらぶが製造、販売を行うようになった。

# (2) 平成29年度におけるオフィシャルグッズの内訳

| 商品名                | 種類   | 商品内容  |
|--------------------|------|---|
| カプセルズー             | 5種類  | 世界的メーカー海洋堂の手により、旭山動物園の動物たちが芸術的に<br>表現された作品  |
| オフィシャル<br>カレンダー    | 1 種類 | 開園・休園期間やワンポイントガイドなど、旭山動物園の様々な日程<br>が一目でわかるカレンダー   |
| レターセット             | 2 種類 | 旭山動物園で飼育している4種のペンギンたちが描かれたレターセット  |
| フィギュアケース           | 1 種類 | カプセルズーを保管・展示するケース   |
| ポストカードセット          | 1 種類 | 旭山動物連のポスターを図柄にしたポストカード  |
| ピンバッジ              | 8 種類 | 旭山動物園の公式シンボルマークをデザインしたピンバッジ   |
| 動物図録               | 1 種類 | 旭山動物園内の施設ごとに、みどころと動物の解説を掲載し、スタッ<br>フの熱い思いを載せた冊子   |
| パスポート<br>コレクション    | 1 種類 | 動物園・科学館パスポートを集め、特製の額に収めた限定プレミア品   |
| クリアファイル            | 5 種類 | 作家あべ弘士さん作画による冬の動物園パスポートに使用していたイ<br>ラストをデザインしたクリアファイル  |
| エゾシカ石けん            | 2 種類 | 駆除及び狩猟を通して得られるエゾシカから抽出した油脂を原材料と<br>して加工・成形した石けん   |
| ぬいぐるみ Z00          | 6 種類 | 動物の骨格から身体構造にまでこだわった、動物の解説とメッセージ<br>記載の特別パッケージ入りのぬいぐるみ   |
| マグカップ              | 6 種類 | 旭山動物園で飼育している動物を図柄にした高級洋食品メーカー<br>「Noritake」社製のマグカップ   |
| エゾシカセーム革           | 1 種類 | 有害鳥獣として駆除・産業廃棄物として廃棄されていたエゾシカの革<br>の繊維が細かく柔らかいことに着目し、自然素材の一品としてめがね<br>やレンズなど、あらゆる物のお手入れに使えるセーム革 |
| 本染手ぬぐい             | 4 種類 | 旭山動物園の公式シンボルマークをデザインした染一筋の老舗株式会<br>社近藤染工場が作成した日本手ぬぐい  |
| 50 周年記念ソフビ ホッキョクグマ | 1 種類 | 旭山動物園開園 50 周年を記念し作成したホッキョクグマのフィギュア  |
| 開園 50 周年記念誌        | 1 種類 | 開園 50 周年を記念し、1967 年の開園以降、旭山動物園で起きた様々な出来事を紹介し、歴史を振りかえる一冊   |

| 商品名                | 種類   | 商品内容   |  |  |  |
|--------------------|------|--|--|--|--|
| リングノート             | 1種類  |  |  |  |  |
| メモ帳                | 2 種類 | 日本製紙株式会社北海道工場旭川事業所と旭山動物園が共同で企画した草食動物(キリン・カバ)の糞を配合して作ったリングノート、メ     |  |  |  |
| ハガキ                | 2 種類 | モ帳、ハガキ   |  |  |  |
| カードペディア<br>コレクション  | 4 種類 | 動物園のことをより深く知ってもらうために、旭山動物園の視点で作った「飛び出す図鑑」                          |  |  |  |
| あさひやまどうぶ<br>つえんにっき | 1 種類 | お気に入りの動物の写真を貼ったり、感じたことを書き留めたりする<br>ことで、自分だけのオリジナルな一冊を作成できる日記       |  |  |  |
| Tシャツ               | 1 種類 | 前面に旭山動物園の公式シンボルマーク、背面にアザラシをデザイン<br>したアウトドアブランド「モンベル」製のTシャツ         |  |  |  |
| レインダンサージャケット       | 1種類  | 左胸に旭山動物園の公式シンボルマーク、左腕には開園 50 周年ロゴマークをデザインしたアウトドアブランド「モンベル」製のレインウェア |  |  |  |

# (3) 企画監修料の算定方法

旭山動物園オフィシャルグッズ取扱要綱では、以下のいずれかの算式によって算定される金額を、旭山動物園は、企画監修料収入として、販売者から得る。

いずれの算式を用いるかは、オフィシャルグッズそれぞれの契約書において決めている。

| 項目         | 算 式                           |  |  |
|------------|-------------------------------|--|--|
| 販売価格及び生産数量 | (販売価格に生産数量を乗じて得た金額)×5%        |  |  |
| を基礎とする場合   | (販売価格に生産剱里を来して付た金銀)へ3%        |  |  |
| 商品の販売実績を基礎 | (商品の売上額から製作及び販売費用を差し引いた額)×50% |  |  |
| とする場合      | (岡田辺近工観がり殺肝及ひ販冗負用を左し引いた観)<50% |  |  |

# (4) オフィシャルグッズ企画監修料の推移

平成20年度以降の企画監修料の推移をみると、平成28年度まで年々減少している。

(単位:千円)

| H2 | 0.  | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    | H27 | H28 | H29    |
|----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|--------|
| 9, | 719 | 7, 029 | 5, 976 | 5, 528 | 4, 176 | 3, 329 | 1, 915 | 428 | 0   | 3, 474 |

平成28年度は企画監修料がない。平成28年度の状況を確認したところ、平成28年度は販売者が支払うべき企画監修料の算定が行われておらず、平成29年11月2日付けで行われていた。同日付で旭川振興公社が作成した算定報告書の内容は以下のとおりであった。

| 計算式                           | 金額             | 内容        |
|-------------------------------|----------------|-----------|
| (販売価格に生産数量を乗じて得た金額)×5%        | 206, 400 円     | クリアファイル   |
| (商品の売上額から製作及び販売費用を差し引いた額)×50% | △1, 170, 018 円 | クリアファイル以外 |
| 支払額                           | 206, 400 円     |           |

クリアファイル以外のオフィシャルグッズに適用した企画監修料の計算においては、商品の売上額より製作及び販売に要した費用が 2,340,035 円多かったとされている。上表の金額 ( $\triangle$ 1,170,018 円) は、その赤字額の50%の金額である。赤字であることから、この計算式を適用したオフィシャルグッズについては、企画監修料はゼロとされた。

販売価格に生産数量を乗じた金額を基礎とする企画監修料 206,400 円は、本来であれば 平成 28 年度の収益とされるべきものであったが、1 年遅れて平成 29 年度の収益とされた。

# (5) 監査結果と意見

# ①オフィシャルグッズ企画監修料の精算遅れ【指摘】

旭山動物園と旭川振興公社との間で結ばれた「旭山動物園オフィシャルグッズ企画監修 契約書」においては、旭川振興公社は、毎年3月末までに企画監修料の算定に必要となる販売数量、納品価額及び販売費用を含む製作に要した費用を、旭山動物園に報告することとされている。平成28年度分については、それが順守されていなかった。また、動物園からも催促等をすべきであった。

# ②オフィシャルグッズ企画監修料算定根拠の妥当性

# ア) 平成29年度の算定内容

商品の売上額から製作及び販売費用を差し引いた額の 50%を企画監修料とする契約となっているオフィシャルグッズに関しては、旭川振興公社が提出する販売額と費用に係る資料(旭山動物園企画監修料算出計算書)に基づいて、旭山動物園はオフィシャルグッズ企画監修料を請求している。平成 29 年度の企画監修料算出計算書の概要は、以下のとおりであった。

(単位:円)

|      | ① 去 L 古      |              | 利益          |          |          |              |             |
|------|--------------|--------------|-------------|----------|----------|--------------|-------------|
| ①売上高 |              | 売上原価         | 営業費         | 諸経費      | 減価償却費    | ②経費計         | (1-2)       |
|      | 70, 951, 515 | 58, 853, 388 | 6, 573, 584 | 657, 358 | 267, 646 | 66, 351, 976 | 4, 599, 539 |

企画監修料は、売上高から経費総額を差し引いた金額 4,599,539 円の 50%である 2,299,770 円とされている。経費のうち、営業費 6,573,584 円については、内訳が示されている。その明細は以下のとおりであった。

また、諸経費 657,358 円は営業費の10%とされている。

| 人件費      | 3,010,000×4名×50% | 6, 020, 000 円 |
|----------|------------------|---------------|
| 保険料      | 現金動産他保険          | 38, 410 円     |
| 広告費      | 動物園イベント他宣伝用      | 117, 207 円    |
| 備品購入費    | カプセルフィギュア販売用マシン  | 264, 500 円    |
| カレンダー納入分 | カレンダー            | 92, 593 円     |
| 手数料      | 入金・両替            | 5,600円        |
| 消耗品費     | 販促サンプル等          | 35, 274 円     |
|          | 6, 573, 584 円    |               |

# イ) 販売に要した費用の妥当性【意見】

販売に要した費用のうち、以下のものについては、今後、その内容の妥当性を旭山動物園 側で検証すべきである。

# a) 人件費

旭山動物園内の東門建物は旭川振興公社の所有であることから、その建物の管理等のために同社の職員及び非常勤職員が同建物内に常駐している。その人件費(法定福利費等も含む)の50%が、販売費用として計上されている。

オフィシャルグッズの売上のうち、90%程度はカプセルズーの売上である。これは園内に 設置された専用のカプセルフィギュア販売機で販売される。その販売機管理、商品の補充、 代金回収業務等は同社で行っている。

残りのオフィシャルグッズは、動物園で営業している売店で販売されている。売店からの 注文に応じて、売店に出荷している。

こうした業務が、旭川振興公社の東門建物に勤務する職員の全体業務の 50%を占めるということになる。旭山動物園側ではこれまで旭川振興公社側の業務量について十分な確認を行ってきていない。今後、算定根拠の合理性を確認する必要がある。

### b) 諸経費

間接経費 10%が経費として計上されている。これは、旭川振興公社の本社における担当者及び経理担当者に係る人件費ということである。経理担当者経費は管理費であり、販売費とはいえない。今後は、経費として計上すべきではない。

#### c) 広告費

園内各売店にて販促用見本商品として使用するもの、旭山動物園の提供依頼によってイベント等で使用するものを広告費として処理しているということである。

旭山動物園がサンプル提供を依頼するものについては、旭山動物園側で購入することが 望ましいのではないかと思う。

# d) カレンダーに係る経費

平成30年度用のカレンダーをオフィシャルグッズとして販売している。これに係る企画 監修料は、例外的な取扱いとなっている。カレンダー現物1,000部を、旭川振興公社が旭山 動物園に無償提供することが、企画監修料相当とされている。 オフィシャルグッズとしてのカレンダー販売は、その販売期間が短く、赤字になることも 想定されたため、無償提供分に係る印刷原価を販売に要する費用とすることを、動物園が認 めていたということである。

しかしながら、カレンダー以外の企画監修料の算定に、カレンダーに係る経費を反映させるのは妥当とはいえない。カレンダーに係る経費の動物園負担額については、別建て計算すべきである。

### e)減価償却費

グッズ販売に必要な什器備品として購入した両替機、硬貨包装機の減価償却費とされている。その明細資料は添付されていない。今後は、減価償却費算定根拠資料の提出を要請して、その内容を確認すべきである。

# f) その他

平成 28 年度の企画監修料算出計算書においては、売上等事務作業用パソコンの購入費 235,500 円が販売に要した費用とされているが、これも販売に要した費用とはいえないであろう。

# ③オフィシャルグッズの売価設定【意見】

平成29年11月に旭川振興公社より提出された平成28年度のオフィシャルグッズ企画監修料算出計算書においては、前述したように、売上高から製作及び販売経費を控除した金額が2,340,035円の赤字となっていた。

これは、主力商品であるカプセルズーの売価設定が低かったためである。当該商品の売価は平成29年度に見直しが行われた。それによって、平成29年度は黒字化した。

今後、新たなオフィシャルグッズを企画する際には、動物園側で売価の妥当性についても 確認することが望ましいといえる。

### ④オフィシャルグッズの販売方法について【意見】

前述したように現在のオフィシャルグッズ売上高の 90%程度を占めるのは、カプセルズ ーである。これは、動物園内に設置している専用販売機で販売している。

これ以外のオフィシャルグッズは、動物園内で売店を運営する 4 事業者が旭川振興公社 から仕入れて、それぞれの売店で販売している。それぞれの売店には、売店独自の商品もあるため、オフィシャルグッズをどの程度仕入れて、販売するかは各売店の判断による。

こうした流通経路で販売するよりは、オフィシャルグッズを専用に取り扱う売店を設けるほうが入園者に訴求することと思う。動物園自身が売店を設けて、販売を行うことも考えられる。

そうすれば、直接得られる入園者の反応を、商品企画に反映することができるであろうし、 オフィシャルグッズ以外に、動物園が推進している自然保護活動になじむ商品を置くこと もできるであろう。

## 9. 基金

旭山動物園には、旭山動物園施設整備基金がある。

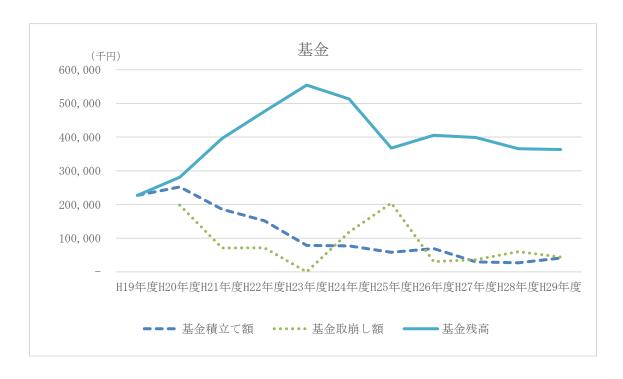
# (1) 基金の概要

当該基金は、平成19年度に設けられたものである。「旭川市旭山動物園施設整備基金取扱 要綱」によると、対象事業は以下のものとなっている。

- 旭山動物園の動物展示施設の整備
- ・旭山動物園の動物展示施設の整備に伴う動物の購入
- ・その他旭山動物園の既存施設の大規模な改修

# (2) 基金の残高推移

基金における毎年度の積立て、取崩し、残高の推移は以下のとおりである。



動物園会計は平成15年度より黒字となり、一般会計からの繰入金がなくなった。

黒字分を積み立てることで将来の設備投資に備えようということで、平成 19 年度に基金 が設けられることとなった。

平成24年度までは、剰余金が基金に組み入れられた。それ以降は、個人及び法人等からの動物園に対する寄付金を主な積立て財源としている。

積み立てられた基金は、動物舎建設、改修等に際して取崩し、使用されている。 毎年度の積立て額の内訳明細及び取崩し額の状況は、以下のとおりである。

(単位:千円)

|       | 期首       |          |         | 増加     |         |          | 減少       | 期末       |
|-------|----------|----------|---------|--------|---------|----------|----------|----------|
|       | 残高       | 剰余金      | 寄付金     | 利息等    | その他     | 小計       | 建設費      | 残高       |
| H19年度 |          | 199, 896 | 25, 724 | 690    |         | 226, 310 |          | 226, 310 |
| H20年度 | 226, 310 | 141, 866 | 27, 248 | 1, 705 | 79, 505 | 250, 324 | 198, 058 | 278, 576 |
| H21年度 | 278, 576 | 103, 696 | 31, 565 | 1, 719 | 50,000  | 186, 980 | 71, 005  | 394, 551 |
| H22年度 | 394, 551 | 134, 210 | 16, 256 | 1, 439 |         | 151, 905 | 71, 190  | 475, 266 |
| H23年度 | 475, 266 | 38, 632  | 15, 497 | 1, 340 | 21, 604 | 77, 073  |          | 552, 339 |
| H24年度 | 552, 339 | 12, 517  | 27, 579 | 314    | 37, 869 | 78, 279  | 117, 850 | 512, 768 |
| H25年度 | 512, 768 |          | 23, 580 | 1,048  | 30, 312 | 54, 940  | 204, 013 | 363, 695 |
| H26年度 | 363, 695 |          | 29, 629 | 551    | 35, 286 | 65, 466  | 30, 704  | 398, 457 |
| H27年度 | 398, 457 |          | 25, 985 | 1, 367 |         | 27, 352  | 36, 158  | 389, 651 |
| H28年度 | 389, 651 |          | 33, 106 | 492    |         | 33, 598  | 60, 108  | 363, 141 |
| H29年度 | 363, 141 |          | 40, 784 | 473    |         | 41, 257  | 43, 551  | 360, 847 |

注)上表における期末は各年度の出納整理期間が終わる5月末日としている。期首は6月1日としている。 増加のうち、利息等は基金積立金に係る利息である。「その他」としているのは、動物園会計からの繰入である。剰余金の繰入れとは別に、動物園会計から繰入れを行ったものである。

平成22年度までは、年度収支の黒字額を原資とする剰余金からの繰入れが1億円以上 あった。それ以降は剰余金からの繰入は減少し、平成25年度からは全くなくなった。 積み立てられた基金は動物舎の建設費用に充てられている。平成25年度は大型草食獣 館等の建設があったため、取崩し額が多かった。

# (3) 基金への寄付内訳

旭山動物園に対する寄付金は基金に繰入れられる。寄付の内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

|        | 個人<br>サポーター | 商品<br>サポーター | 企業サポーター | 法人・<br>団体寄付 | 個人寄付   | 募金箱    | もっと夢<br>基金の木 | 合計      |
|--------|-------------|-------------|---------|-------------|--------|--------|--------------|---------|
| H23 年度 | 1, 246      | 5, 595      | 1,600   | 3, 619      | 59     | 3, 378 | 0            | 15, 497 |
| H24 年度 | 1, 027      | 6, 462      | 100     | 7, 586      | 8, 717 | 3, 687 | 0            | 27, 579 |
| H25 年度 | 4, 052      | 7, 133      | 100     | 3, 202      | 5, 550 | 3, 541 | 0            | 23, 580 |
| H26 年度 | 2, 062      | 5, 359      | 0       | 12, 430     | 6, 900 | 2,878  | 0            | 29, 629 |
| H27 年度 | 7, 976      | 8, 876      | 0       | 5, 977      | 79     | 3, 077 | 0            | 25, 985 |
| H28 年度 | 13, 247     | 9, 826      | 0       | 8, 459      | 70     | 1, 504 | 0            | 33, 106 |
| H29 年度 | 13, 658     | 11, 111     | 0       | 11, 231     | 671    | 2, 783 | 1, 330       | 40, 784 |
| 件数     | 623 件       | 11 件        | 0 件     | 29 件        | 8 件    | 24 件   | 51 件         |         |

注) 件数は平成29年度のものである。

# ①個人サポーター

個人サポーター制度は、5,000円以上の個人からの寄付を対象とした制度である。個人サポーター制度による寄付であれば、会員証の提示で旭山動物園への入園が1年間可能(会員のみ)となる、また、旭山動物園機関誌であるモユクカムイ(年2、3回発行)、旭山動物園関連商品、旭川市ゆかりのお礼の品が提供される。また、旭山動物園のホームページに氏名が公表される(希望者のみ)。

### ②商品サポーター

商品サポーター制度は、企業等が特定の商品に係る販売額の一部を寄付するものである。 企業等の申請に基づいて、旭山動物園が認めた場合には制度適用商品として認定される。 特典としては、旭山動物園内のサポーター紹介看板でのサポーター名の掲示、旭山動物園 公式ホームページでのバナーによるサポーター名の掲載がある。

#### ③企業サポーター

企業サポーター制度は、企業等からの寄付に適用される。企業等からの申請に基づいて、 サポーター企業と認定された場合には、商品サポーター制度と同様、旭山動物園内のサポー ター紹介看板でのサポーター名の掲示、旭山動物園公式ホームページでのバナーによるサポーター名の掲載が行われる。

# ④もっと夢基金の木

「もっと夢基金の木」は動物園開園 50 周年を記念して、平成 29 年度に新たに設けられた個人からの寄付制度である。動物園に対する寄付である点では、個人サポーター制度と何ら変わらない。ただし、「もっと夢基金の木」制度を利用する寄付は、寄付額が 20,000 円以上となっており、希望者には動物園の正門付近にある「もっと夢基金の木」という金属性の木に寄付者名を刻印した葉形のプレートが取り付けられる。会員証で動物園への入園が 1 年間何度でもできるのであるが、個人サポーター制度に設けられている返礼品等はない。

### ⑤法人団体寄付、個人寄付、募金箱寄付

法人団体寄付は、商品サポーター制度、企業サポーター制度を通さない法人団体からの寄付である。個人寄付は、個人サポーター制度、もっと夢基金の木制度を通さない個人からの寄付である。

募金箱は、動物園内に設置している募金箱に寄せられた寄付金である。

#### (4) 監査結果と意見

旭山動物園以外にも基金を設けている動物園はあるが、旭山動物園ほどの基金規模になっているところはないことと思われる。今後も基金の存在を広く知らしめて、基金規模を拡大していくことが望まれる。

# ① 商品サポーター名の掲載【意見】

商品サポーター制度を適用している企業等の名称は、ホームページで紹介されることになっている。しかしながら、平成30年12月現在においては、紹介ページがタイムリーに更新されていない。

このため、その時点で商品サポーター制度が適用となっている一部の商品が紹介されていなかったり、商品サポーター制度の適用がなくなっている商品が紹介されたりしている。ホームページ上での企業名等の紹介は、商品サポーター制度適用の特典とされているものである。適時更新を行うべきである。

# ②「もっと夢基金の木」制度に基づく個人寄付【意見】

個人サポーター制度が 5,000 円以上の個人寄付を対象としているのに対して、「もっと夢基金の木」制度は、20,000 円以上の個人寄付を対象としている。寄付金条件が厳しいにもかかわらず、それに対する特典は個人サポーター制度のそれよりやや見劣りする感がある。 今後、制度設計を見直す余地があることと思う。

# ③クラウドファンディング【意見】

基金とは別に、クラウドファンディング型の寄付を募る手法も検討に値すると思う。

クラウドファンディングは、資金の使途、目標金額、募集期間を明示して、広く寄付を募る手法である。

寄付を募るということでは基金と変わるところはないが、寄付金の使途が明らかにされるため、寄付する側は具体的な成果を知ることができる。

クラウドファンディングは民間では広く利用されているが、地方自治体においても鎌倉市が観光ルート板の新設費用 100 万円の資金調達にクラウドファンディングを活用したのを皮切りに、利用が広がっている。

#### 10. レジャー施設としての機能整備

## (1) 近年における全般的な施設整備状況

旭山動物園は旭山の一部に建設されており、正門から東門にかけて上り勾配になっている。このため入園者が歩く通路には、従来階段の箇所が多くあった。近年は、高齢者や障害者が利用しやすいよう、階段のない緩やかな上り傾斜の通路を整備してきている。

室内動物舎の中の上り通路も、できる限り階段を用いないようにしている。このようにして、動物園内のユニバーサルデザイン化を近年推し進めてきているといえる。

また、入園者が300万人を超えた時期は、トイレが不足していた。これについても水洗トイレの整備を進めてきている。

#### (2) 入園者に対するイベント・プログラムの充実

「第2 旭山動物園の概要」の「14. レクリエーション施設としての機能」に記載したよ

うに、旭山動物園には入園者向けに様々なイベント・プログラムが用意されている。飼育員 による「ワンポイントガイド」、「夜の動物園」、積雪期の「ペンギンの散歩」は、特に好評 を博しているものといえる。

近年は動物園内の動物の動画をみることができるアプリも導入されている。該当する動物舎に行くと、アプリをインストールしたスマートフォン等から解説を聞くこともできる。

# (3) 園内の外国語対応について

# ①外国人入園者の状況

旭山動物園では一般入園者として入園する外国人数は、把握できていない。団体入園者として入園する外国人の状況は以下のとおりである。

(単位:人)

| 国 名      | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 合計       |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 台湾       | 53, 833  | 57, 033  | 55, 129  | 31, 686  | 36, 516  | 234, 197 |
| 91       | 8, 404   | 12, 522  | 13, 138  | 15, 383  | 16, 631  | 66, 078  |
| 中国       | 1, 987   | 13, 539  | 36, 605  | 24, 531  | 16, 463  | 93, 125  |
| 香港       | 5, 549   | 4, 038   | 6, 388   | 5, 885   | 5, 317   | 27, 177  |
| 韓国       | 1, 588   | 1, 578   | 1, 881   | 3, 364   | 4, 478   | 12, 889  |
| イント゛ ネシア | 428      | 1, 986   | 2, 406   | 3, 020   | 3, 567   | 11, 407  |
| シンカ゛ホ゜ール | 4, 378   | 4, 862   | 4, 664   | 3, 392   | 3, 173   | 20, 469  |
| マレーシア    | 1, 069   | 935      | 1, 555   | 2, 367   | 1, 570   | 7, 496   |
| その他      | 459      | 746      | 1, 434   | 1, 042   | 2, 139   | 5, 820   |
| 合計       | 77, 695  | 97, 239  | 123, 200 | 90, 670  | 89, 854  | 478, 658 |

外国人団体入園者は平成 27 年度をピークにして、それ以降は減少傾向にある。近年は、個人旅行で日本を訪れるアジア各国からの観光客が増えてきていることと思われる。旭山動物園入園者にも、同様の傾向が認められる可能性はある。

旭川市が公表している資料に基づくと、旭川市に宿泊する外国人数はここ数年増えている。

|         | H25 年度   | H26 年度    | H27 年度     | H28 年度     | H29 年度    |
|---------|----------|-----------|------------|------------|-----------|
| 外国人宿泊延数 | 48,667 人 | 86, 202 人 | 152, 182 人 | 188, 365 人 | 205,764 人 |

(出典:旭川市観光スポーツ交流部観光課 「旭川市観光入込客数年度別一覧表」)

国別でみると、平成 29 年度は中国 59,330 泊、台湾 31,384 泊、香港 28,422 泊、タイ 25,463 泊、韓国 19,618 泊となっている。

旭山動物園の団体入園者を国別でみると、台湾、中国からの入園者は減少傾向にある。台湾、中国からの旅行客は、団体旅行よりも個人旅行にシフトしている可能性がある。

タイ、韓国、インドネシアからの団体入園者は増加傾向にある。

旭山動物園では、現在イスラム圏の入園者に対して、礼拝が可能なスペースを提供している。

# ②外国語対応の状況

動物の種名や園内案内等に係る看板、園内アナウンス、パンフレット、スマートフォンア プリによる施設案内においては、外国語(英語・中国語・韓国語)対応を実施している。

旭山動物園のホームページも英語、中国語、韓国語に対応している。

平成 29 年度は、新たに園内の案内看板において、どの国の人であっても一目でわかるように動物のイラストでの表示を行っている。

平成30年度からはWi-Fiエリアの拡大により、園内ほぼ全域がWi-Fiエリアになった。

# (4) 開園期間について

多くの動物園は、定休日を設けているのに対して、旭山動物園では、夏期開園期間、冬期開園期間においては、年末年始(12月30日~1月1日)を除いて、定休日はない。

例年4月下旬から11月初旬までが夏期期間、11月中旬から翌年4月上旬が冬期期間となっており、それぞれの期間の間は、休園期間となっている。これは、観光客にとっては望ましい対応といえる。

# (5) 監査結果と意見

# ①外国語表記について【意見】

園内の案内看板は外国人にとってわかりやすいものになってきている。各動物舎に掲示されている動物名表記は、従来日本語と英語であったが、近年は中国語、韓国語の表記も加えられるようになってきている。

また、旭山動物園内には、植樹によって植物が多くある。その多くには表記札が設けられているが、これはまだ日本語と英語表記だけとなっている。

日本人にとっては珍しくない植物でも、外国人入園者には興味深いものもあることであ ろう。監査で訪れた際には、日本人にとっては珍しくない小さな紅葉の木の前で、写真を盛 んに撮っている外国人観光客を目にした。

植物についても、今後外国語表記を充実させることが望ましいといえる。

#### ②外国語対応窓口について【意見】

動物園の中央部分には旭山動物園観光情報センターがある。これは、旭川コンベンション協会が設置しているものである。ここは、インフォメーションセンターとしての機能をもっているが、外国語に対応できるスタッフはいない。できるならば、英語、中国語、韓国語等に対応できるスタッフがいることが望ましいといえる。

# ③飲食スペースについて【意見】

動物園内にある飲食店の中では、あざらし館 1 階に設置されている飲食店が最も利用者が多いと思われる。動物園の中央部にあり、一番座席数も多いからである。座席は、屋内に約60席、屋外2階に30席、テント席が約80席ある。

飲食店はセルフサービス方式となっており、食券券売機で食券を購入して、それを窓口で 提出して、食事を受け取るスタイルになっている。

週末や祝日で入園者が多い際の昼食時は、かなり混雑している。夏場は、屋外席で食事する入園者もいるが、冬場はそれができない。

こうしたことから事前に座席を確保しておかないと、料理を手にしても、席が見つからないということもありえる。

そうした事態になる日は限られていることと思うが、今後、動向をチェックしていく必要があることと思う。必要に応じて、冬場は暖房設備を配備した臨時の屋外テーブルを設けることも検討すべきであろう。

### 11. 教育活動

### (1) 教育活動の概況

旭山動物園での教育活動は、教員免許の資格を有している担当職員 2 名で実施している。 どの活動においても、事前の予約・打ち合わせが必須となっている。教育の一環として行 われる活動であるため、打ち合わせは入念に行われる。

教育活動の対象は、全国の学校・幼稚園等(一部、旭川市内のみ対象のものもある。)で、遠くは沖縄県からの受入実績もある。

### (2) 教育活動の主な取組内容(平成29年度)

| 名称          | 実施<br>件数 | 参加<br>人数 | 内容                         |
|-------------|----------|----------|----------------------------|
|             |          | 570      | 主に小学校低学年が対象となり、うさぎやモルモットを  |
| 教材貸出        | 11       |          | 数週間貸し出す。その間は週末も児童が世話をする。15 |
|             |          |          | 年以上前から行っている。               |
| こども牧場ふれあい   | 00 0 475 |          | こども牧場内の動物に直に触れてもらうことで、肌で   |
| ガイド         | 60       | 2, 475   | 色々なことを感じてもらう。              |
|             |          | 598      | キリンやオランウータンなどの動物を見ながら、動物の  |
| 園内ガイド       | 1.4      |          | 話だけでなく、環境の話なども織り交ぜながらガイドを  |
| 图[2] 27 [2] | 14       |          | 行っている。事前に先生と密に打合せを行い、どのよう  |
|             |          |          | な観点で説明を行うか決めている。           |
| 亩側ガノド       | 60       | 3, 304   | 主に小学校の高学年から高校生までが対象。飼育の仕事  |
| 裏側ガイド       | 69       |          | についてガイドを行う。                |

| 名称                                 | 実施<br>件数 | 参加<br>人数 | 内容   |  |  |  |
|------------------------------------|----------|----------|--|--|--|--|
| エサやり観察ガイド                          | 18       | 673      | 主に就学前児童や小学校低学年が対象となり、キリンに<br>エサやりをしながらガイドを行う。  |  |  |  |
| 病院ガイド                              | 6        | 116      | 獣医師志望の生徒を対象に、動物園獣医の仕事を見せる。   |  |  |  |
| 出張授業                               | 28       | 1, 688   | 動物園から学校へ出向いてそれぞれの学年に合わせた内容の授業を行う。<br>旭川市内の小中学校のみ対象となっている。  |  |  |  |
| i ねっとわーく授業                         | 6        | 890      | 旭山動物園の各館内からネットワークに接続し、施設や<br>動物たちの様子を学校にいながらにして観察し、飼育ス<br>タッフの解説を受けながらリアルタイムに学習するも<br>の。   |  |  |  |
| 小学校課外授業の受<br>入れ(小学校向けバ<br>スレンタル事業) | 63       | 3, 589   | 平成22年度から実施。NPO法人旭山動物園くらぶが借り上げたバスを利用して動物園に来てもらう。あくまで授業の一環として来園する場合のみ実施(遠足などの目的では利用できない)。動物園内での数時間の案内も含まれる。<br>旭川市内の小学校のみを対象としている。 |  |  |  |
| 自然観察会                              | 8        | 88       | 自然への興味や関心、自然を大切にする心を育むこと等<br>を目的に、園内外で自然観察やネイチャーゲーム、ネイ<br>チャークラフト等の体験学習を行う。  |  |  |  |
| サマースクール                            | 1        | 14       | 40 年以上前から実施。小学校 5、6 年生を対象に 3 日間<br>連続で飼育体験などを行う。   |  |  |  |

教育活動全体で年間 1 万人以上が利用している。旭川市民の利用者数は全体の 6 割弱となっている。

申込みの時点では、レクリエーション目的と思われるケースもあるようだが、あくまで教育活動としての取組であることを理解してもらった上で、担当職員と学校側の担当者で打合せが行われ、実施されている。

特に小学校課外授業の受入れ(小学校向けバスレンタル事業)では、遠足目的と思われる 申込みも見受けられることがあったが、事前に先生と連絡を取り、事業の目的を理解しても らった上で参加するように指導している。今後さらに事前の提出書類を増やすなど、学校側 も教育活動の一環であることを強く意識するような取組も行っていきたいとのことである。

また、教材貸出では、標本のみならず、うさぎやモルモットなどの小動物を数週間にわたって学校に貸し出している。近年は、自宅でのペット飼育が難しくなってきていることであろう。また、学校で動物を飼うことも減ってきていることであろう。こうした中、子どもたちに直接動物を飼育してもらい、命について考える取組を大切に考えて、実施しているとい

うことである。

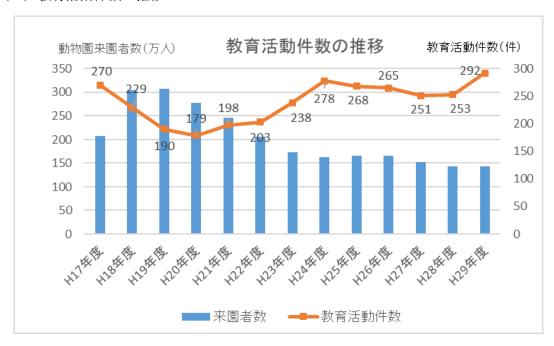
### (3) 旭山動物園教育研究会 (GAZE)

旭山動物園教育研究会(GAZE)は、動物園と学校関係者が参加する合議組織である。ワークショップ、研修会、共同研究を行っている。

成果の一つとして、「旭山動物園教育連携ガイドブック」がある。同ガイドブックには、 これまで生み出されてきた学校の先生による動物園教育に係る実践事例が、モデルプラン としてまとめられている。

実践にあたって、先生が作成された指導案やワークシートもあわせて掲載してあるため、小中学校の先生が、動物園に関わる授業プランを立案するのに、非常に有用な資料となっている。

# (4) 教育活動件数の推移



教育活動は旭山動物園の入園者の増減に関わらず実施されている。平成 18 年度から数年間は入園者数がピークに達し、教育活動は若干減少傾向にあったが、平成 29 年度は前年度を大きく上回っている。

### (5)監査結果と意見

### 教育活動に係る報告【意見】

教育活動は、動物園の重要な使命の一つである。旭山動物園のホームページ上には、教育活動に係る多彩なプログラムが提示されており、「旭山動物園教育連携ガイドブック」もダウンロードできるようになっている。旭山動物園が教育活動に力を入れていることが、よく

わかる。

ただし、こうした教育活動が行われていることは、一般市民の目に触れることはほとんどないといえる。願わくば、年間の活動実績や、更には実際に旭山動物園を利用して授業を行った先生、生徒の実践報告が何らかのかたちで公表されると、教育活動の状況が広く理解されることと思う。

#### 12. 動物資料展示館・動物図書館について

### (1)動物資料展示館・動物図書館の概況

旭山動物園には、昭和58年に建てられた「動物資料展示館・動物図書館」がある。1階が、「動物資料展示館」、2階が「動物図書館」になっている。

動物資料展示館には、過去に旭山動物園で飼育していた動物たちのはく製や骨格標本、角など 100 点以上が展示されている。骨格標本のなかには、ローランドゴリラのはく製やアジアゾウやラクダもあり、間近で動物の大きさや迫力を感じることが出来る。

動物図書館には、絵本や図鑑、専門書などが 2,600 冊以上あり、開館時間中はスタッフも 常駐している。

道内の動物園で図書館を有しているのは、旭山動物園の他には釧路動物園だけである。 釧路動物園は絵本が中心となっており、旭山動物園ほどの蔵書数ではない。

#### ①図書の管理

動物図書館の図書はデータベース化されており、年に一度は台帳と図書のチェックが実施されている。また、データベース化されていることから、調べたい内容が明確なケースでは、検索システムから目的に合う本を探すことも出来る。

新しい図書の購入予算は年間 2 万円程度であり、その予算内で図書館担当者が本を選定している。

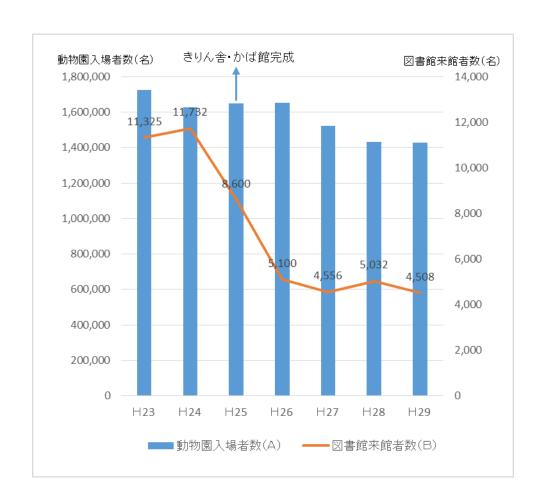
#### ②来館者数

来館者数の推移は、以下のグラフのとおりである。

動物園入園者数が減少すれば、図書館来館者数も減少するのは致し方ないとはいえ、平成 25 年度以降は、来館者が大幅に減少している。

平成 24 年度と平成 29 年度とを比較すると、動物園入園者数の減少率に比較して、図書館来館者数の減少率のほうがはるかに大きい。

平成25年11月に『きりん舎・かば館』が完成し、それまで動物図書館の近くで飼育されていたかばが新施設へ移動したため、動物図書館の近くには大型動物がいなくなってしまった。そのため、入園者の動きの流れが変わってしまい、動物図書館方面への人の流れが減少し、結果として動物図書館に立ち寄る人も減ってしまったと思われる。



# ③担当者

2階の動物図書館にはスタッフが常駐している。スタッフは嘱託職員1名と臨時職員1名 で交代制となっている。嘱託職員は任用期間が3年であり、臨時職員も基本的には雇用期間 が1年を超えることはない。

#### (2) 動物図書館で行っていること

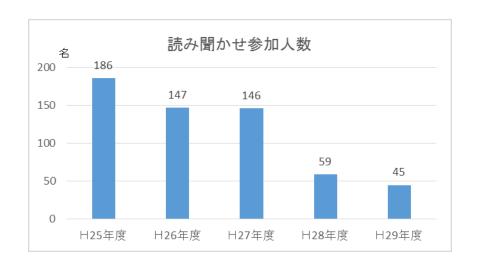
## ①絵本読み聞かせ

平成7年にスタートし、毎月第2土曜日(ただし開園準備期間中の4、11月を除く)に実施している。

動物図書館の担当者が絵本を読んで、その後、絵本に出てきた動物に関して飼育スタッフが説明を行っている。

動物図書館の来館者の減少と相まって、絵本読み聞かせ参加者数も減少傾向となっている (下表参照)。ただし、今年度の参加者数は12月の時点で97名となっており、前年度に比べて大きく増加している。

読み聞かせの参加者へスタンプカードを渡して、参加した回数に応じて動物図書館スタッフ手作りのプレゼントを渡すなど、参加者に楽しんでもらって、参加者数を増やすための工夫がなされている。



# ②『動物園だより』『どうぶつえんみにだより』の発行

『動物園だより』は平成11年、『どうぶつえんみにだより』は平成22年より毎月1回程度発行している。『動物園だより』は一般向け、『どうぶつえんみにだより』は子供向けに作成されている。それぞれ、市内の学校等に配布しており、『動物園だより』は、小学校55校、図書館・公民館19館、中学校27校に、『どうぶつえんみにだより』は、幼稚園・保育園172園、小学校(1、2年用)55校に配布している。

1階の動物資料展示館では、第1号から最新号までの全てを用意しており、来館者が自由に持ち帰ることが出来る。

『動物園だより』は、旭山動物園のニュース(誕生、死亡など)を紹介しており、写真や イラスト入りで非常に見応えのあるものになっている。

『どうぶつえんみにだより』は子供に動物のことを楽しく知ってもらえるよう、動物について詳しく紹介している。

『動物園だより』『どうぶつえんみにだより』ともに内容は非常に充実したものとなっている。

また、これらは旭山動物園のホームページからも閲覧できるようになっている。他の動物園で同様の『たより』が発行されているかは不明であるが、ホームページから閲覧できるようになっている動物園は少ない。道内の円山動物園では『たより』が季刊(年4回)されており、ホームページからも閲覧できるが、毎月発行されている動物園はほとんどないと思われる。

#### ③動物おりがみ絵本の発行と折り方指導の実施

動物おりがみ絵本は、平成23年からスタートして年2~3回発行しており、現在30作目となっている。

その時々、新しい施設や新しく仲間入りした話題性のある動物をおりがみで折って、その動物の紹介やクイズが書いてある台紙におりがみを貼って、おりがみ絵本が出来上がるようになっている。

最近は外国人が動物図書館を訪れることも増えている。外国人にとっては、おりがみは新鮮で興味深いものであろう。子どものみならず外国人にとっても楽しめる企画となっている。

## ④読書感想文コンクールの実施

今年度で 19 回目となる。対象は市内の小学生で、まず、図書館スタッフで審査を行い、 その後、園長、主幹、副園長と飼育スタッフで審査を行っている。平成 29 年度は 68 作品の 応募があった。

# (3) 監査結果と意見

### ①入園者への周知【意見】

平成25年にきりん舎・かば館が新設されたことで、それまで動物図書館の近くで飼育されていた、かばが移動し、動物図書館の近くには大型動物がいなくなってしまった。動物図書館は東門に近い場所に位置しているが、現状では西門の近くに目玉となる大型施設が多く、動物図書館周辺を歩く入園者が少なくなっている。

何度も旭山動物園を訪れている旭川市民でも、旭山動物園に動物図書館があることを知らない人も多いことと思う。

動物図書館の周辺に新しい施設が出来るような具体的な計画は、現在のところはない。 また、動物図書館は直近で修繕を行っていることから、入園者の多くが通るような場所に 動物図書館を移動することも難しいと思われる。

そのため、現状の中で来館者を増やす方法を見出すしかない。

動物園内のいくつかの動物舎内の壁には、動物図書館が発行する『動物園だより』や『どうぶつえんみにだより』が貼られており、動物図書館の名前も大きく記載されている。また、動物図書館で読書会がある旨のチラシも園内のいくつかの場所に置かれている。

こうした告知が行われていることは評価できるが、動物資料展示館・動物図書館周辺での 案内表示がややわかりにくいといえる。

動物資料展示館・動物図書館は、くもざる・かぴぱら館とこども牧場の間に位置しているが、入園者が歩く園内通路からやや奥まったところに位置している。動物資料展示館・動物図書館の前に案内の看板はある。ただし、当該看板はくもざる・かぴぱら館方面からは見えるものの、子ども牧場側からは見えない位置にある。

こども牧場側からも見える看板を設置するなどして、入園者の認知度が上がるようなことを検討する余地があることと思う。

#### ②館内の利便性向上【意見】

動物資料展示館・動物図書館の建物の1階部分が動物資料展示館となっており、そこから2階の動物図書館へは靴を脱いで階段を上っていくことになる。靴を脱がなければいけないため、2階へ行くことを躊躇する来館者もおり、1階の動物資料展示館だけ見て、2階に寄

らずに帰ってしまう人も多い。また、2階に行くためには階段しかないため、ベビーカーを 使用している人は立寄りづらい。

1階の動物資料展示館には職員はいないため、来館者数を数えていない。このため、動物 資料展示館だけ立ち寄った人がどれ程いるかは不明であるが、担当者によれば、相当な人数 がいると思われるとのことである。

今後、ただ動物を見て楽しむだけではなく、実際に見た動物や環境について、図書館を利用してさらに深く知ってもらい、動物の成長や日々の様子を継続して見に来るようなリピーターを増やしていくためにも、図書館の活用による動物園の魅力向上促進は非常に有意義であると思われる。このようなことからも、入園者への図書館の周知や取組のPRに加え、利便性の向上にも可能な限り努める必要があると思われる。

# ③担当職員に関して【意見】

前述した『動物園だより』『どうぶつえんみにだより』の発行、絵本読み聞かせや、動物 図録(売店などで販売)の作成、旭山動物園 50 周年記念誌の作成等は、嘱託職員である動 物図書館スタッフが担っている。発行物は、どれも非常に完成度が高いものとなっている。

しかし、嘱託職員である以上、報酬や勤務時間、任用期間も限定されてしまう。現状の雇用体系では、任用期間終了後、同等のスキルを持つ別の者の雇用は難しく、有能な人材に働き続けてもらうためには任用期間を延長するしか対応方法はないと思われ、また、雇用体系は全庁的な問題であるため、動物園独自で変更することも出来ない。

今後実施される会計年度任用職員の制度構築も含め、現状の課題解決へ向けた協議を重ね、有能な人材を活用できるような仕組みを作っていけないかを検討すべきと思う。

#### 13. ボランティアについて

# (1)動物園に関わるボランティア団体の概況

現在、旭山動物園に係るボランティア団体としては、「旭山動物園くらぶ」と「旭山動物園マイスターボランティア」という2つの団体がある。

いずれも、動物園が主導するかたちで形成されたボランティア組織ではない。旭山動物園を応援するために、市民らが立ち上げた組織である。

### (2)「旭山動物園くらぶ」について

### ①発足の経緯

「旭山動物園くらぶ」は平成17年に設立されたNPO法人である。「旭山動物園くらぶ」のホームページ上の記載によると、旭山動物園を拠点として、地域の人々及び国内外の人々に対して、民間・企業・行政が一体となって、動物園の魅力作りに関する事業を実施、啓蒙活動を促進される情報配信事業等を展開し、未来に夢の有る街作りと教育・文化の振興に寄与することを、その目的としている。

### ②活動内容

同くらぶでは、動物園内の塗装、花壇整備、ごみ拾い等のボランティア活動を行っている。 動物園内での入園者に対するガイドは行っていない。

また、同くらぶは動物園内で、売店及び飲食店を運営している。その詳細は「7.行政財産の貸付」で述べたところであるが、売店及び飲食店運営で得た利益の多くを旭山動物園に寄付している。

旭山動物園の教育活動の一つとして行われている小学校向けバスレンタル事業は、「旭山動物園くらぶ」がバスレンタル費用を負担して、教育目的で旭山動物園を訪れる小中学校の生徒の送迎を行うものである。こうした支援も動物園に対して、行っている。

会員向けには、講演会や開園前の動物園散策などの催しを行っている。

#### ③旭山動物園との関係

同くらぶと旭山動物園との間では、平成27年9月に「旭川市とNPO法人旭山動物園く らぶの協働による事業実施に関する協定書」が締結されている。

これは、野生生物と人との関わりのあり方について共に考え、野生生物と人が共生する環境保全のために協働し、また、より強固なパートナーシップを構築し、旭山動物園の活動を充実させることを目的としたものである。

#### (3)「旭山動物園マイスターボランティア」について

# ①発足の経緯

旭山動物園の入園者数が300万人を超えた平成18年に、旭川青年会議所開催のシンポジウムで提唱された企画に端を発して、設立された団体である。

### ②活動内容

「旭山動物園マイスターボランティア」のホームページ上に記載されている活動内容としては、清掃や花壇整備など旭山動物園で開催されるイベントの支援を行うイベント企画ボランティア、園内の案内や市内及び近郊の観光情報や観光スポットの情報提供を行うインフォメーションボランティア、旭山動物園が認めた特定の園内施設でのガイドを行うスポットガイドボランティア及び機関紙の発行がある。

「旭山動物園マイスターボランティア」のホームページ上から、ガイド依頼申込みができるようになっている。旭山動物園を訪問する個人、団体、学校等に対して、可能な限り、ボランティアが園内ガイドをするというものである。

旭山動物園のホームページ上においては、「旭山動物園マイスターボランティア」に関する紹介は行っていないため、旭山動物園のホームページからボランティアガイドサービスを知って、申込みを行う者はいない。

# ③旭山動物園との関係

旭山動物園マイスターボランティアと旭山動物園との間では、協定等は結ばれていない。 設立当初は、旭山動物園マイスターボランティア側からの依頼に基づいて、旭山動物園の 飼育スタッフがマイスターボランティアの会員に対して、講習を行うことがあったが、現在 はそうしたことは行われていない。

# (4) 監査結果と意見

ボランティアの在り方【意見】

旭山動物園は、「旭山動物園マイスターボランティア」が行うイベント企画ボランティア の活動内容や機関紙の内容などは把握しているが、園内でのスポットガイドボランティア の詳細、どのような団体等に対してガイドを行っているのか、また、そのガイドの内容(動 物に係る解説等)がどのようなものなのか等までは、把握できていない。

同ボランティアが独立した組織である以上、動物園側に全ての活動の許可を得る、あるいは報告を行う義務はないが、その団体名に「旭山動物園」という固有名詞が用いられていることから、旭山動物園が関与している、あるいは公認がなされていると認識する入園者もいることと思う。

「旭山動物園」という固有名詞の使用を認める以上、同ボランティアとの定期的な情報共 有や研修等を行うなど、より親密な関係を構築し、その活動内容を可能な限り旭山動物園が 把握できるよう検討する余地があることと思う。

### 14. 公費投入について

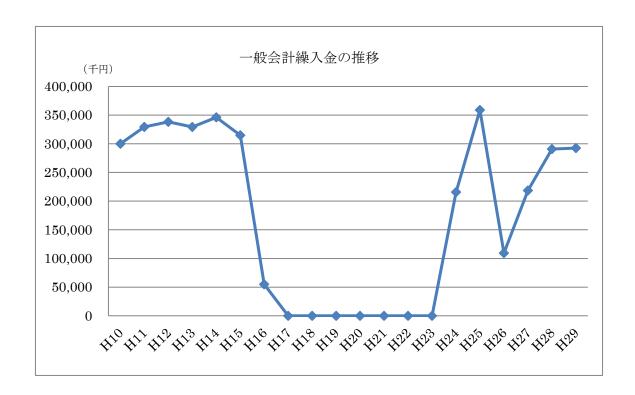
# (1) 一般会計繰入金について

旭川市では動物園会計を特別会計としているため、動物園単独の収支がわかる。動物園の 歳入の一つに、一般会計繰入金がある。これは、一般会計から動物園会計に対して繰入れら れた金額、すなわち動物園事業に対する公費負担額を示している。特別会計にしていること で、公費負担額が明らかになっている。

### (2) 一般会計繰入金の推移

平成 17 年度から平成 23 年度の期間は歳入が歳出を上回っていたこともあって、一般会計からの繰入はなかった。

その後、平成24年度以降は、再び一般会計からの繰入を受けている。その推移は以下の とおりである。



繰入金の水準は、設備投資額の影響も受ける。動物舎等の新設が多い年度は歳出が膨らむため、繰入金が多くなる傾向にある。

### (3) 他の動物園の状況

地方自治体が直営している動物園においては、動物園会計が特別会計であれば、一般会計 繰入金が公費負担額である。動物園会計を一般会計としている場合は、明確な公費負担額は 明らかにされない。

ただし、日本動物園水族館年報(日本動物園水族館協会発行)における各動物園の収入と 支出の状況をみるかぎり、公立動物園は、恒常的に赤字体質にあるといえる。つまり、いず れの動物園でも公費負担があるということである。

指定管理者制度を導入している動物園であれば、基本的には指定管理料が公費投入額となっている。動物園会計を特別会計としている公立動物園における、平成29年度の一般会計繰入金の状況は、以下のとおりである。一般会計繰入金は歳入項目となっている。それが歳入全体に占める割合も示した。

(単位:千円)

| 項目            | 旭山          | 釧路       | 大森山      | 千葉       |
|---------------|-------------|----------|----------|----------|
| ①歳入           | 1, 400, 631 | 341, 143 | 552, 512 | 986, 687 |
| ② (うち一般会計繰入金) | 292, 521    | 268, 218 | 446, 150 | 583, 862 |
| 割合 (②÷①)      | 20.9%       | 78.6%    | 80.7%    | 59.1%    |

注) 釧路市動物園及び千葉市動物園は、開示されている平成29年度動物園特別会計に基づいて、秋田市大森山動物園は、開示されている平成29年度秋田市各会計決算審査意見に基づいて作成した。

一般会計繰入金が歳入全体に占める割合は、旭山動物園が最も少ない。入園料収入が多いためである。

一般会計繰入金が発生する理由には、事業そのものの構造的な特性と経営努力の不足に 起因する歳出超過があると思われる。旭山動物園において、一般会計繰入れを必要とする要 因がどこにあるのかを、次に検討してみた。

#### (4) 事業構造の特性

### ①入園料の設定額

公立動物園は、市民に憩いの場を提供すること、教育の場を提供することを主眼に設置されてきた。このため、入園料は、採算がとれる水準に設定するのではなく、できるかぎり安価にすることとされてきた。

旭山動物園においても、昭和 42 年の開園時の入園料は大人 100 円、小学生以下は 10 円であった。当時はがき 1 枚が 7 円の時代である。

その後、値上げをしてきてはいるが、大人以外の料金は無料としている。大人料金も経費 を回収できる金額として設定しているものではない。

この点が、民間動物園と大きく異なる点である。多くの民間動物園の大人料金は1,500円から2,500円程度である。また民間動物園では、大人以外(中学生以下)が無料という動物園はない。

### ②教育事業

動物園では、小学校への出前授業、動物園での体験授業等の教育事業を行っている。こうした事業に携わる職員が平成30年度は2名いるが、受講者から料金は徴収していない。

# ③収益事業

公営事業ということから、収益事業は行わないこととしてきている。このため、動物園内に設置している売店、飲食店等の経営は、自ら行っていない。民間動物園では、売店、飲食店等の経営は、収益源の一つとなっている。

公立動物園でも指定管理者制度が導入されている動物園では指定管理者自らが売店・飲食店の経営を行うのが一般的である。また、民間動物園であれば、繁殖した動物の販売等を行うことがあるが、こうしたことも行っていない。

### (5)経営努力の不足の有無

# ①収入について

集客力という点では、十分な結果を残しているといえる。行動展示という展示スタイルだけでなく、ソフト面(飼育員による手作り解説パネルの設置、もぐもぐタイム等)も充実している。こうしたことが旭山動物園の魅力となり、集客につながっていることと思う。

# ②経常支出

経常支出(施設整備のための事業費や市債の償還を除く)の水準は、ここ数年毎期8億円台である。人件費、委託費、水道光熱費、飼料費が主要な支出である。

旭山動物園においては、人件費、委託料、水道光熱費、飼料費の合計額は、経常支出総額の87%を占める。平成29年度における、こうした支出を他の動物園と比較してみた。

公立動物園の中で、飼育種類数や面積規模が国内最大級である東山動物園及び旭山動物園と面積、入園者数、飼育動物数のいずれかが近似している3動物園を抽出して、比較してみた。

抽出したのは、面積が近似している秋田市大森山動物園、飼育動物数が近似している仙台市八木山動物園、入園者数が近似している大阪市天王寺動物園である。

| 項目       | 旭山          | 大森山      | 八木山      | 東山          | 天王寺         |
|----------|-------------|----------|----------|-------------|-------------|
| 面積(m²)   | 152, 662    | 150, 070 | 121, 461 | 322, 100    | 110, 000    |
| 飼育動物数(点) | 635         | 516      | 635      | 1, 047      | 1,005       |
| 入園者数(人)  | 1, 426, 854 | 266, 614 | 576, 831 | 2, 600, 684 | 1, 736, 686 |

注)東山動物園の総面積は595,800 ㎡であるが、動物園部分は322,100 ㎡である。 飼育動物数及び入園者数は、平成29年度のものである。

## ア) 人件費

| 項目            | 旭山       | 大森山      | 八木山      | 東山          | 天王寺         |
|---------------|----------|----------|----------|-------------|-------------|
| 経常支出 (千円)     | 886, 111 | 533, 145 | 736, 397 | 2, 265, 029 | 1, 280, 718 |
| 人件費 (千円)      | 330, 799 | 245, 113 | 444, 530 | 1, 034, 089 | 529, 985    |
| 経常支出に占める人件費割合 | 37%      | 46%      | 60%      | 46%         | 41%         |

動物園の規模や飼育動物の種類、または委託業務の範囲等が動物園ごとに異なるため、単純に比較することはできないが、平成29年度において、経常支出全体に占める人件費の割合は、旭山動物園が最も低い。

入園者1人当たりの人件費を比較すると、以下のとおりである。

| 項目             | 旭山          | 大森山      | 八木山      | 東山          | 天王寺         |
|----------------|-------------|----------|----------|-------------|-------------|
| 人件費 (千円)       | 330, 799    | 245, 113 | 444, 530 | 1, 034, 089 | 529, 985    |
| 入園者数(人)        | 1, 426, 854 | 266, 614 | 576, 831 | 2, 600, 684 | 1, 736, 686 |
| 入園者1人あたり人件費(円) | 231         | 919      | 770      | 398         | 305         |

平成29年度における入園者1人当たり人件費は、5動物園の中で最も低くなっている。 以下は、各動物園における平成29年度の正規職員と非正規職員の状況である。

(単位:人)

| 項目      | 旭山  | 大森山 | 八木山 | 東山  | 天王寺 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 正規職員    | 31  | 30  | 48  | 115 | 63  |
| 非正規職員   | 32  | 20  | 8   | 1   | 4   |
| 合 計     | 63  | 50  | 56  | 116 | 67  |
| 非正規職員割合 | 51% | 40% | 14% | 1%  | 6%  |

注) 非正規職員割合は、職員総数に占める非正規職員の割合である。

他の4つの動物園と比較すると、非正規職員割合は旭山動物園が最も高い。

入園者数の増加等に伴い、正規職員、非正規職員のいずれも増加してきているが、非正規職員の割合はほぼ同様のまま推移してきているということである。

## イ)委託費

| 項目             | 旭山          | 大森山      | 八木山      | 東山          | 天王寺         |
|----------------|-------------|----------|----------|-------------|-------------|
| 委託費 (千円)       | 305, 391    | 64, 337  | 59, 861  | 522, 712    | 195, 023    |
| 入園者数 (人)       | 1, 426, 854 | 266, 614 | 576, 831 | 2, 600, 684 | 1, 736, 686 |
| 入園者1人あたり委託費(円) | 214         | 241      | 103      | 200         | 112         |

委託業務の範囲は動物園ごとに異なっている。旭山動物園では、園内サービス業務(入園窓口業務、案内、誘導、清掃等)を委託している。動物園内には室内動物舎が多くある。その多くに案内、誘導係が配置されている。このため、屋外動物舎が多い施設よりも、委託業務が多いといえる。無料駐車場が3か所にあるため、その案内業務も委託している。公共交通機関でアクセスしやすい動物園よりも、こうした業務が多いといえる。

そうした点を考慮すると、委託費が多すぎるとは言えないことであろう。

#### ウ) 水道光熱費

| 項目              | 旭山       | 大森山      | 八木山      | 東山       | 天王寺      |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 水道(千円)          | 32, 490  | 7, 560   | 33, 767  | 245, 320 | 207, 743 |
| 電気 (千円)         | 37, 807  | 16, 200  | 39, 187  | 114, 739 | 66, 462  |
| 燃料費 (千円)        | 19, 941  | 9, 885   | 17, 264  | 42, 763  | 11, 778  |
| 合計(千円)          | 90, 238  | 33, 645  | 90, 218  | 402, 822 | 285, 983 |
| 面積(m²)          | 152, 662 | 150, 070 | 121, 461 | 322, 100 | 110, 000 |
| 単位面積当たり費用 (円/㎡) | 591 円    | 224 円    | 742 円    | 1,250円   | 2,599円   |

水道光熱費は面積に応じて増減するものではないので、単位面積当たり費用は必ずしも 適切な指標とはいえないであろうが、算定してみた。 旭山動物園にはぺんぎん館、あざらし館、ほっきょくぐま館、かば館に水槽があるため、 水道利用量が多い。また、夏期開園期間は屋外で、冬期開園期間は室内で展示される動物も いる。このため、燃料費は多くなる。

こうした点を考慮すると、水道光熱費が多すぎるということはないと思われる。

### 工) 飼料費

| 項目       | 旭山      | 大森山     | 八木山     | 東山      | 天王寺     |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 飼料費 (千円) | 44, 888 | 29, 000 | 56, 238 | 98, 495 | 92, 000 |
| 飼育動物種    | 105 種   | 96 種    | 134 種   | 472 種   | 190 種   |
| 飼育動物点    | 635 点   | 516 点   | 635 点   | 1,047 点 | 1,005点  |

飼料費は、飼育動物種の内容や飼育動物点数によって異なってくる。そのため単純比較はできないが、旭山動物園の飼料費の水準は妥当と思われる。

### ③経常支出に占める収入額割合

| 項目          | 旭山       | 大森山      | 八木山      | 東山          | 天王寺         |
|-------------|----------|----------|----------|-------------|-------------|
| 入園料等収入 (千円) | 914, 697 | 100, 623 | 160, 881 | 824, 048    | 621, 543    |
| 経常支出 (千円)   | 886, 111 | 533, 145 | 736, 397 | 2, 265, 029 | 1, 280, 718 |
| 入園料÷経常支出    | 103. 2%  | 18.9%    | 21.8%    | 36.4%       | 48.5%       |

注)入園料等収入には、入園料以外の諸収入(市債発行額、一般会計繰入金は除く)も含んでいる。

入園料等収入で経常支出が賄えているのは、旭山動物園だけである。

ただし、経常支出以外に市債の返還、新たな施設整備等に係る支出があるため、旭山動物 園でも歳出全体を入園料等収入で賄うことはできていない。

### (6) 監査結果と意見

### ①一般会計繰入金の必要性【意見】

旭山動物園は、他の公立動物園に比較して収益力は高く、経常支出にも無駄があるとはいえない。放漫経営によって、一般会計繰入が必要になっているということはないといえる。

一般会計繰入れが必要となっているのは、その構造にあるといえる。

採算をとれる程度の料金体系にしない限りは、一般会計繰入の必要はあるであろう。

### ②一般会計繰入金の水準について【意見】

少なくとも、教育活動の一環としての中学生以下の無料分や、市民料金と一般料金の差額、 団体料金の割引分など、政策的に実施していることに伴う負担は、有料入園者に求めるので はなく、公費で補填されてしかるべきであろう。

### 15. 収益確保の在り方

#### (1) 収入の推移

公立動物園が赤字経営にならざるをえない構造にあることは前述したところであるが、 それでも収益を確保する努力は必要である。

直近 5 年間における旭山動物園の事業収入の推移は以下のとおりである。使用料は行政 財産の貸付料である。雑収入の内訳は「(3) 雑収入について」の雑収入内訳明細のとおり である。

(単位:千円)

|      | 平成 25 年度    | 平成 26 年度    | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------|-------------|-------------|----------|----------|----------|
| 入園料  | 922, 825    | 934, 410    | 866, 897 | 809, 064 | 808, 915 |
| 使用料等 | 3, 430      | 3, 334      | 3, 312   | 3, 319   | 3, 408   |
| 雑収入  | 75, 205     | 91, 003     | 55, 286  | 48, 586  | 53, 564  |
| 合 計  | 1, 001, 460 | 1, 028, 747 | 925, 495 | 860, 969 | 865, 887 |

### (2) 入園料収入

主要な収入源である入園料は、入園者の減少に伴って減少してきている。

#### ①入園単価について

#### ア) 大人入園料

道内の各動物園及び全国の主要な動物園の平成 30 年 3 月 31 日現在の大人入園料は以下のとおりである。

(単位:円)

| 旭山  | 円山  | 帯広  | 釧路  | 上野  | 横浜  | 東山  | 京都  | 天王寺 | 王子  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 820 | 600 | 420 | 570 | 600 | 800 | 500 | 600 | 500 | 600 |

注)旭山、円山、釧路、京都、天王寺では、高校生以上が大人料金となっている。中学生以下については、 無料としている動物園と小人料金を設定している動物園とがある。

旭山動物園では、旭川市民の入園料は590円としている。旭山動物園を除いた上記の各動物園には一般大人料金しかない。ただし、一定の条件を満たすと料金が安くなる、あるいは無料になるという制度はある。

平成30年4月1日現在において、旭山動物園の一般入園料は、公益社団法人日本動物園 水族館協会に加盟している公立動物園の中では3番目に高い。一番高い大人入園料は、石川 県立石川動物園及び宮崎市フェニックス自然動物園の830円である。

旭川市民の入園料 590 円は、全国の主要動物園の一般料金とほぼ同じ水準にある。

#### イ) パスポート

パスポート制度を取り入れている動物園は、一部である。いずれの動物園も発行日から1 年間を有効期限としている。 道内の各動物園及び全国の主要な動物園の平成30年3月31日現在の大人入園料は以下のとおりである。

(単位:円)

| 旭山    | 円山    | 帯広  | 釧路    | 上野    | 横浜    | 東山    | 京都    | 天王寺   | 王子    |
|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1,020 | 1,000 | 800 | 1,030 | 2,400 | 2,000 | 2,000 | 2,400 | 2,000 | 3,000 |

(各動物園のホームページ上の記載に基づいて作成)

パスポート料金は他の動物園と比較すると、高いものではない。旭山動物園のパスポート料金は大人一般入園料の1.2倍、円山は1.7倍、帯広は1.9倍、釧路は1.8倍となっている。日本の主要動物園である上野動物園、東山動物園、天王寺動物園のパスポート料金は、大人一般入園料の4倍となっている。

旭山動物園の場合、他の動物園と違って大人一般入園料のほかに、旭川市民に適用される 大人一般入園料が設けられている。

主要なパスポート購入者は旭川市民であろうことから、パスポート料金は旭川市民に適用される大人一般入園料 590 円の 2 回分を下回る金額に設定されている。

パスポート利用者の推移は以下のとおりとなっている。平成29年度においては、購入者が49,345人であり、その延べ入園回数は121,417回である。購入者は平均すると2.5回程度、入園しているといえる。

| 区 分           | 25 年度    | 26 年度    | 27 年度    | 28 年度    | 29 年度    |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| パスポート販売枚数(枚)  | 59, 138  | 60, 511  | 52, 506  | 56, 559  | 49, 345  |
| パスポート再入園者数(人) | 73, 551  | 83, 859  | 71, 652  | 78, 848  | 72, 072  |
| 合 計           | 132, 689 | 144, 370 | 124, 158 | 135, 407 | 121, 417 |

### ウ) 監査結果と意見

### a)入園料【意見】

今後予定される消費税率アップに際して、入園料の見直しを行うことは必要であろう。市立動物園であるということからして、市民料金の値上げには配慮が必要であろうが、大人一般料金については思い切った値上げを行ってもいいことと思う。

### b) パスポート料金について【意見】

パスポート料金は、他の動物園に比して割安になっている。見直しを検討する余地があることと思う。

また、パスポートを購入しやすくする工夫を検討してもいいことと思う。例えば、天王寺動物園では、年間パスポートに変更する場合は使用する当日に限り、大人 1500 円、市外小中学生 600 円で購入できる。つまり、入園当日に一般料金で入園したあとに、パスポート料金との差額を支払えば、パスポートに変更することができるという制度である。

旭山動物園においても、こうしたことを検討する余地があることと思う。

### c) 企画券に係る入園料収入【意見】

総入園者数は減ってきているが、企画券による入園者数は平成 28 年度以降増えている。 企画券とは、旅行会社等の企画者が、旭山動物園入園券とほかの企画をセットにして販売 するものである。

(単位:人)

| 企画券発行者等       | 25 年度    | 26 年度   | 27 年度   | 28 年度   | 29 年度   |
|---------------|----------|---------|---------|---------|---------|
| JR 北海道        | 43, 398  | 42, 232 | 38, 017 | 42, 157 | 42,006  |
| 中央バス          | 14, 683  | 19, 775 | 19, 113 | 18, 619 | 20, 297 |
| 札幌通運          | 1, 554   | 1,729   | 843     | 5, 294  | 10, 174 |
| 北海道アクセスネットワーク | 18, 981  | 7, 315  | 5, 970  | 7, 550  | 4, 248  |
| 観光コンベンション協会   | 1, 498   | 622     | 2, 108  | 3, 978  | 4, 024  |
| HIS           | 0        | 0       | 0       | 3, 112  | 2, 674  |
| ツーリストサーヒ゛ス    | 6, 666   | 7, 999  | 0       | 0       | 2, 513  |
| JAL クーポン      | 8, 452   | 5, 165  | 3,605   | 2, 181  | 2, 086  |
| その他           | 7, 058   | 6, 129  | 13, 211 | 4, 354  | 3, 852  |
| 企画券入園者合計      | 102, 290 | 90, 966 | 82, 867 | 87, 245 | 91, 874 |

注) 企画者名は略称としているものがある。

JR北海道が企画するのは、札幌・旭川間往復特急券と旭川駅〜旭山動物園間のバス往復、旭山動物園入園券がセットになった企画券である。中央バスが発行するものは、札幌・旭川間往復特急バスと旭川駅〜旭山動物園間のバス往復、旭山動物園入園券がセットになったものである。

札幌通運が企画するのは、札幌往復日帰りバスツアーである。バス料金のほかに、旭山 動物園の入園券が含まれている。

いずれも企画券にすることで、動物園料金が安くなるわけではない。ただし、全てがセットになっているので、その都度支払いを行う煩わしさがなくなる。

例外的に観光コンベンション協会が発行する企画券においては、旭山動物園が得る入園 料収入単価は、本来の単価より 100 円安くなっている。

当該企画券の内容は以下のようになっている。

旭山動物園入園券(通常 820 円) +雪の美術館入館料(通常 700 円) +協賛店プレミアサービス(協賛店で割引等が1回受けられる) =1,500円(企画券販売単価)

雪の美術館とは、市内にある民間観光施設である。購入者は、旭山動物園、雪の美術館 それぞれのチケットを個別に買うよりも20円安くなり、そのうえに協賛店である飲食店 等で割引等のサービスが受けられるというものである。

動物園は購入者に対する値引きを行っているわけではなく、観光コンベンション協会に

対して値引きを行っているといえる。

他の企画者との公平性の観点からして、契約内容を見直す余地があることと思う。

### (3) 雑収入について

#### ①雑収入内訳

入園料以外の収入は以下のとおりである。

(単位:千円)

| 項目             | 25 年度   | 26 年度   | 27 年度   | 28 年度   | 29 年度   |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 園内業者使用分電気水道料   | 4, 740  | 4, 362  | 5, 060  | 5, 698  | 5, 829  |
| 自動販売機手数料       | 18, 638 | 18, 965 | 16, 612 | 15, 850 | 14, 944 |
| コインロッカー収入      | 2 020   | 3 EE3   | 2, 217  | 2, 017  | 2,865   |
| メロディヘット収入      | 3, 839  | 3, 552  | 690     | 625     | 630     |
| 売店協力金          | 38, 074 | 27, 406 | 27, 568 | 21, 772 | 21, 214 |
| オフィシャルグッズ企画監修料 | 3, 329  | 1, 915  | 428     | 0       | 3, 474  |
| 行政財産使用料加算金     | 12      | 1, 534  | 1, 798  | 1,812   | 1,877   |
| 遺失物満期失効収入      | 301     | 793     | 493     | 476     | 376     |
| 消費税還付金         | 5, 290  | 30, 193 | 0       | 0       | 1, 168  |
| その他            | 690     | 2,003   | 151     | 110     | 1,030   |
| 労働保険掛金還付       | 292     | 280     | 269     | 226     | 157     |
| 合 計            | 75, 205 | 91, 003 | 55, 286 | 48, 586 | 53, 564 |

上記のうち、園内業者使用分電気水道代は、動物園が負担する電気水道代のうち、園内で売店及び飲食店を営業する事業者の使用相当分を付け替えるものである。売店手数料、コインロッカー収入、自動販売機手数料は、「7. 行政財産の貸付」で取り扱った収入である。オフィシャルグッズ監修料は、オフィシャルグッズを販売する事業者から受け取るものである。

その他は補助金等である。平成 29 年度は 50 周年事業に係る補助金が公益財団法人北海 道市町村振興協会より 1,000 千円あった。

### ②監査結果と意見

### ア) 売店及び飲食店の運営者について【意見】

売店協力金は、売店の提示する基礎額に基づいて決定しているものであるが、算定基礎に 入園者数が入っているため、年々減少している。売店応募者を増やす対策、協力金算定方法 の見直し等が必要と思われるが、これについては、「7. 行政財産の貸付」で述べたところ である。

売店協力金を増やすためには、より営利性の低い事業者を選定するほうがいいといえる。 究極的には、動物園自身が売店・飲食店を運営することも考えられる。 行政が収益事業を行うことの是非には議論があることであろうが、少なくとも、地方自治 法においては地方自治体が収益事業を行うことを禁止することは定められていない。

動物園内に限った営業であることから、民業圧迫という点は避けられること、売店・飲食 店の利益は動物園の整備のために基金に繰入れることなどを条件とすれば、検討する余地 はあることと思う。

### イ)オフィシャルグッズ販売者について【意見】

オフォシャルグッズを動物園自身が販売することが最も収益増加になる。また、動物園の オリジナリティも生かせる。これについても、売店・飲食店と同様、検討の余地があるとい える。

#### (4) 新たな収益確保策について

### ①駐車場料金【意見】

旭山動物園には、正門及び東門に無料駐車場(一般車両用約550台分、バス等大型車両用約70台分)がある。無料駐車場内には障害者用の駐車スペースもある。

各入園門に隣接した民営の有料駐車場(約2,000 台分)の料金は1台あたり500円となっている。ただし、平成30年12月から無料化した駐車場がある。

他の公立動物園では、駐車場を有料としているところが多い。ただし、そうした動物園は、 地下鉄、鉄道などの公共交通機関利用でもアクセスしやすいところにあるものが多い。

旭山動物園の場合、公共交通機関はバスしかない。こうした状況を考えると、当面有料化は考えるべきではないであろう。ただし、団体客用のバス等から徴収することを検討する余地はあることと思う。

### ②園内での新規事業

#### ア)特別開放事業について

平成 30 年度より、開園時間以外に入園及び施設利用を認める特別開放事業が始まった。これは、旭川市内で開催する全国規模以上の大会、イベント等を主催する団体を対象としたもので、特別開放による開催行事が旭山動物園の魅力発信、地域経済の活性化、交流拡大促進に寄与すると認められる場合に、許可するものである。

午後5時半から午後9時までの範囲で、施設及び展示動物の観覧にあわせて、飲食を伴うレセプションの開催を認めるというものである。飲食場所は、あざらし館売店・飲食店としている。

このきっかけは、平成30年度に旭川市内で開催された日本高血圧学会の事務局より、レセプションパーティを動物園で開催したいという依頼があったことである。

こうしたニーズにこたえるために、「旭川市旭山動物園の特別開放に関する取扱要綱」が 定められた。賃貸料は無料としており、任意に寄付を受けることとしている。

### イ) その他の新規事業の導入検討【意見】

今後、特別開放事業の要件を緩やかにして、夜のパーティ、夜のガイドツアーなどを事業 として行うことも考えられる。ただし、そのためには、対応する人員の整備が必要であろう し、動物の負担にも配慮が必要であろう。

### 16. 動物園事業の経営形態について

#### (1)公立動物園の経営形態

平成29年4月1日現在における、全国の公立動物園の経営形態の状況は以下のとおりである。

|        | 直営   | 指定管理者 | 委託  | 合計   |
|--------|------|-------|-----|------|
| 公立動物園数 | 32 園 | 32 園  | 6 園 | 70 園 |

注)指定管理者には一部指定管理者制度適用を行っている園、委託には一部委託を行っている園を含む。

### ①指定管理者制度

指定管理者制度は、民間のノウハウを生かして効果的・効率的な管理を行うことでコスト 削減を図ること、サービスの向上を図ることを、その目的としている。

指定管理者制度を採用している公立動物園では、地方自治体の外郭団体である公益財団 法人が指定管理者になっているケースが多い。

指定管理者制度を導入している公立動物園は32園あるが、比較的規模の小さい動物園が 多い。主要な公立動物園で、指定管理者制度を導入しているのは上野動物園、多摩動物園、 横浜市立よこはま動物園ぐらいである。

上野動物園、多摩動物園の指定管理者である公益財団法人東京都動物園協会は、昭和 61 年から両動物園の管理業務の一部を受託しており、その後、平成 18 年度から両動物園の指 定管理者となった。

横浜市立よこはま動物園は、公益財団法人横浜市緑の協会が指定管理者になっている。

## ②委託

管理、運営を委託している公立動物園は、いずれも規模の小さいところである。

#### ③地方独立行政法人

現在、地方独立行政法人が公立動物園を経営している事例はないが、今後、大阪市天王寺 動物園が、地方独立行政法人化する予定である。

地方独立行政法人とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務及び事業で、地方公共団体が自ら実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合に必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、

地方公共団体が設立する法人(地方独立行政法人法第2条) をいう。

地方独立行政法人は、地方自治体から独立した法人となるため、法人の業務執行の自律性・自主性は高まる。同時に、経営責任も明確になる。運営面においては、予算・財務・契約、職員定数・人事などの面で自由度が高まるといえる。こうしたことによって、より効率的な運営が行われることを期待するものである。

ただし、地方自治体の傘下にはある組織であるため、その業務内容が適正であるかをチェックするために、設置団体に執行機関の附属機関として地方独立行政法人評価委員会を置くこととされている。

また、地方独立行政法人が赤字になった場合は、地方自治体が交付金等で補てんすることになる。

なお、地方独立行政法人化が認められる事業は限られている。大学事業、公営企業に相当する事業である病院事業、水道事業、鉄道事業は、従来から地方独立行政法人化が認められていた。動物園は平成26年4月より認められることとなった。

#### (2) 監査結果と意見

旭山動物園の経営形態について

#### ①指定管理者制度の導入について

動物飼育は、専門性の高い業務である。旭山動物園においては、当該業務を外部に委ねる ということは考えられないことであろう。また、受け皿となる団体も存在しないことであろ う。このため、動物園事業全体に指定管理者制度を導入する余地はないと思われる。

旭山動物園においては、「14.公費投入について」で述べたように、他の公立動物園に 比して効率的な運営が行われている。

また、サービス面においては、「10.レジャー施設としての機能整備」で述べたように、 飼育員らのアイデアに基づく充実したプログラムが、現在提供されている。

夏期開園期間中、冬期開園期間中は、年末年始(12月30日~1月1日)を除いて、休園 日も設けられていない。

コスト削減の観点、サービス向上の観点からも指定管理者制度を検討する余地はないと 思われる。

あえて言えば、現在委託している業務、現在職員が行っている広報活動等に指定管理者制度を導入する余地がないかということになるが、こうした業務では、指定管理者側には、指定管理料以外の事業収入がほとんど見込めないであろう。そのため、一部の業務に限ったとしても、指定管理者制度を導入するメリットはないことであろう。

#### ②地方独立行政法人化の検討【意見】

地方独立行政法人に移行する事業の多くは、赤字解消をその目的としたものである。その代表的な事業は病院事業である。

地方自治体が行う公立病院事業は、民間病院と同様の診療報酬体系である。それでも赤

字になる体質を、地方独立行政法人化によって改革しようというケースが多い。

旭山動物園は、一般会計繰入金を受け入れているとはいえ、放漫経営で、赤字になっているというわけではない。社会教育施設として入園料を低く抑えていること等の構造的なことに、その原因はあるといえる。

したがって、体質改善を図るために、地方独立行政法人になるということはありえない。 ただし、地方独立行政法人化することで、自由度、自立度が高まり、その結果、収益が 拡大するということはありえることと思う。

入園料改定の自由度が高まる、自らが売店・飲食店の経営に乗りだせるようになる、オフィシャルグッズの開発、販売を行いやすくなるという可能性はある。

旭山動物園は、民間事業者と違って、収益最大化を目指す組織ではない。しかしながら、 これまで以上に資金を得ることができれば、動物園内の施設の充実、社会教育施設として提 供するサービスやプログラムの充実等を図ることができることと思う。

旭川市が、旭山動物園の地方独立行政法人化を検討する価値はあることと思う。

第2テーマ 図書館に関する事務の執行について

### 第1 外部監査の概要

#### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

### 2. 監査の対象

図書館に関する事務の執行について

#### 3. 当該事件を選定した理由

旭川市においては、平成12年度より包括外部監査が実施されている。

これまで「施設の管理について」、「指定管理者制度に係る事務の執行について」といった 監査テーマにおいて、旭川市の主要施設は包括外部監査の対象となってきたところであるが、 図書館はこれまで一度も監査対象となっていない。

旭川市内には 5 か所の図書館と 10 か所の図書館分室がある。平成 29 年度末における個人利用カード登録者数は 263,821 人、平成 29 年度の貸出冊数は 2,120,613 冊である。

市民にとって身近な施設であり、多くの市民によって利用されているところである。一度、 包括外部監査で取り上げる意義があると判断し、本年度の事件として選定した。

#### 4. 対象とする所属等

社会教育部中央図書館及び関連部署

### 5. 監査の着眼点

図書館に係る事務執行及びその事業管理が、関係法令等に準拠しているか、経済性、有効性、公平性、安全性が確保されているかに着眼して監査を行った。

### 6. 主な監査手続

- (1) 関係法令、条例、規則、規程等の内容確認
- (2) 関連書類の閲覧、分析
- (3) 図書館往査及び図書館担当者への質問

### 7. 監查対象年度

原則として平成 29 年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び平成 30 年度も 監査対象とした。

### 8. 監查実施期間

平成30年7月2日から平成31年3月28日まで

### 9. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人公認会計士・税理士伊藤 隆補助者公認会計士堤 直美

公認会計士牧原大二公認会計士・税理士中島幹雄税理士増田弘志

## 10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、旭川市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

### (注1) 本報告書の記載金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。

### (注2) データの出典について

本報告書に含まれている表、グラフ等における数値は、特に断りのない場合は旭川市から入手した資料に基づいている。

### (注3)表記について

年度は、基本的に元号を用いて表記しているが、一部では以下のように略称を 用いている。 平成 29 年度→H29 年度または H29

### 第2 旭川市図書館の概要

#### 1. 施設の設置目的

### (1)公立図書館に係る法律

図書館に係る法律としては、図書館法がある。図書館法は、社会教育法の精神に基づいて、 図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定めたものであり、「総則」、「公立図書館」、「私 立図書館」の3つの章によって構成されている。

図書館法第10条においては、公立図書館の設置に関する事項は当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならないとされている。

また、図書館法第7条の2では、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定めるとしている。

これに基づいて、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(以下「望ましい基準」という。)が定められている。

望ましい基準においては、公立図書館の社会的意義が明らかにされており、公立図書館の あるべき姿が示されている。なお、望ましい基準に示されている内容に関して、公立図書館 には、それを履行努力する義務はあるものの、実施義務はない。

### (2) 旭川市における条例等

旭川市では、旭川市図書館条例及び図書館条例施行規則を設けている。その中で、図書館 に係る基本的事項(開館時間、利用できる者、利用手続等)が定められている。

また、図書館の運営に関しては、12の要綱、11の取扱要領、12の基準、4つの方針が定められている。

4つの方針の中で、最も基本的なものは図書館運営基本方針である。平成24年10月に施行された「旭川市図書館運営基本方針」の内容は以下のとおりである。

- 1. 市民が多様な文化に触れる環境を整えることにより、文化的活動を支援します。
- 2. 実生活に役立つ情報を提供し、市民の生活が向上するように支援します。
- 3. 市民の生涯にわたる自主的な学習活動を支援します。
- 4. 次代を担う子どもが生きていくために必要な力をつけることを支援します。
- 5. 地域特有の資料群を構築することにより、地域文化の継承と発展に寄与します。

### 2. 旭川市図書館の沿革

図書館の整備状況を主にみていくと、以下のとおりである。現在の図書館、分室の多くは 平成5年以降に整備されている。

昭和21年10月 5条通11丁目に市立図書館開館

昭和33年10月 市立図書館常磐公園に移転

昭和39年6月 移動児童文庫開始

昭和44年6月 移動図書館巡回開始

昭和50年4月 神楽こども図書コーナー開設

昭和51年7月~9月 永山・末広・東光こども図書コーナー開設

昭和57年10月 移動図書館車増車(2台体制)

平成5年5月 末広図書館開館

平成6年3月 旭川市立図書館条例制定

平成6年8月 市立図書館解体

平成6年10月 中央図書館移転新築(名称変更)、永山図書館開館

平成7年4月 永山こども図書コーナー廃止

平成7年11月 中央図書館分室(東旭川・東鷹栖・新旭川・春光台・愛宕) 開室

平成8年10月 中央図書館分室(江丹別・神居・北星・西神楽) 開室

平成 10 年 10 月 東光図書館開館

平成10年10月 東光図書コーナー廃止

平成13年2月 中央図書館江丹別分室リニューアルオープン

平成14年8月 北光分室開室

平成19年8月 神楽図書コーナー廃止

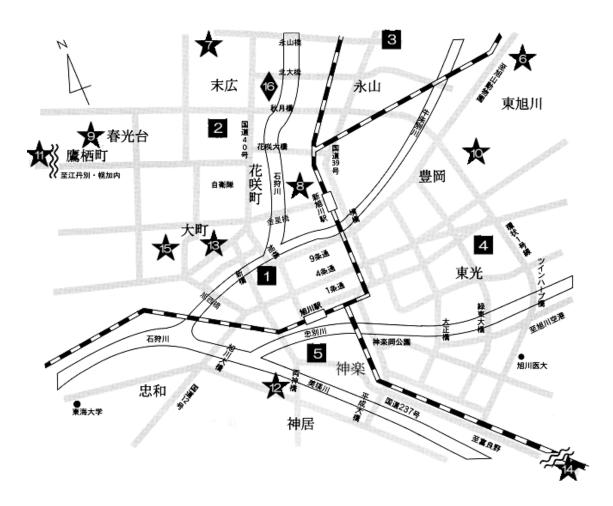
平成 19 年 10 月 神楽図書館開館

平成24年12月 常磐館キッズルームリニューアルオープン

平成24年10月 旭川市図書館運営基本方針制定

平成25年2月 中央図書館東鷹栖分室リニューアルオープン

# 3. 施設の概要 配置状況



| 1. <u>中央図書館</u> | 2. 末広図書館        | 3. <u>永山図書館</u>  | 4. 東光図書館  |
|-----------------|-----------------|------------------|-----------|
| 5. 神楽図書館        | 6. 東旭川分室        | 7. 東鷹栖分室         | 8. 新旭川分室  |
| 9. <u>春光台分室</u> | 10. <u>愛宕分室</u> | 11. <u>江丹別分室</u> | 12. 神居分室  |
| 13. <u>北星分室</u> | 14. 西神楽分室       | 15. <u>北光分室</u>  | 16.末広コーナー |

平成30年度において、旭川市には中央図書館、地区図書館4館、中央図書館分室10室、地域図書コーナー、自動車文庫がある。

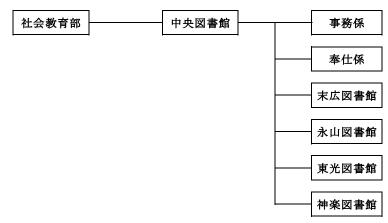
地域図書コーナーは、末広東つつじ会館内にある児童図書コーナーである。

自動車文庫は、市内の図書館、分室から遠い地域に設けた巡回場所を、2 台の移動図書館 車で毎月1回巡回するものである。なお、平成30年度の巡回場所は、56か所である。

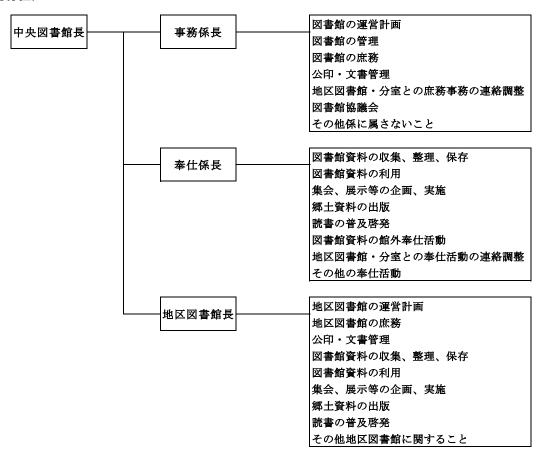
### 4. 組織体制

中央図書館は社会教育部に属している。中央図書館長のもと、中央図書館(分室、自動車 文庫含む)と地区図書館がある。中央図書館には事務係、奉仕係がある。

## (組織)



#### (業務分担)



## 5. 所蔵資料数及び貸出資料数

平成29年度末の所蔵資料数及び平成29年度の貸出資料数は以下のとおりである。

|    |       |                  | 所蔵資料数            |                   |              |           |             |
|----|-------|------------------|------------------|-------------------|--------------|-----------|-------------|
|    |       | 図書<br>蔵書数<br>(冊) | 雑誌<br>蔵書数<br>(冊) | 視聴覚<br>資料数<br>(点) | 利用者<br>人数(人) | 貸出<br>資料数 |             |
|    | 館内    |                  | 692, 864         | 67, 646           | 13, 370      | 129, 825  | 608, 515    |
|    | 団体貸出  | Li Li            |                  |                   |              | 1, 892    | 30, 705     |
|    | 地域文庫  | Į.               | 29, 646          |                   |              | 86        | 9, 249      |
|    | 宅配サーヒ | * ス              |                  |                   |              | 719       | 5, 410      |
|    | 末広図   | <b></b> 事コーナー    | 4, 073           |                   |              | 1, 310    | 6, 585      |
|    | 自動車   | 文庫               | 34, 096          |                   |              | 7, 071    | 51, 103     |
| 中  |       | 東旭川              | 15, 098          | 460               | 0            | 5, 242    | 23, 185     |
| 中央 |       | 東鷹栖              | 19, 418          | 654               | 0            | 4, 581    | 19, 681     |
| 図  |       | 新旭川              | 9, 693           | 155               | 10           | 4, 355    | 18, 687     |
| 書  |       | 春光台              | 12, 474          | 111               | 0            | 4, 245    | 17, 392     |
| 館  |       | 愛宕               | 15, 370          | 297               | 0            | 10, 801   | 46, 386     |
| PH | 分室    | 江丹別              | 17, 289          | 353               | 11           | 4, 516    | 18,600      |
|    |       | 神居               | 13, 181          | 236               | 9            | 7, 597    | 33, 079     |
|    |       | 北星               | 11, 302          | 313               | 0            | 6, 361    | 23, 369     |
|    |       | 西神楽              | 12, 283          | 418               | 7            | 4, 388    | 21, 216     |
|    |       | 北光               | 22, 043          | 249               | 0            | 6, 724    | 22, 969     |
|    |       | 分室計              | 148, 151         | 3, 246            | 37           | 58, 810   | 244, 564    |
|    | 中央    | :図書館計            | 908, 830         | 70, 892           | 13, 407      | 199, 713  | 956, 131    |
| 末広 | 末広図書館 |                  | 71, 630          | 1, 509            | 2, 508       | 52, 013   | 241, 710    |
| 永山 | 永山図書館 |                  | 76, 717          | 1, 481            | 3, 907       | 48, 218   | 242, 345    |
| 東光 | 東光図書館 |                  | 81, 258          | 2, 036            | 3, 983       | 78, 712   | 371, 207    |
| 神楽 | 図書館   |                  | 125, 287         | 2, 953            | 2, 754       | 64, 397   | 309, 220    |
|    | 旭川市図  | 書館総計             | 1, 263, 722      | 78, 871           | 26, 559      | 443, 053  | 2, 120, 613 |

注) 貸出資料数は図書、雑誌、視聴覚資料の合計数である。

団体貸出は、団体登録している団体に対して、中央図書館内の図書等を貸し出すものである。地域文庫は、地域文庫登録している団体に対して、中央図書館内の書庫に設けられている地域文庫(児童図書のみ)を貸し出すものである。

宅配サービスは、身体障害 4 級以上、あるいは 65 歳以上の市民で、一人では図書館に来られない利用者に、図書を宅配するサービスである。

### 6. 休館日と開館時間

## (1) 休館日

| 中央図書館         | 毎週月曜日、月末整理休館、特別整理期間、年末年始            |
|---------------|-------------------------------------|
| <b>地区回事</b> 检 | 毎週月曜日、月末整理休館、特別整理期間、祝日(5/5、11/3を除く) |
| 地区図書館         | 年末年始                                |
| 分室            | 毎週日曜日・月曜日, 月末整理休館, 特別整理期間, 祝日, 年末年始 |

注)中央図書館では試験的に夏休み期間、冬休み期間の月曜日開館を、平成26年度以降実施している。

## (2) 開館時間

| 中央図書館 | 午前 10 時~午後 6 時(火・金)、午前 10 時~午後 8 時(水・木)        |
|-------|--|
| 中犬凶者邸 | 午前 10 時~午後 5 時(土・日・祝)                          |
| 地区図書館 | 午前 10 時~午後 6 時 (火~金)、午前 10 時~午後 5 時 (土・日, 5/5・ |
| 地区凶者邸 | 11/3)  |
| 八字    | 正午~午後5時(火~土)                                   |
| 分室    | ただし、北光分室は午前10時(土は正午から)から午後5時まで                 |

注) 中央図書館では試験的に平日は午前9時30分から午後7時までの開館、土日祝日は午前9時30分から午後6時までの開館を、平成29年度以降実施している。

### 7. 旭川市図書館の状況推移

| 項目                 | 25 年度            | 26 年度            | 27 年度            | 28 年度           | 29 年度           |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 図書館(室)数            | 15               | 15               | 15               | 15              | 15              |
| 職員数(人)             | 88               | 85               | 88               | 86              | 86              |
| うち嘱託 (人)           | 49               | 49               | 57               | 60              | 56              |
| 登録者数(団体登録者数を除く)(人) | 243, 777         | 249, 196         | 254, 427         | 259, 335        | 263, 821        |
| 貸出冊数(図書のみ) (冊)     | 2, 171, 604      | 2, 142, 571      | 2, 158, 373      | 2, 064, 585     | 1, 958, 558     |
| 貸出(AV・雑誌など)(点)     | 199, 323         | 192, 320         | 182, 847         | 176, 521        | 162, 055        |
| 蔵書冊数(図書のみ) (冊)     | 1, 218, 164      | 1, 241, 436      | 1, 249, 892      | 1, 261, 723     | 1, 263, 722     |
| 蔵書(AV・雑誌など)(点)     | 97, 999          | 100, 257         | 103, 083         | 104, 972        | 105, 430        |
| 受入冊数(図書)(冊)        | 34, 372          | 50, 915          | 42, 187          | 38, 642         | 36, 115         |
| 除籍冊数(図書)(冊)        | <b>▲</b> 24, 425 | <b>▲</b> 27, 643 | <b>▲</b> 33, 731 | <b>▲</b> 26,811 | <b>▲</b> 32,030 |
| 図書・資料購入費 (千円)      | 61, 887          | 63, 738          | 53, 822          | 52, 345         | 50, 506         |

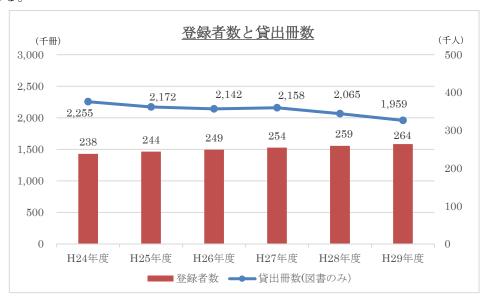
### (1) 図書館数と職員数

職員総数は減少傾向にある。また、職員総数に占める嘱託職員数の割合は増加傾向にある。 嘱託職員の勤務時間は週29時間であるため、正職員よりも勤務時間は短い。それも考慮 すると、実質的な職員数の減少はより大きいといえる。

### (2)登録者数と貸出冊数

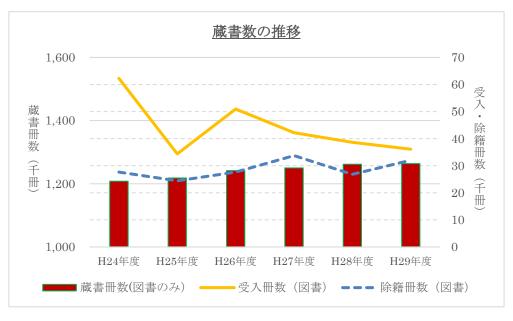
登録者数は増加している。ただし、実質的に利用しなくなった利用者の抹消が行われていないため、それを考慮する必要がある。この点については、「4. 個人利用カード抹消手続」で述べる。

貸出冊数は下落傾向にある。過去5年間の推移をみると、前年度の数字を上回っているのは、平成27年度だけである。平成29年度の数字は全て平成25年度よりも少なくなっている。その減少率も小さくないものである。人口の減少、読書離れということが原因として考えられる。



### (3) 蔵書数と受入・除籍

図書館サービスの充実度を示す数値の一つである「蔵書数」は増加しているものの、毎年の受入冊数は、平成26年度以降、下落傾向にある。



## (4) 図書館別及び分室別の貸出件数推移

(単位:件)

|               |             |             |             |             | (TIL • 11)  |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 施設名           | H25 年度      | H26 年度      | H27 年度      | H28 年度      | H29 年度      |
| 中央図書館         | 644, 434    | 643, 624    | 648, 609    | 623, 187    | 608, 515    |
| 末広図書館         | 261, 695    | 266, 081    | 262, 819    | 259, 369    | 241, 710    |
| 永山図書館         | 283, 429    | 280, 197    | 276, 430    | 263, 040    | 242, 345    |
| 東光図書館         | 418, 830    | 410, 759    | 414, 562    | 396, 796    | 371, 207    |
| 神楽図書館         | 377, 258    | 362, 739    | 355, 394    | 331, 976    | 309, 220    |
| 図書館計          | 1, 985, 646 | 1, 963, 400 | 1, 957, 814 | 1, 874, 368 | 1, 772, 997 |
| 東旭川分室         | 38, 954     | 30, 304     | 27, 181     | 26, 663     | 23, 185     |
| 東鷹栖分室         | 36, 220     | 29, 064     | 25, 366     | 22, 005     | 19, 681     |
| 新旭川分室         | 17, 245     | 18, 964     | 20, 204     | 19, 314     | 18, 687     |
| 春光台分室         | 22, 812     | 21, 424     | 22, 667     | 18, 453     | 17, 392     |
| 愛宕分室          | 47, 213     | 42, 930     | 47, 738     | 43, 301     | 46, 386     |
| 江丹別分室         | 13, 632     | 15, 345     | 16, 600     | 19, 989     | 18, 600     |
| 神居分室          | 30, 248     | 30, 658     | 31, 910     | 35, 489     | 33, 079     |
| 北星分室          | 29, 331     | 27, 765     | 27, 804     | 24, 633     | 23, 369     |
| 西神楽分室         | 20, 597     | 20, 551     | 22, 583     | 19, 664     | 21, 216     |
| 北光分室          | 29, 770     | 31, 082     | 33, 946     | 31, 625     | 22, 969     |
| 分室計           | 286, 022    | 268, 087    | 275, 999    | 261, 136    | 244, 564    |
| 移動(宅配・末広コーナー) | 12, 449     | 12, 519     | 12, 976     | 12, 707     | 11, 995     |
| 団体            | 38, 051     | 41, 203     | 45, 176     | 43, 347     | 39, 954     |
| 自動車文庫         | 48, 759     | 49, 682     | 49, 255     | 49, 548     | 51, 103     |
| 合計            | 2, 370, 927 | 2, 334, 891 | 2, 341, 220 | 2, 241, 106 | 2, 120, 613 |

旭川市図書館全体の貸出総件数は減少傾向にある。特に東旭川分室、東鷹栖分室の減少が大きい。平成25年度よりも平成29年度の貸出件数のほうが増えているのは、新旭川分室、江丹別分室、神居分室、西神楽分室、自動車文庫及び団体利用である。

### 8. 他市町村在住者の利用カード登録状況

旭川市図書館は、旭川市民であることを利用カード登録要件とはしていない。他市町村在住者に係る、平成30年4月1日現在の利用カード登録状況は次のとおりである。

| 市町名 | 登録者数(人) | 利用者数(人) | 貸出冊数 (冊) |
|-----|---------|---------|----------|
| 当麻町 | 1, 369  | 1,635   | 6, 987   |
| 鷹栖町 | 2, 259  | 3, 461  | 19, 553  |

| 市町名   | 登録者数(人) | 利用者数(人) | 貸出冊数 (冊) |
|-------|---------|---------|----------|
| 東神楽町  | 1,622   | 2, 913  | 14, 625  |
| 比布町   | 697     | 524     | 2, 439   |
| 東川町   | 1, 388  | 2,606   | 12, 969  |
| 美瑛町   | 1, 049  | 1, 207  | 5, 453   |
| 愛別町   | 660     | 444     | 2, 057   |
| 上川町   | 348     | 282     | 1, 169   |
| 札幌市   | 82      | 306     | 592      |
| 中富良野町 | 114     | 165     | 897      |
| その他   | 3, 108  | 3, 142  | 11, 696  |
| 合 計   | 12, 696 | 16, 685 | 78, 437  |

注) 利用者数は平成29年度の延べ人数である。貸出冊数は平成29年度のものである。

### 9. 近隣中核市との指標比較

## <主な指標-近隣中核市との比較>

| 項目                          | 旭川市    | 函館市    | 青森市    | 八戸市    | 盛岡市    | 秋田市    |
|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①登録率 (%)                    | 75. 2  | 51.8   | 44.8   | 24. 4  | 45. 7  | 6. 7   |
| ②市民1人当たり貸出数(冊)              | 6.4    | 4. 7   | 3.6    | 3. 2   | 2. 1   | 2. 2   |
| ③登録者1人当たり貸出数(冊)             | 8.5    | 9. 1   | 8. 1   | 13.3   | 4. 7   | 32. 9  |
| ④蔵書回転率                      | 1. 74  | 1. 78  | 1.07   | 1. 40  | 0.98   | 1.14   |
| ⑤市民1人当たりの蔵書冊数(冊)            | 3. 7   | 2. 7   | 3. 4   | 2.3    | 2. 2   | 1. 9   |
| ⑥市民1人当たりの購入費(円)<br>(図書及び資料) | 153    | 133    | 128    | 137    | 70     | 102    |
| ⑦購入資料の平均単価 (円)              | 1, 253 | 1, 809 | 1, 612 | 1, 422 | 1, 259 | 1, 042 |
| ⑧貸出コスト(千円)                  | 144    | 222    | 147    | 227    | 254    | 212    |
| ⑨市民1人当たり行政効果(円)             | 7, 983 | 8, 570 | 5, 843 | 4, 597 | 2, 692 | 2, 303 |

<sup>(</sup>公益社団法人日本図書館協会刊行『日本の図書館 統計と名簿 2017』に基づいて作成)

## ①登録率

「登録率」は、図書館利用カードを作成し図書館システムに登録された「登録者」を、旭 川市の人口で除した数値である。人口の何割が図書館での貸出のために利用しているかを 示す指標である。

旭川市の登録率75.2%は、他の近隣中核市と比較して高い数字になっている。

前述したように、実質的に利用しなくなった利用者の抹消が行われていないことが、登録 率を高くしている要因になっている。そのため、他市の数値と単純比較はできない。

注) 蔵書回転率は(平成29年度貸出図書及び資料数)÷(平成29年度末蔵書数)とした。

### ②市民1人当たりの貸出冊数

市民 1 人当たりの貸出冊数は、図書館全体の年間貸出冊数を公共図書館のサービス対象となる人口(サービス人口)で除した数値である。ここでは簡便的にサービス人口は各市の人口を使用している。旭川市の市民 1 人当たりの貸出冊数は 6.4 冊と他の近隣中核市と比較しても、数値が高い。旭川市では、図書館での貸出利用が比較的多いといえる。

市民が求める図書が、それだけ所蔵されているともいえるだろう。

#### ③登録者1人当たりの貸出冊数

登録者 1 人当たりの貸出冊数とは、図書館全体の年間貸出冊数を登録者数で除算した指標である。この指標は、登録者 1 人が年間に何冊借りたかを示すものである。実質的な利用状況を示す指標といえる。登録者が少ない八戸市や秋田市の数値が高いものの、旭川市は、函館市や青森市に近い水準になっている。ただし、旭川市の登録者数には、本来抹消しなければならない者が含まれていると思われるため、単純比較はできない。

#### 4)蔵書回転率

「蔵書回転率」とは、図書館全体の年間貸出冊数を蔵書数で除した数値である。

この指標は、1冊の蔵書が平均して、年間何回貸し出されたかを示すものである。

一般的には、新しい本は頻繁に貸し出され、古い本ほど貸出件数が減る傾向にある。旭川市の「蔵書回転率」は 1.74 回と他の近隣中核市と比較しても数値が高く、比較的借りたいと思う本の割合が高いといえる。

#### ⑤市民1人当たりの蔵書冊数

「市民1人当たりの蔵書冊数」とは、図書館全体の蔵書数を人口で除した数値である。

一般的に、蔵書数が多いほど図書館サービスの充実度が高いと考えられるが、単純な冊数の比較では政令指定都市など規模の大きい自治体の図書館の数値が高くなる。そこで、自治体規模の大小に影響を受けない指標として利用されるのが「市民1人当たりの蔵書冊数」である。旭川市の「市民1人当たりの蔵書冊数」は3.7冊と他の近隣中核市と比較しても数値が高く、図書館の蔵書は比較的充実しているといえる。

### ⑥市民1人当たりの図書購入費

「市民1人当たりの図書購入費」とは、図書購入費を人口で除した数値である。

一般的には、新刊本など新しい資料の受入れが多いほど図書館サービスの充実度は高いと考えられているが、市町村の大小に影響を受けない指標が「市民 1 人当たりの図書購入費」である。

旭川市の「市民1人当たりの図書購入費(視聴覚資料も含む)」は153円である。

他の近隣中核市と比較しても数値が高く、図書館サービスの充実に比較的力を入れているといえる。

#### ⑦購入資料の平均単価

「購入資料の平均単価」とは、図書購入費を購入した冊数で除した数値である。

数値が高いほど高額の図書を購入しているといえるが、実際には割引で購入する図書館の努力も反映されているため、単純比較はできない。旭川市の「購入資料の平均単価」は1,253円で、他の近隣中核市と比較すると比較的その数値が低い。

### ⑧貸出コスト

「貸出コスト」とは、図書購入を含めた図書館の予算を貸出冊数で除した数値である。

貸出サービスの効率を測定する指標であり、1冊の資料を貸し出すのに必要な経費が安いほど、この数値が低くなる。旭川市の「貸出コスト」は144千円で、他の近隣中核市と比較すると比較的数値が低いといえる。

ただし、特定の年次の予算を使用しているため特殊要因の影響がある可能性があり、また 市町村ごとに図書館予算とされる範囲が異なることもあるため、実態と異なっている可能 性もある点に留意が必要である。

### ⑨行政効果(市民1人当たり)

「行政効果(市民1人当たり)」とは、購入図書の平均単価に個人貸出冊数を乗じた数値から図書館予算を控除し、その数値を人口で除した数値である。

図書館サービスの還元度合を示す指標で、数値が高いほど図書館サービスの行政効果が高いとされる。旭川市の「貸出コスト」は7,983円で、他の近隣中核市と比較すると比較的数値が高いといえる。

ただし、®「貸出コスト」と同様に、特定の年次の予算の変動や予算の範囲が異なること もあるため、実態と異なっている可能性もある点に留意が必要である。

#### 10. 図書貸出以外の業務

#### (1) 児童向け

おたのしみ会、絵本の読み聞かせ、人形劇、工作会、子ども映画会等

#### (2) 保護者向け

絵本講座、読み聞かせ講座等

映画会(アフタヌーンシネマ)

リサイクル市(図書館の不要図書や寄贈資料の無償提供)

図書館講座、読書講演会

企画展示、ミニギャラリー、図書館まつり(11月3日)

### 11. 図書館支援組織の状況

図書館を支援するボランティア団体がある。

| 活動内容        | ボランティア団体名           | 主な活動場所         |
|-------------|---------------------|----------------|
| 目の不自由な方への朗読 | 音訳グループ旭川本の会         | 中央図書館          |
| 図書宅配サービス    | 図書宅配グループ カンガルー      | 中央図書館          |
| 図書資料等の整理    | 北海道退職校長会 旭川奉仕サークル   | 中央図書館          |
| 布絵本製作       | 布の絵本「のんの」           | 中央図書館          |
|             | 旭川おはなしの会            | 中央図書館          |
|             | 絵本サークル「赤いてぶくろ」      | 中央・東光・末広・神楽図書館 |
|             | 絵本サークル「ぽわぽわ」        | 中央・永山・東光・神楽図書館 |
|             | あかいふうせん             | 東旭川分室          |
|             | おはなしマルメロ会           | 春光台分室          |
|             | 絵本読み聞かせの会           | 愛宕分室           |
|             | おはなしトムテ             | 末広図書館          |
| 絵本の読み聞かせ    | 旭川絵本の会              | 永山・東光図書館       |
| 子ども向けイベント   | 永山南小学校よみきかせ会        | 永山図書館          |
|             | おはなし もも             | 末広図書館          |
|             | 高台小おはなし会            | 春光台分室          |
|             | 絵本サークル「ののはな」        | 中央・東光・神楽図書館    |
|             | <b>加玄子</b> ケーク / レー | 北光分室           |
|             | みどり文庫               | 中央・神楽図書館       |
|             | 絵本でつながるサークル こももかい   | 中央図書館          |
|             | 絵本サークル「まほうのて」       | 中央・永山・神楽図書館    |

図書宅配サービスに係るボランティア団体は、旭川市中央図書館が実施している図書宅 配サービスに、ボランティアとして参加している方々によって、構成されている。

北海道退職校長会旭川支部は、過去の新聞記事の中から郷土に関する記事を掘り起こし、 それをカードに分類保存し、そのカードの内容をパソコンに入力して保存する作業を行っ ている。

## 12. 中央図書館支出の推移

(単位:千円)

|    | 費用項目                | H27 年度   | H28 年度   | H29 年度   |
|----|---------------------|----------|----------|----------|
| ψ∀ | 図書管理費               | 211, 601 | 218, 060 | 218, 702 |
| 経常 | 事業活動費               | 977      | -        | _        |
| 費  | 図書資料整備費             | 53, 822  | 52, 345  | 50, 506  |
| 貝  | 経常費計                | 266, 400 | 270, 405 | 269, 208 |
|    | 読書環境整備促進事業費         | 396      | 595      | 1, 071   |
|    | 中央図書館等施設利用者駐車場確保事業費 | 4, 968   | I        | _        |
| 臨  | 子ども読書環境充実費          | 685      | 672      | _        |
| 時  | 事業活動費               | -        | 198      | 139      |
| 費  | 図書館補修費              | -        | 1        | 36, 752  |
|    | 中央図書館開館時間等拡充費       | _        | -        | 1, 080   |
|    | 臨時費計                | 6, 049   | 1, 465   | 39, 042  |
|    | 승 카                 | 272, 449 | 271, 870 | 308, 250 |

注) 正規職員に係る人件費は含んでいない。

### (1)経常費

### ①図書管理費

図書管理費は、中央図書館、地区図書館及び分室等の施設の維持管理に係る費用である。嘱託職員に係る給与、業務委託料、水道光熱費、消耗品費、リース料等がある。

### ②事業活動費

読書普及活動として、読書感想文コンクール及び図書館まつりを開催している。また、旭川叢書の編集・刊行を行っている。こうした定期的に行っているイベント及び事業等に係る費用である。

### (2) 臨時費

臨時的に発生する経費である。平成29年度は中央図書館及び地区図書館の施設修繕や設備機器の更新費用が36,752千円発生した。

### 第3 監査結果と意見

### 1. 図書等の購入

### (1) 購入の概要

①直近3年間の購入状況

(単位:冊または点、千円)

| 区分      | 平成 27 年度 |         | 平成 28 年度      |                | 平成 29 年度      |               |
|---------|----------|---------|---------------|----------------|---------------|---------------|
|         | 購入数      | 購入額     | 購入数           | 購入額            | 購入数           | 購入額           |
| 図書等     | 29, 986  | 44, 885 | 28, 908       | 43, 521        | 27, 835       | 41, 485       |
| 雑誌等*1   | 560      | 8, 123  | 580           | 7, 997         | 528           | 7, 892        |
| 視聴覚資料*2 | 235      | 814     | 237           | 828            | 344           | 1, 129        |
| 合計      | 30, 781  | 53, 822 | 29, 725       | 52, 345        | 28, 707       | 50, 506       |
| 前年比*3   | _        | _       | <b>▲</b> 3.4% | <b>▲</b> 2. 7% | <b>▲</b> 3.4% | <b>▲</b> 3.5% |

\*1:雑誌(単位:誌)、新聞(単位:紙)、官報(単位:種)、法規追録(単位:種)を単純合算した数。

\*2:CD、DVD、ライブラリ (上映用) を合算した点数

\*3: ▲はマイナス

上表は旭川市図書館の平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の図書等の購入状況を示したものである。図書館全体の予算が年々削減されていることから、図書館購入予算総額も年々減っている。上表の合計の購入額をみると、平成 27 年度は約 54 百万円であったが、平成 28 年度には約 52 百万円と 2.7%下落し、さらに平成 29 年度には約 51 百万円と 3.5%下落となっている。これに伴い、図書等の購入数も減少している。

全国的に、公立図書館の図書購入費は減少してきている。

日本図書館協会が公表する資料によると、全国の図書館(私立も含む)の図書購入額は、 平成19年度には317億円であったが、平成29年度には282億円となっている。

#### ②平成 29 年度における図書館別購入金額状況

(単位:千円)

| 図書館    | 中央      | 末広     | 永山     | 東光     | 神楽     | 合計      | 種別      |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 種別     | 図書館     | 図書館    | 図書館    | 図書館    | 図書館    |         | 割合      |
| 図書資料*1 | 23, 607 | 3, 725 | 6, 283 | 3, 891 | 3, 979 | 41, 485 | 82.1%   |
| 雑誌等*2  | 4, 510  | 847    | 840    | 924    | 771    | 7, 892  | 15.6%   |
| 視聴覚*3  | 485     | 93     | 367    | 85     | 100    | 1, 129  | 2.2%    |
| 合計     | 28, 602 | 4, 665 | 7, 490 | 4, 900 | 4,850  | 50, 506 | 100.00% |
| 図書館別割合 | 56. 63% | 9. 24% | 14.83% | 9. 70% | 9.60%  | 100.00% |         |

\*1:「図書資料」には、一般的な書籍のほか、児童向け書籍、旭川市に関する郷土資料を含む。

\*2:「雑誌等」には、雑誌、新聞、官公報及び法規追録が含まれる。なお法規追録は、最新の法令や判例等の諸情報を提供するために差し替えられる資料をいう。

\*3:「視聴覚」とは、CDやDVD及び上映用の資料を含む。

上表は旭川市図書館の平成29年度の購入資料の内訳を示したものである。図書館別の割合(上表の最下段)をみると、「中央図書館」が56.6%と最大であり、他の図書館は9~15%程度となっている。中央図書館は市の中心的役割を担う最大規模の図書館である上に、市内にある10分室や移動図書館車も管轄している。

一方で、購入資料の種別の割合(表の「小計」の最右欄)をみると、図書資料が82.1%、雑誌等が15.6%、視聴覚が2.2%と、購入の中心は図書資料となっている。

### ③購入先

<平成29年度における発注先別購入金額状況>

(単位:千円)

| 購入先           | 金額      | 割合     |
|---------------|---------|--------|
| 株式会社図書館流通センター | 28, 561 | 56. 5% |
| 市内書店など        | 19, 349 | 38. 3% |
| 市外書店など        | 2, 596  | 5. 1%  |
| 合 計           | 50, 506 | 100.0% |

上表は旭川市の平成 29 年度の図書購入について、購入先別の内訳を示したものである。 購入額が最も多いのは、株式会社図書館流通センター(以下「TRC」という。)である。 その購入額は、購入額全体の 56.5%となっている。

TRCは、旭川市の仕様に合わせたバーコード・ラベル貼りを行った上で、図書を納品している。図書館側にとってはこうした作業を省略できるメリットがある。ただし、購入単価は通常の小売価格となっている。

次に多いのは「市内書店など」で全体の38.3%である。これには、一般的な書店など26の購入先が含まれている。市内書店から購入する場合には、基本的に一定の割引がある。 市内書店から納品された図書等には、図書館職員がバーコード・ラベル貼りを行う。

### (2) 購入図書等の決定方法

図書等の購入は、図書館による購入図書の選定によるものと、利用者からの未所蔵図書等の予約に基づくものとがある。

#### ①図書館選定による購入

### ア) 図書等

旭川市では、毎週購入する本を選ぶ作業(選書)を行っている。中央図書館、末広図書館、 永山図書館、東光図書館、神楽図書館ごとに予算が設定されており、各図書館では、予算を 確認しながら毎月の選書・発注を行っている。

中央図書館では、各図書館で発注された選書の内容を確認し、偏りがないように配慮した 選書を行い、TRCや書店への発注を行う。

### イ)雑誌

雑誌については、年1回行われる各図書館の担当者などが出席する選定会議において、購入タイトルの決定を行っている。全館で同一の雑誌を購入するのではなく、図書館ごとの状況にあった雑誌を購入するように工夫している。

#### ウ) 視聴覚資料等

CDやDVDについては、寄贈による受け入れもあるため、不定期に図書館ごとに発注している。CD・DVDを取り扱う市内の小売店との競合を避けるために、発売1年以内のものは購入していない。発注先は市内の事業者としている。

### エ) 郷土資料の収集

前述した図書等には、郷土資料が含まれる。郷土資料は、旭川市図書館では図書資料の収集において重点を置いている分野の一つである。

「旭川市図書館運営基本方針」においては、地域特有の資料群を構築することをうたっている。また、「旭川市図書館資料収集方針」では、中央図書館において郷土資料を収集する方針が定められている。

#### 5 各館の資料収集方針

(中央図書館)

旭川市中央図書館は、市民の要望する資料はもとより、中央館として地区図書館等のサービスを補完する資料の収集に努める。

(中略)

#### 郷土に関する資料

- ・旭川関係資料は網羅的に収集する。
- ・道内市町村資料・アイヌ関係資料等を収集する。
- ・地元の出版物(市政資料を含む。)を収集する。

郷土資料とは、「旭川市図書館郷土資料収集・整理・保存要綱」によれば、「郷土及び郷土 人に関する人文的、自然的資料及び旭川市の市政に関し本市の各機関若しくは各部局が作 成又は発行した資料(行政資料)」をいう。

中央図書館内の郷土資料は、資料調査室でのみ原則として閲覧可能となっており、貸出しの対象とはなっていない。

旭川市中央図書館において購入する「図書資料」のうち、郷土資料収集に割り当てられる予算と、その予算の中で、毎年度定期的に購入する資料の金額を示すと以下のようになる。

定期購入しているものは、ブルーマップなどの地図、時刻表や北海道、旭川に係る定期刊 行物等である。予算の3~4割程度が定期購入に充てられており、その残額が毎年の収集に 充てられている。

(単位:千円)

| 年 度      | 年 度 予算割当 |     | 割合  |  |
|----------|----------|-----|-----|--|
| 平成 27 年度 | 1, 280   | 373 | 29% |  |
| 平成 28 年度 | 1, 302   | 544 | 42% |  |
| 平成 29 年度 | 1, 080   | 309 | 29% |  |

#### ②未所蔵図書等の予約に係る購入

旭川市図書館では、図書等を予約することができる。予約手段は、来館、電話、インターネットとなっている。

旭川市図書館予約基準にあるように、所蔵、未所蔵の如何を問わず図書を予約できる ただし、未所蔵図書等の予約ができるのは、旭川市民のみとされている。旭川市民以外で、 利用登録している者は予約できない。

また、インターネットを通して予約する場合は、旭川市図書館ホームページの「蔵書検索」で検索可能な図書等しか予約できない。図書館で未所蔵の本を予約する場合には、来館か電話によることとなる。予約の上限は、カウンターで預かっている予約本とあわせて、累計で図書30点、AV3点までである。

### 旭川市図書館予約基準

#### 2定義

- (1) 図書(冊子形態の資料)については、所蔵資料提供及び未所蔵資料提供全てを総称していう。
- (2) 視聴覚資料 (ビデオテープ・CD・カセットテープ等) については、所蔵資料の提供のみをいう。

(中略)

#### 4方法

予約の受付から提供までは、次の方法による。

- (1) 図書
  - (ア) 貸出中の資料は、返却後一定期間内に必ず提供する。必要な複本を購入する。
  - (イ) 未所蔵の資料は購入して提供する。
  - (ウ) 購入できない資料は、他館から借りて提供する。

(以下略)

予約された図書等が未所蔵の場合は、新たに購入を行うか、近隣市町村の図書館や北海道 立図書館からの借り受けを行うかを検討することになる。

平成27年度から平成29年度の3年間における予約件数及びその対応方法別の内訳は以下のとおりである。

(単位:冊)

| 年 度      | 予約件数     | 対応した方法   |        |        |         |  |
|----------|----------|----------|--------|--------|---------|--|
| 十 及      | 了你们干级    | 所蔵図書     | 購入     | 借入     | キャンセル   |  |
| 平成 27 年度 | 260, 787 | 240, 023 | 5, 435 | 2, 338 | 12, 991 |  |
| 平成 28 年度 | 262, 272 | 242, 105 | 4, 609 | 2, 113 | 13, 445 |  |
| 平成 29 年度 | 253, 169 | 234, 791 | 4, 178 | 1, 893 | 12, 307 |  |

予約件数は年度により多少のバラつきはあるものの、毎年度およそ 26 万冊程度である。 予約のほとんどは所蔵図書で対応できているものの、一部は新規購入、他図書館からの借 入れでの対応となっている。

なおキャンセルには、既に絶版になっているため入手不可能なものも含まれている。

## <未所蔵図書予約に基づく購入点数が資料購入全体に占める割合>

(単位:点)

| 年度       | 資料の購入点数 | 未所蔵本予約対応に | 割合     |
|----------|---------|-----------|--------|
| 平 · 及    | (図書館全体) | よる購入資料の点数 | 司(口)   |
| 平成 27 年度 | 30, 781 | 5, 435    | 17. 7% |
| 平成 28 年度 | 29, 725 | 4, 609    | 15.5%  |
| 平成 29 年度 | 28, 707 | 4, 178    | 14.6%  |

旭川市図書館では、未所蔵の図書の予約があった場合には、まず購入を検討することとしている。未所蔵図書等の予約に伴って購入した資料が、市全体で購入した資料に占める割合は上表のとおりである。

#### (3) 監査結果と意見

### ①「選択会議」について

### ア) 現状

購入手続が「旭川市図書館資料収集方針」に準じて行われているかを確かめるため、担当者に実際の購入手続を質問した。その結果、同方針で「図書資料の収集・選択については、この方針に基づき各分野の専門担当職員で構成する選択会議において行う」とされているが、実際には図書等の購入は毎週行われるため、「選択会議」という議事録を残すような会議形態ではなく、担当者が意見を取りまとめて選書・発注を行っているとのことだった。

### イ) 図書館資料収集方針と実際の整合性【指摘】

現状では、実際に行われている購入手続は、「旭川市図書館資料収集方針」で定めた手続 に合致していない。 「旭川市図書館資料収集方針」は平成9年5月に施行されてから見直しは行われていない。この際、選書の在り方をもう一度点検すべきであろう。現状の選書方法のままとするのであれば、「旭川市図書館資料収集方針」を改訂すべきである。

### ②予約について

### ア) 現状

平成30年11月における未所蔵図書に係る予約一覧表の閲覧を行ったところ、月間500件の予約のうち、ある特定の利用者及びその家族からのものが98件(全体の約20%)、別の特定利用者からのものが25件(全体の約5%)あった。

旭川市図書館では、未所蔵図書が予約された場合は、まず購入を検討することとしている。 そのため、未所蔵図書の予約が多い利用者ほど、自らの意向が、限られた旭川市図書館の図 書購入予算の使い方に反映されることになる。それでは、図書購入費の使い方が公平性を欠 くものになってしまう可能性がある。

このため、現状においては未所蔵図書の予約件数が多い数人の利用者に対しては、予約された図書等を全て購入するわけにはいかないことを、図書館職員が口頭で伝えている。

現在、予約は未所蔵図書、所蔵図書の如何に関わらず、予約カードに必要事項の記載を行うことで行なえる。そのため、図書館職員は、未所蔵図書の予約が特定の利用者に偏っていないかを確認した上で、その要望にそった購入をどの程度行うのかを検討して、未所蔵図書の購入を行っている。こうした事務負担も少なくないものがある。

公平性の観点及び事務負担の観点からして、現状の予約方法には見直すべき点があるといえる。

#### イ)予約冊数の制限【意見】

今後は、未所蔵図書の予約件数に上限を設けることが考えられる。例えば、東京都の区立 図書館等の中には、予約冊数の上限を 20 冊とし、そのうち未所蔵図書の予約は一定冊数ま でとしているところが多い。

#### ウ) 予約手続【意見】

事務負担を軽減するためには、未所蔵図書の予約には、未所蔵図書予約専用の予約用書式を設けて、それによる申込みを受理することが考えられる。

#### 2. 寄贈図書の受入れ

### (1) 寄贈の概要

旭川市図書館では、図書等の寄贈を受入れている。「旭川市図書館寄贈図書資料受入基準」 に基づいて、寄贈の手続を実施している。同基準においては、寄贈を受けた図書等をどのよ うに取り扱うかは図書館の判断によるとされている。

寄贈図書には、図書館に配架されるものもあれば、毎月1回開催されるリサイクル市で活

用されるもの、廃棄処分されるものもある。

### 旭川市図書館寄贈図書資料受入基準

#### 1目的

この基準は「旭川市図書館資料収集方針」に基づき、図書資料の寄贈の受入れについて制定する。

### 2基本方針

- (1) 寄贈図書資料は、図書館資料の中立性、不偏性の観点にたって図書館が必要とする 資料を選択し受入れ配架する。
- (2) 寄贈図書資料の受入れ館を、中央図書館・地区図書館等どの施設にするかは、寄贈者の意向を尊重しつつ、図書館が判断する。
- (3) 寄贈図書資料が、すでに図書館で所蔵している場合は、他の公共施設、市民へのリサイクル等で活用するほか、図書館で必要としない寄贈図書は廃棄処分することができる。
- (4) 寄贈図書資料の所蔵状況についての、寄贈者からの問い合わせには応じない。
- (5) 一旦寄贈を受けた図書資料の、寄贈者への返却は受付けない。
- (6) 受入れ図書資料は、特設コーナー(例えば○○○文庫)として別置することなく、 一般の蔵書と同一に分類配架する。
- (7) 現金による寄贈申出については、寄贈者の意思を尊重し、寄贈金額に相当する図書 資料を図書館が選択し、現物寄贈によって受入れる。

(以下略)

## (2) 寄贈の状況

### 【寄贈による蔵書の増加数】

(単位:冊)

| 年度     | 中央<br>図書館 | 末広<br>図書館 | 永山<br>図書館 | 東光<br>図書館 | 神楽<br>図書館 | 合計      |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| H27 年度 | 9, 746    | 1,072     | 822       | 645       | 488       | 12, 773 |
| H28 年度 | 6, 092    | 886       | 1, 154    | 880       | 1, 380    | 10, 392 |
| H29 年度 | 5, 754    | 1, 059    | 929       | 658       | 1, 197    | 9, 597  |

上表は旭川市の図書館ごとの寄贈による蔵書の増加数の推移を示したものである。なお、 当該冊数は、寄贈された図書等の冊数ではなく。寄贈を受けたもののうち、図書館で配架さ れた冊数である。

表の合計欄をみると、平成28年度(10,392冊)は、平成27年度(12,773冊)より大きく減少している。これは、平成28年度から集荷による寄贈を取りやめ、原則として持ち込みによる寄贈のみとしたことが主な要因と思われる。

寄贈による蔵書増加数が毎年度の図書館における図書等の増加数全体に占める割合は、

小さくない。平成 29 年度の旭川市図書館全体の図書等の増加冊数は 36,115 冊であった。 増加図書の 25%程度は、寄贈によるものといえる。

### (3) 監査結果と意見

寄贈図書に係る条件について【意見】

図書購入予算が年々減っていくなかで、寄贈も図書資料の充実のためには必要なものとなっている。しかしながら、寄贈図書に係る事務負担は決して少なくない。

寄贈図書は、基本的には不要になったことから持ち込まれるものである。このため、配架 できない図書が多い。

図書館では、寄贈された図書を一冊ずつチェックして、蔵書としてふさわしいかどうかを 判断している。蔵書とすることになった場合は、バーコードやラベル貼りをすることになる。 蔵書としないと判断したものについては、リサイクル市に使うことにするか、廃棄するか を決定することになる。

こうした事務負担をできる限り減らすためには、寄贈図書の内容を限定することが考えられる。公立図書館の中には、ホームページにおいて、寄贈を受ける本に条件を設定しているところもある。例えば、宝塚市立図書館では、宝塚市の郷土資料及び行政資料、宝塚市在住者の著書、おおむね半年以内に出版された本あるいは話題になっている本に限定している旨をホームページで告知している。

また、具体的な条件は設けていなくとも、図書館のホームページ上の寄贈依頼のページに おいて、出版から一定年数以内の図書や予約の多い図書の寄贈を希望する旨の掲載を行っ ている図書館はある。

こうしたことを行うことを、今後検討する余地があることと思う。

#### 3. 除籍について

#### (1)除籍区分と除籍手続

除籍とは蔵書を図書館システムの登録から除外することである。

旭川市では、「旭川市図書館図書資料除籍基準」に基づき、除籍手続を実施している。 同基準によると、除籍対象となる図書資料は以下のものである。

- ・図書資料の破損・汚損が著しく、修理が不可能なもの又は修理を必要としないもの
- ・複本資料で利用頻度が落ちたもの(一冊は保存し、他は除籍)
- ・何らかの理由で不明資料となり、蔵書点検を2回実施し、なお不明なもの
- ・未返却資料のうち、転居先不明で回収できないもの、及び督促後も返却されず3年を 経過したもの
- ・自館(室)から他の旭川市図書館(中央館・地区館等)に移管したもの
- ・利用頻度が落ちたもの
- ・内容的に価値が低下したもの。

### (2) 平成29年度における除籍の内容別及び要因別内訳

#### <除籍資料の内容別点数>

| 区 分       | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 図書 (冊)    | 33, 731  | 26, 811  | 34, 116  |
| 雑誌 (冊)    | 5, 867   | 6, 093   | 6, 759   |
| 視聴覚資料 (点) | 508      | 529      | 993      |
| 合計        | 40, 106  | 33, 433  | 41, 868  |

#### <除籍資料の要因別点数>

| 要因        | 要因 平成 27 年度 |         | 平成 29 年度 |  |
|-----------|-------------|---------|----------|--|
| 利用頻度·価値低下 | 27, 096     | 22, 514 | 26, 016  |  |
| 汚・破損      | 8, 848      | 7, 681  | 12, 431  |  |
| 長期未返却     | 1, 232      | 1,044   | 948      |  |
| 蔵書不明      | 2, 880      | 2, 130  | 2, 400   |  |
| 紛失        | 50          | 64      | 73       |  |
| 合計        | 40, 106     | 33, 433 | 41, 868  |  |

上記の要因のうち、汚・破損、長期未返却、蔵書不明、紛失は利用者に係るものである。 汚・破損については、全ての原因が利用者にあるわけではないが、利用者の不注意で、図 書等が利用できない状況になってしまうことがある。この場合は原則として、弁償してもら うことになる。弁償されれば、実質的な損害はないことになる。

また、長期未返却については督促手続を設けている。督促手続については、「5. 個人利用者に対する督促」、弁償については、「6. 貸出図書等の弁償」で述べる。

蔵書不明、紛失の主要原因は、入館者による無断持出しと思われる。蔵書不明は、蔵書点検によって明らかになるものである。蔵書点検の概要は以下のとおりである。

### (3) 蔵書点検手続

蔵書点検とは、図書館システムに登録された図書について、その保管状況を確認する作業である。具体的には、各図書資料等に貼られたバーコードを全てスキャンし、図書館システムのデータと比較する。各図書館では年に1回、特別整理期間を設けて、当該作業を実施している。

(平成29年度の蔵書点検実施時期)

|                      | 実施時期                      |  |  |
|----------------------|---------------------------|--|--|
| тт                   | 閉架書庫:平成30年2月6日~2月20日      |  |  |
| 中央                   | 開架書庫:平成30年3月6日~3月12日      |  |  |
| 分室                   | 平成 30 年 3 月 14 日~3 月 16 日 |  |  |
| 末広図書館                | 平成 30 年 1 月 30 日~2 月 2 日  |  |  |
| 東光図書館 平成30年2月6日~2月9日 |                           |  |  |
| 神楽図書館                | 閉架書庫:平成30年2月13日~2月15日     |  |  |
|                      | 開架書庫:平成30年2月20日~2月23日     |  |  |
| 永山図書館                | 平成 30 年 2 月 27 日~3 月 2 日  |  |  |

### (4) 蔵書点検の結果

(単位:冊)

| 区分        |        | 不明点数   |        | 割合     |        |        |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|           | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 |
| 中央図書館     | 3, 369 | 3, 124 | 4, 086 | 0. 44% | 0.40%  | 0. 51% |
| 末広図書館     | 312    | 301    | 411    | 0.46%  | 0.44%  | 0. 61% |
| 東光図書館     | 607    | 746    | 766    | 0.84%  | 1.03%  | 1. 07% |
| 神楽図書館     | 506    | 458    | 776    | 0. 44% | 0.40%  | 0. 67% |
| 永山図書館     | 863    | 602    | 1,014  | 1. 21% | 0.82%  | 1. 41% |
| 分室 (10 館) | 195    | 193    | 286    | 0. 13% | 0.13%  | 0. 20% |
| 合 計       | 5, 852 | 5, 424 | 7, 339 | 0. 47% | 0. 43% | 0. 58% |

注) 割合は、蔵書点検対象総資料数に占める不明点数の割合とした。

上表は蔵書点検を実施した結果、不明とされた冊数とそれが蔵書点検対象資料総数に占める割合である。

平成29年度の数値(上表の最右欄)をみると、1%を超えているのは東光図書館と永山図書館となっている。また平成27年度から29年度の3年間の数値を比較するといずれの図書館でも平成29年度の不明率が最も高い。

### (5) 監査結果と意見

盗難防止システムの導入について【意見】

平成 29 年度の蔵書点検で不明とされた図書は 7,339 冊である。平成 29 年度の図書の平均購入単価は約 1,500 円であるから、単純に計算すると約 11 百万円相当が不明になったといえる。

図書館では、新刊本や高価な図書はできるだけカウンターから見えやすいところに配架

する等の工夫は行っている。しかしながら、そうした対策には限界がある。

より効果的な対策は、盗難防止システムを導入することである。ただし、盗難防止システムを導入したとしても、図書等の無断持出しがゼロになることはない。不正持出しが減少することは間違いないが、その減少額は当該システムの導入コストに見合うものにはならないであろう。

近年、こうしたシステムを導入する図書館は、盗難防止だけではなく、図書館職員の事務 負担軽減を図ることも、その導入目的としている。

最新のRFID (radio frequency identifier) システムは、盗難防止用ゲート、自動貸出機がセットになっている。

このシステムでは、I C タグを貼りつけた図書を自動貸出機の I C タグリーダーに載せることで貸出しが可能となる。また、一冊ずつバーコードを読み取ることで行っている蔵書 点検も、I C タグを図書に貼りつけると、図書を配架したままで行えるので、点検時間を短縮できる。

盗難防止ゲートを設置することで、図書館入館者数の把握もできるようになる。

旭川市図書館ではこれまでこうしたシステム導入の検討を行ったことはないが、事務作業の省力化が図れることも踏まえて、一度検討を行う余地はあることと思う。

### 4. 個人利用カード削除手続

#### (1) 手続の概要

利用者に交付した図書館利用カードは、削除されることがある。

「旭川市図書館利用カード交付要領」では、図書館利用カードの削除について以下のように定めている。

# 8. 図書館利用カードの削除

利用者が図書館利用カード交付後、死亡、転出等の事由により利用できなくなった場合は、旭川市中央図書館長に届け出により利用カードを削除できるものとする。

9. 職権による利用カードの削除

利用者が過去数年間にわたり利用実績がない場合には、旭川市中央図書館長は職権により利用カードを削除することができる。

#### (2) 削除数の推移

直近3年間における登録者数と削除者数をみると、以下のとおりである。

|      | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 登録者数 | 5,346 人  | 5,008人   | 4,605 人  |
| 削除者数 | 115 人    | 100 人    | 119 人    |

上記の削除件数は、全て利用者からの届け出によるものである。職権による削除は行われ

ていない。利用者本人の死亡、転出等に際して、図書館に利用カードの削除を届け出なかったとしても利用者側に不利益はない。このため、利用カードが使われる見込みがない状況に至っても、削除の届け出がなされないケースは多数あることと思う。

ちなみに、旭川市の人口動態は以下のようになっている。

|      | 平成 27 年       | 平成 28 年       | 平成 29 年       |  |
|------|---------------|---------------|---------------|--|
|      | (1月1日~12月31日) | (1月1日~12月31日) | (1月1日~12月31日) |  |
| 出生者数 | 2,325 人       | 2,299 人       | 2,203 人       |  |
| 死亡者数 | 4,019人        | 4,073 人       | 4,190人        |  |
| 転入者数 | 11,514人       | 11,008人       | 11,081 人      |  |
| 転出者数 | 11,739 人      | 11,674 人      | 11,731 人      |  |

(出典:旭川市総務部総務課「旭川市の人口動態」)

ここ数年の年間死亡者は4千人以上、転出者は11千人以上である。いっぽう年間の利用カード削除者数は100名程度である。

## (3)年齢別登録者数と人口

中央図書館が作成した平成30年3月末日現在の年齢区分別図書館利用カード登録者数は以下のとおりである。これを、旭川市のホームページ上で公開されている平成30年4月1日現在の年齢別人口を、登録者年齢区分単位で集計したものと比べてみた。

|      | 0~6歳    | 7~12 歳  | 13~15 歳 | 16~18 歳  | 19~22 歳  | 23~30 歳 |
|------|---------|---------|---------|----------|----------|---------|
| 登録者数 | 1, 913  | 13, 541 | 8, 530  | 8, 214   | 12, 374  | 32, 432 |
| 人口   | 16, 277 | 15, 539 | 8, 428  | 8,628    | 10, 747  | 22, 892 |
| 登録率  | 11.7%   | 87.1%   | 101.2%  | 95.2%    | 115.1%   | 141.7%  |
|      | 31~40 歳 | 41~50歳  | 51~60 歳 | 61 歳~    | 合計       |         |
| 登録者数 | 53, 768 | 43, 394 | 31, 090 | 58, 565  | 263, 821 |         |
| 人口   | 37, 587 | 47, 340 | 41,716  | 129, 403 | 338, 557 |         |
| 登録率  | 143.0%  | 91.7%   | 74.5%   | 45.3%    | 77.9%    |         |

注)年齢区分別の人口数は、旭川市ホームページ上の「年齢別人口及び人口分析」に基づいて、記載した。 なお、人口に含まれる年齢不詳者1名は上表からは除いた。

登録率=(登録者数)÷(人口)とした。

登録者数には、旭川市外在住者 12,696 人が含まれている。図書館では、市外在住登録者 を年齢別には把握していないため、上表の登録者数から控除することができなかった。

この点を考慮しなければならないが、19歳から40歳までの登録者数は人口を上回っている。これは、旭川市に住んでいた利用者が転出等によって事実上は利用者でなくなっているにもかかわらず、登録されたままになっているためであろう。

旭川市図書館では、小学校新一年生への図書館利用カードの一括交付という事業を行っ

ている。小学校を通して申込書と案内を配布し、希望する新一年生に申込みをしてもらい、 小学校を通して本人に利用カードを手渡している。これは、平成21年度以降、実施してい る事業である。平成29年度の一括交付者数は1,177人であった。

13歳から15歳の登録率が100%を超えているのは、こうした事業を通して、あるいは自ら申請して利用カードを作成した利用者の転出が大きな要因と思われる。

# (4) 監査結果と意見

職権による削除手続のルール化に係る検討【意見】

登録者数の削除がなされないことによる実務上の弊害は、利用者側、旭川市図書館側のいずれにもないと思われる。ただし、図書館は登録者数に係る各種統計を作成している。

登録者数や登録者 1 人当たり貸出冊数といった数値は、図書館利用状況を評価する指標にもなるものである。そのため、利用する意思がない者や利用することが不可能な者は、できる限り削除しておくことが望ましいといえる。

現在、旭川市図書館利用カード交付要領では利用実績がない場合は、利用カードを削除することができるとされているが、具体的な削除に係るルールは明示されていない。

他の図書館では、一定期間 (3年とか5年) 利用がない利用カードは、削除するとしているところがある。

旭川市図書館においても、こうした具体的な削除ルールを設けることを検討する余地があると考える。

平成30年12月末日現在における登録者数は267,727人である。また、平成30年12月20日現在において、3年以上貸出しのない利用者数は198,677人であり、5年以上貸出しのない利用者数は179,596人である。

ちなみに、中央図書館で毎年度作成している「旭川市図書館統計」によると、登録者1人 当たり貸出点数は、以下の推移となっている。

| 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 9.7点     | 9.4 点    | 9.2 点    | 8.6点     | 8.0点     |

登録者数から一定期間利用のない者を除くと、登録者 1 人当たりの貸出点数はもっと多いこととなる。

# 5. 個人利用者に対する督促

旭川市図書館においては、個人利用者に対する貸出期間は原則として 2 週間となっている。返却期限を経過しても、図書等の返却がない場合には督促を行うことになる。

# (1) 督促手続の概要

督促手続は以下のようになっている。

#### ①延滞1週間以上

他の利用者から予約が入っている図書及びCDが概ね 1 週間程度延滞した場合は、各図書館、分室の担当者が利用者に電話で督促する。各図書館、分室では毎日、予約図書等に係る延滞状況をパソコン画面上で確認できるため、こうした延滞事案を抽出して、督促している。

#### ②延滞期間2ケ月以上

延滞期間が2ケ月を超えると、はがきによる督促を行う。延滞状況が続く場合は、原則として3回督促はがきを送付する。

# ア) 督促サイクル

以下のサイクルで督促はがきを郵送する。

| 督促はがき  |               | 督促状が対象と      | とする返却期限       |            |
|--------|---------------|--------------|---------------|------------|
| 発送時期   | 督促1回目         | 督促2回目        | 督促3回目         | 督促4回目      |
| 6月初旬   | 1/1~3/31      | 前年12/1~12/31 | 前年10/1~11/30  |            |
| 8月初旬   | 4/1~5/31      | 1/1~3/31     | 前年 12/1~12/31 |            |
| 10 月初旬 | 6/1~7/31      | 4/1~5/31     | 2/1~3/31      |            |
| 12 月初旬 | 8/1~9/30      | 6/1~7/31     | 4/1~5/31      |            |
| 2月初旬   | 前年10/1~11/30  | 前年8/1~9/30   | 前年 6/1~7/31   |            |
| 3月初旬   | 前年 12/1~12/31 | 前年10/1~11/30 | 前年8/1~9/30    | 前年7/1~7/31 |

基本的には、2 ケ月に一度督促はがきを送付することとしている。ただし、4 月は年度替わりで忙しいことから、送付を行っていない。年度終了前の2月、3 月と2 ケ月連続で送付したのちは、6 月に送付している。

上記のサイクルによる督促状の発送によって、延滞継続者に対しては、基本的に3回督促状が発送される。ただし、3月に変則的に督促状を発送するため、1月中に貸出期限が到来する延滞継続者には、2回の督促となる。4月に督促を行うようにしていれば、そこで1回目の発送が行われるのであるが、それがないためである。

また、7月中に返却期限が到来する延滞継続者には、4回の督促となる。

例えば、6月初旬の督促はがき発送は、前年 10 月 1 日から 3 月 31 日までに返却期限が到来している未返却者を対象とする。1 月 1 日から 3 月 31 日が返却期限であった延滞者には第 1 回目の督促はがきとなる。前年 12 月 1 日から 12 月 31 日が返却期限であった延滞者には、3 月初旬に 1 回目の督促はがきを既に送っている。それでも返却がなかったために、第 2 回目のはがきを送ることになる。前年 10 月から 11 月 30 日が返却期限であった延滞者には、2 月初旬、3 月初旬に督促はがきを送っており、それでも返却がないために第 3 回目の督促はがきを送ることになる。

住所不明ではがきが戻ってきた場合は、その旨のコメントを、利用者データに追加入力す

る。また、督促はがき送付対象者に貸出している図書等については、予約が入ることを防ぐ ために除籍予定入力を行う。

## イ) 直近3年間の督促はがき発送数

(単位:枚)

| 年度     | 中央     | 10 分室 | 末広  | 永山  | 東光 | 神楽  | 合計     |
|--------|--------|-------|-----|-----|----|-----|--------|
| H27 年度 | 1, 426 | 357   | 135 | 335 | 0  | 437 | 2, 690 |
| H28 年度 | 1, 380 | 353   | 152 | 215 | 79 | 359 | 2, 538 |
| H29 年度 | 1, 290 | 306   | 170 | 367 | 81 | 358 | 2, 572 |

中央図書館の発送件数は、減少傾向にある。東光図書館は同規模の末広、永山、神楽の各地区図書館に比して、発送件数が非常に少ない。平成27年度は督促はがきの発送が行われていない。

# ウ) 平成29年度の各図書館の発送状況

上表に記載した平成29年度の督促はがき数が、年間貸出利用者数に占める割合は以下のとおりである。

| 項目        | 中央       | 10 分室   | 末広      | 永山      | 東光      | 神楽      | 合計       |
|-----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 督促はがき発送枚数 | 1, 290   | 306     | 170     | 367     | 81      | 358     | 2, 572   |
| 貸出利用者数    | 129, 825 | 58, 810 | 52, 013 | 48, 218 | 78, 712 | 64, 397 | 431, 975 |
| 割合        | 0.99%    | 0. 52%  | 0. 32%  | 0.76%   | 0.10%   | 0. 56%  | 0.60%    |

注)割合は督促はがき発送数が、貸出利用者数に占める割合とした。

貸出利用者数は延べ人数である。中央図書館の貸出利用者数は、館内個人利用者数のみとした。

督促はがきを出す根拠となる延滞期間には平成 28 年度も含まれるため、平成 29 年度の利用者数に占める割合を出すことは必ずしも正確とはいえない。また、貸出利用者数は延べ人数である。こうした点を考慮する必要はあるが、各図書館の傾向は把握できることと思う。東光図書館の発送割合が最も低い。状況を確認したところ、所定の督促手続を順守していないということであった。

## ③長期延滞者への督促

上記の督促はがき送付を行っても、なお延滞が継続している利用者に対しては、最終の督 促はがきを送付する。当該はがきの文面は、それまでのものとは異なっている。

はがき送付月の月末までに返却がない場合は、貸出停止処分となる旨が記載されている。

## ア) 発送サイクル

以下のサイクルで督促はがきを郵送する。

| 時期  | 抽出基準                        | 手続             |
|-----|-----------------------------|----------------|
|     |                             | 3月初旬にリスト出力     |
| 3 月 | 貸出期限が前年 4/1~前年 9/30 の延滞を抽出  | 6月中旬に督促はがき発送   |
|     |                             | 及び貸出停止処理実施     |
|     |                             | 9月初旬にリスト出力     |
| 9月  | 貸出期限が前年 10/1~当年 3/31 の延滞を抽出 | 10 月中旬に督促はがき発送 |
|     |                             | 及び貸出停止処理実施     |

3月に抽出された送付者に対して、6月に送付が行われる。前年の4月に返却期限が到来 している利用者には、延滞後ほぼ14ケ月を経ての督促となる。これをもっても返却がなさ れない場合は、貸出停止となる。貸出停止は、延滞後短くて9ケ月、長ければ15ケ月近く を経過してから行われている。

9月に送付される利用者に対しては、返却がなされない場合は、延滞後短くて7ヶ月、長ければ13ヶ月を経ての貸出停止となる。

# イ) 平成29年度における督促はがき発送件数

| 発送時期        | 中央 | 10 分室 | 末広 | 永山 | 東光 | 神楽 | 合計  |
|-------------|----|-------|----|----|----|----|-----|
| H29.6月 (件数) | 85 | 14    | 12 | 13 | 33 | 14 | 171 |
| H29.10月(件数) | 79 | 14    | 13 | 8  | 54 | 15 | 183 |

貸出停止予告のはがきを送った利用者については、一旦全員貸出停止としている。延滞図書の返還があり次第、貸出停止解除としている。

東光図書館では、前述したように通常の督促手続が順守されていなかった。その影響もあるのか、長期延滞者への督促はがきの送付数は、他の地区図書館に比べて多い。

# (2) 貸出停止者及び長期延滞書籍冊数

| 区分 | H27.10月末 | H28.6月末 | H28.10月末 | H29.6月末 | H29.10月末 | H30.6月末 |
|----|----------|---------|----------|---------|----------|---------|
| 人数 | 214 人    | 135 人   | 209 人    | 171 人   | 183 人    | 135 人   |
| 冊数 | 729 ⊞    | 803 冊   | 607 冊    | 528 冊   | 550 冊    | 448 冊   |

注)人数は、それぞれの時期に新たに貸出停止となった人数である。

冊数は、長期延滞となっている冊数である。

平成30年7月12日現在においては、5,402人の貸出停止者がいる。

# (3) 監査結果と意見

### ①督促手続の運用について【指摘】

前述したように、東光図書館では督促はがきを送付する手続が順守されていなかった。 督促手続は明文化されているが、要綱や事務取扱要領等として定められているものでは ない。今後、全館共通のルールであることを明確にすべきである。

# ②旭川市図書館個人貸出停止実施基準との整合性【指摘】

旭川市図書館条例施行規則において、期限内に返却しなかった利用者に対して、図書館資料の貸出しを停止することができる旨が定められている。これに基づいて、旭川市図書館個人貸出停止実施基準において、図書館資料の返却を期限の日から2ケ月以上怠った個人は、貸出停止とする旨が定められている。

前述したように、実際の貸出停止は返却期限から最低9ケ月、長い場合は15ケ月を経過してから実施されている。貸出停止実施基準と実務が整合していないといえる。

# ③督促手続の見直し【意見】

現状においては、はがきの発送が2ヶ月に一度であることから、最大で延滞開始から5ヶ月程度を経過して、初めて、延滞者が督促状を受け取るケースもある。

延滞を防ぐには、できる限り速やかに督促を行うことが必要である。

現在の貸出停止実施基準に従うならば、延滞期間が 2 ケ月以上となった段階で貸出停止 処分を行うことになる。それを前提とするならば、延滞から1ケ月程度を経過した段階で、 利用者に督促はがきを発送することを検討すべきであろう。

2回程度の督促を経ても返却がなく、延滞期間が2ケ月を越えた場合には貸出停止処分とすることが考えられる。

#### 6. 貸出図書等の弁償

#### (1) 弁償の概要

## ①弁償基準

貸出図書等を利用者が紛失した場合、又は汚損・破損した場合の弁償に関する取扱いについては、旭川市図書館条例施行規則に以下の定めがある。

第14条 利用者は、故意又は過失により図書館資料及び設備、備品等を著しく汚損、破損又は紛失したときは、現品又は相当の代償をもって弁償しなければならない。

実際の運用としては、紛失の申し出があった場合、返却された図書等が汚損・破損等によって利用が不可能と判断された場合には、利用者に弁償を要請している。弁償は現物によることとしている。絶版等の理由で、現物による弁償が不可能な場合は、同様の代替資料で弁償してもらうこととしている。

# ②弁償の実際

毎年度、弁償を要する事例は発生しているが、その発生件数及び金額を把握する手続は明 文化されていない。

ただし、中央図書館では、弁償を要請した場合にはその経緯を記すこととしている。 定型の書式はないが、利用者名、返却予定日、弁償を要する理由(紛失か汚破損か)、弁 償依頼内容(同一本か代替品か)、依頼日、弁償日を事案別に記載することとしている。

当該記載をつづったファイルを閲覧したところ、以下のような状況にあった。

- ・弁償依頼順、返却予定日順等の何らかの基準に基づいてつづられているわけではない。
- ・弁償完了分と弁償未完了のものとがランダムにつづられている。
- ・返却予定日等の記載がないものがある。このため、弁償を要する事案が発生してからどの 程度経過しているのかがわからない。
- ・返却予定日から長期間経過したのちに、弁償依頼をしている事例がある。
- ・長期未返却に係る督促案内があってから、紛失を申し出ている事例がある。

## (2) 監査結果と意見

弁償に係る手続の明文化【意見】

旭川市図書館では、前述した旭川市図書館条例施行規則において、弁償に係る言及はあるが、弁償に係る具体的な内容や手続等は明文化されていない。

弁償の方法、弁償が免除される例外、弁償が完了しない期間の処分等について、事務要綱 等において定めるべきであろう。

また、弁償事案を管理する事務手続を、全館統一して設けるべきである。弁償を求めるべき事案の発生件数管理、合意に達した事案の弁償に至るまでの個別管理を各図書館で行うべきである。

## 7. 団体利用について

#### (1)団体利用の概要

個人貸出とは別に、団体カード登録を行うと団体利用ができる。団体利用には、団体貸出と地域文庫貸出がある。その概要は以下のとおりである。

| 項目   | 団体貸出                 | 地域文庫貸出            |  |  |  |
|------|----------------------|-------------------|--|--|--|
| 利用でき | 旭川市内で活動するグループまたは職    | 旭川市内の家庭や施設等で、地域の子 |  |  |  |
| る団体  | 場等の団体で構成員が5人以上       | ども達に本の貸出をしているグループ |  |  |  |
| 貸出冊数 | 150 冊以内              | 600 冊以内           |  |  |  |
| 貸出期間 | 2 ヶ月                 | 6ヶ月               |  |  |  |
| 貸出館  | 中央図書館のみ。             |                   |  |  |  |
| 登録方法 | 中央図書館登録カウンターにて手続を行う。 |                   |  |  |  |

| 項目   | 団体貸出   | 地域文庫貸出               |
|------|--|----------------------|
| 利用時間 | 開館時間内  | 平日 10:00~17:00 までの間  |
| 制限事項 | ビデオテープ・CD・カセットテープ等の視聴覚資料の貸出不可発行から4ヶ月以内の新刊図書の貸出不可同一主題の大量貸出の不可エプロンシアター・大型絵本・大型紙芝居の貸出不可 | 地域文庫貸出室にある児童書以外の貸出不可 |

団体貸出は、団体内での図書利用を行うものである。一方、地域文庫貸出は、家庭や施設等が、地域の子ども達に本の貸出しを行うものである。

団体貸出は中央図書館内の書籍が貸出対象となる。貸出冊数は最大 150 冊で、貸出期間は 2 ケ月である。一方、地域文庫貸出は、中央図書館内にある地域文庫室内の児童書の貸出を 行うものである。貸出冊数は最大で 600 冊で、貸出期間は 6 ケ月である。

# (2) 団体貸出、地域文庫の貸出状況

| 項目         | 平成 27 年度 |         | 平成 2  | 8 年度    | 平成 29 年度 |         |  |
|------------|----------|---------|-------|---------|----------|---------|--|
| <b>以</b> 口 | 件数       | 資料数     | 件数    | 資料数     | 件数       | 資料数     |  |
| 団体貸出       | 1, 550   | 33, 027 | 1,772 | 32, 875 | 1,892    | 30, 705 |  |
| 地域文庫貸出     | 128      | 12, 149 | 99    | 10, 472 | 86       | 9, 249  |  |
| 地域文庫蔵書数    |          | 29, 409 |       | 29, 723 |          | 29, 646 |  |
| 地域文庫回転率    | 0.41     | 0.41 回転 |       | 0.35 回転 |          | 0.31回転  |  |

注)地域文庫回転率は、(地域文庫貸出資料数)÷(地域文庫蔵書数)とした。 地域文庫は年々利用が低調になっている。

#### (3) 団体貸出・地域文庫に係る登録状況

# ①団体貸出

平成30年9月末日現在、団体登録している団体は649ある。主要な登録団体は、留守家庭児童会、放課後児童クラブ、小中学校図書館、小中学校の学級、保育園、幼稚園である。 近年は老人施設の登録も増えてきている。

小中学校図書館が登録団体となっているのは、学校に対する学校図書館資料貸出制度があるためである。

学校図書館にも図書はあるが、決して十分とはいえない。そのため、それを補完する目的で、中央図書館の所蔵資料を団体貸出制度の範囲で、学校図書館に貸出す制度を設けている。その対象は、学校司書が配置されている旭川市内の小中学校図書館である。現在、市内の全ての小中学校には学校司書が配置されているため、全ての小中学校が対象になっている。

当該制度による貸出しを希望する場合は、事前に「学校図書館支援 資料貸出申込書」に 資料名を記入して、中央図書館に提出することになっている。中央図書館で準備出来次第、 受け取ることができる。当該事業は平成20年度に開始された。近年の利用推移は以下のと おりである。なお、以下の利用件数は、前述した団体貸出件数に含まれている。

# <学校図書館資料貸出制度に基づく団体貸出状況>

| 項目 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 件数 | 33       | 55       | 48       | 67       | 62       |
| 冊数 | 593      | 947      | 923      | 1, 402   | 1, 020   |

## ②地域文庫

平成30年9月末日現在、地域文庫に登録している団体は178ある。主要な登録団体は、 概ね団体貸出と同様である。留守家庭児童会、放課後児童クラブ、小学校の学級、幼稚園、 保育所及び家庭文庫である。

# ③団体貸出・地域文庫の年度別登録状況

平成30年9月末日現在の団体貸出利用登録者、地域文庫利用登録者の登録年度別内訳は以下のとおりである。

|      | 25 年度<br>以前 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 合計  |
|------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 団体貸出 | 511         | 29    | 30    | 32    | 24    | 23    | 649 |
| 地域文庫 | 163         | 3     | 4     | 3     | 4     | 1     | 178 |

団体貸出、地域文庫いずれも近年の登録数は少ない。

地域文庫に登録している団体を、最終貸出を行った年度別に区分すると以下のようになる。

|    |     | 平成 27 年度<br>以前 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 合計  |
|----|-----|----------------|----------|----------|----------|-----|
| 地域 | 文庫数 | 133            | 12       | 9        | 24       | 178 |

平成30年度(平成30年9月末日までの期間)において利用のあった24団体の内訳は、留守家庭児童会7団体、放課後児童クラブ5団体、家庭文庫4団体、保育園2団体、小学校図書館1団体、小学校学級1団体、その他4団体である。

地域文庫に登録している 178 団体のうち、133 団体は平成 28 年度以降、図書を借りていない。

# (4) 団体貸出及び地域文庫による貸出に関する督促手続

#### ①督促手続

団体貸出、地域文庫貸出に関しては、明文化された督促手続はない。個人に対して行うような督促はがきの送付は行われない。返却期限を経過している図書がある場合には、口頭で督促を行っている。また、貸出停止等の処分は設けていない。

#### ②延滞状况

利用者管理システムを検索することで、平成30年10月2日現在の未返却状況を確認したところ、以下のようであった。

# ア) 団体貸出

延滞図書のある団体数は18件、延滞図書数は181冊である。その延滞期間別の内訳は以下のとおりである。

#### <平成30年10月2日現在における団体貸出に係る延滞図書の延滞期間別内訳>

| 6 ケ月以内 | 6 ケ月超 1 年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3 年超 |
|--------|-------------|---------|---------|------|
| 121 ∰  | 3 冊         | 30 ∰    | 13 ∰    | 14 ∰ |

## イ) 地域文庫の延滞状況

延滞図書のある利用者は18件、延滞図書数は380冊である。その延滞期間別の内訳は以下のとおりである。

#### <平成30年10月2日現在における地域文庫貸出に係る延滞図書の延滞期間別内訳>

| 6 ケ月以内 | 6 ケ月超 1 年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3 年超  |
|--------|-------------|---------|---------|-------|
| 146 ∰  | 1 冊         | 39 ∰    | 5 冊     | 189 冊 |

延滞図書数は、団体貸出より地域文庫のほうが多く、延滞期間が長期に渡るものが多い。

## (5) 監査結果と意見

# ①地域文庫の活性化について【意見】

団体貸出と地域文庫の登録条件には異なる点があるが、登録団体の属性は概ね同様である。中には団体貸出、地域文庫の両者に登録している団体もある。

地域文庫による貸出しを増やすために、地域文庫の利用条件等に見直すべき点がないかを検討する必要があることと思う。

## ②貸出図書の配送について【意見】

団体貸出、地域文庫貸出のいずれにおいても、貸出図書は利用団体が図書館に出向いて、受け取ることになっている。しかしながら、例外的に地域文庫に登録している10団体に対

しては中央図書館が配送を行っている。個別に事情を考慮して行っているということであるが、例外とするには、少なくない団体数である。

図書館が配送を行う条件を明確にして、公表することが望ましいといえる。

# ③団体貸出及び地域文庫に係る登録抹消手続【意見】

前述したように地域文庫は、登録 178 件のうち平成 28 年度以降利用がないものが 133 件 ある。こうした一定期間利用がないものの中には、既に存在しなくなっている団体が多いことと思う。抹消しなくても実害はないといえるが、制度意義を検証する上では登録件数は重要な指標の一つといえる。そうしたことからして、登録件数は形式的な数字ではなく、実質的なものにしておくべきであろう。

長期間利用がない団体については、一定のルールを設けて抹消することが望ましいとい える。

# ④団体貸出及び地域文庫に係る延滞図書督促手続【意見】

図書館では、地域文庫団体における延滞図書発生は、地域文庫から図書を借りた利用者が貸出図書の返却を地域文庫に行っていないことによる可能性が高いとしている。

このため、督促を強く行っていないということであった。

そうした事情があるにせよ、地域文庫には図書館に図書を返却する責任はある。また、団 体貸出は、団体が第三者に貸出しを行うものではない。

団体貸出、地域文庫貸出のいずれについても、それぞれの督促手続を定めることが望ましいといえる。一定期間を経過しても返却がない場合には、貸出停止処分も必要であろう。

#### 8. レファレンスサービスについて

# (1) レファレンスサービスとは

レファレンスサービスとは、図書資料や情報を求める利用者を支援するサービスのこと である。旭川市中央図書館資料調査室のサイトには、「お探しの本が見つからない時、どの 本で調べればよいかわからない時などに、資料やデータベースを活用して調べもののお手 伝いをします。」と記載されている。

レファレンスサービスは、図書貸出と並んで重要な図書館サービスとされている。

# (2) レファレンスサービス実施状況

## ①レファレンスサービス提供の実際

中央図書館では1階の受付カウンターの一画に、レファレンスコーナーを設けている。 レファレンスを担当する職員は正職員が4名、非正規職員が13名である。

また、2階の資料調査室でもレファレンスを受け付けている。資料調査室には正規職員2名、非正規職員4名が在籍している。全員がレファレンス対応を行っている。

地区図書館及び分室では、受付カウンターでレファレンス対応している。ただし、特にレ

ファレンス専用コーナーは設けていない。

# ②レファレンスサービス提供件数

図書館ではレファレンスサービスの実施件数を集計している。平成29年度におけるレファレンスサービスの実施状況は以下のとおりである。

| 図書館名  | 口頭      | 電話     | 文書 | 合計      |
|-------|---------|--------|----|---------|
| 中央図書館 | 25, 920 | 1, 138 | 4  | 27, 062 |
| 末広図書館 | 4, 796  | 502    | 0  | 5, 298  |
| 永山図書館 | 3, 842  | 100    | 0  | 3, 942  |
| 東光図書館 | 10, 541 | 854    | 0  | 11, 395 |
| 神楽図書館 | 8, 559  | 630    | 0  | 9, 189  |
| 合 計   | 53, 658 | 3, 224 | 4  | 56, 886 |

中央図書館では、1 階の受付と 2 階の資料調査室でレファレンスサービスが行われている。上表の中央図書館の件数のうち、2 階の資料調査室における受付件数は以下のとおりである。

|        | 所蔵調査 |    | <b>ま</b> 加安内 | ₽月 <i>九</i> 口 | 質問  |     | 質問  |        | ☆に 目目 | 合計 |
|--------|------|----|--------------|---------------|-----|-----|-----|--------|-------|----|
| 来館     | 電話等  | 文書 | 書架案内 閉架      |               | 口頭  | 電話  | 材用打 | 口前     |       |    |
| 1, 080 | 201  | 4  | 1,018        | 770           | 904 | 252 | 924 | 5, 153 |       |    |

### (3)監査結果と意見

#### ①レファレンスサービスの定義の明確化【意見】

旭川市図書館では、どのような事案をレファレンスサービスとするのか、その対象範囲についての明確な定義を設けていない。今後は、レファレンスサービスの定義を明確にすることが必要であろう。

現状においては、各地区図書館によって、実施件数としてカウントする内容が異なっている可能性がある。

例えば、「図書館内にある特定の図書の所在場所を教えてほしい」という依頼に対して、 その場所に案内する、あるいは依頼のあった特定の図書を探して出してくるという業務も、 現在のところはレファレンスとしてカウントされている可能性があるということである。

レファレンスサービスは、少なくとも何らかの付加価値(情報あるいは情報収集ツール等) を利用者に提供するものであろう。そうしたことからすると、館内の案内や利用者が既に特 定している図書の探索等は、レファレンスサービスではなく、図書貸出サービスの一部であ ろう。

# ②レファレンスサービス内容の記録化【意見】

レファレンスサービスの実施件数はカウントされているが、その内容を分類することや、 内容を記録することは行われていない。

レファレンスサービスの定義を明確にする際に、レファレンスサービスの内容分類が行われることと思う。

その分類別に、レファレンスサービス内容を記録することが望ましいであろう。

レファレンスサービスの向上のためには、レファレンスサービス内容の蓄積が必要である。どのようなレファレンスサービスを提供したのか、改善すべき点がないのか、今後の参考になる事案がないのかを確認することは、サービス向上のために有用であろう。

旭川市図書館には、レファレンスサービス専属の職員はいない。そのため、全てのレファレンスサービスについて記録することが困難であれば、一定の分類に該当するものだけについて行うことも考えられる。

#### 9. 高齢者・障害者に対するサービス

#### (1) 宅配サービス

# ①概要

宅配サービスとは、旭川市内在住者で身体障害 4 級以上、または 65 歳以上の方で一人では図書館に来られない利用者に図書館の資料を宅配するものである。

宅配はボランティアに行ってもらっている。隔週水曜日に本の配達・回収を行っている。

| 項目         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 利用登録者数     | 71 人     | 69 人     | 57 人     |
| 貸出点数       | 6,511 点  | 6,334 点  | 5,387 点  |
| ボランティア登録者数 | 33 人     | 30 人     | 26 人     |

注)登録者数は各年度末のものである。

こうしたサービスを行っていない公立図書館も多い。公立図書館の中では、サービスが充 実しているといえる。

#### ②ボランティアについて

ボランティアは通年で、隔週一回の配達を担当することとなっている。活動範囲は市内全域となり、ボランティアの自宅から遠い地域の配達・回収を担当することもある。

ボランティアの条件は、以下のとおりとなっている。

- ・図書宅配グループ カンガルーに加入する。
- ・ボランティア保険に加入(市費負担)する。※車両事故は適用外
- ・活動に係る経費(ガソリン代等)は、ボランティア負担となる。

### ③監査結果と意見

### ア) ボランティアの状況

平成30年4月1日現在のボランティアの年齢構成は、以下のとおりである。ボランティアの高齢化が進んでいる。

| 30代 | 40代 | 50代 | 60代  | 70代 | 80代 | 合計   |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|
| 2名  | 3名  | 4名  | 12 名 | 3名  | 1名  | 25 名 |

意欲はあっても、冬場の配達に不安のある方、隔週継続的に配達を担当することを負担と 感じる方もいることであろう。柔軟な配達体制をとることができればいいのであろうが、そ うなると配達体制の調整に係る職員と配達するボランティアの負担が増える。

平成 29 年度には 5 名のボランティア申込照会があったが、登録に至ったのは 1 名のみであった。

# イ) 宅配方法の見直し【意見】

現在の宅配方法は図書館、利用者のいずれにも費用負担がない。この方法を継続することが最も望ましいのであろうが、宅配ボランティアの高齢化が進んでいること、新たにボランティアになる方が少ないことを考えると、そろそろ宅配方法の見直しを検討する時期にきていることと思う。

他の自治体でも、障害者や高齢者に対する宅配サービスは行われている。

宅配方法としては、民間配送事業者によるもの、図書館職員によるもの等がある。民間配送事業による場合は、利用者が配送料を負担するもの、一部の配送料を利用者が負担するもの(例えば、図書館から利用者への送料は図書館負担、返却の送料は利用者負担)、配送料は全額図書館負担というものがある。

## ウ) 宅配対象者について【意見】

現在の宅配サービス対象者は、旭川市内在住者で身体障害 4 級以上、または 65 歳以上の 方で一人では図書館に来られない利用者に限られている。

今後、宅配サービスを有料で行うことを検討する場合には、宅配サービス対象者の範囲を 見直すことも検討すべきであろう。

健常者であっても、冬場の来館には不安がある利用者、子育て、介護等の理由から来館が 困難な利用者等で、宅配を希望する利用者がいる可能性はあることと思う。

## (2) 視力障がい者サービス

目の不自由な方のために、次のサービスを行っている。

# ①対面朗読

対面朗読は、中央図書館、東光図書館、神楽図書館で行っている。

| 項目    | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 登録者数  | 4 人      | 4 人      | 4 人      |
| 利用者数  | 114 人    | 103 人    | 75 人     |
| 朗読者数  | 352 人    | 319 人    | 241 人    |
| 朗読時間  | 331 時間   | 308 時間   | 219 時間   |
| タイトル数 | 35 タイトル  | 33 タイトル  | 31 タイトル  |

# ②録音図書の制作、貸出し(中央図書館のみ)

| 項目      | 平成 27 年度    | 平成 28 年度   | 平成 29 年度   |
|---------|-------------|------------|------------|
| 登録者数    | 108 人       | 108 人      | 105 人      |
| 所蔵タイトル数 | 2, 183 タイトル | 2,260 タイトル | 2,348 タイトル |
| 貸出タイトル数 | 1,281 タイトル  | 1,158 タイトル | 1,204 タイトル |

注)所蔵タイトル数は毎年度の3月31日現在のものである。

# ③大活字本の所蔵及び貸出状況

(単位:冊)

| 項目  | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 購入数 | 117      | 74       | 189      |
| 所蔵数 | 4, 895   | 4, 969   | 5, 158   |
| 貸出数 | 15, 388  | 13, 295  | 12, 539  |
| 回転率 | 3. 14    | 2. 67    | 2. 43    |

注)所蔵数は毎年度の3月31日現在のものである。

(貸出数) ÷ (所蔵数) を回転率とした。

## ④監査結果と意見

障害者に対する朗読テープ郵送サービス【意見】

障害者に対する朗読テープ等の貸出しに際しては、郵送サービスがある。中央図書館内のサービス案内ポスターにはその旨の記載があるが、旭川市図書館のホームページには朗読テープの貸出しがあることは記載されているものの、郵送サービスに係る記載はない。

郵送サービスがあることも記載すべきであろう。

なお、平成29年度における郵送サービス利用件数は3,501件であった。

# 10. インターネット環境

# (1) オンラインデータベース

#### ①サービス内容

中央図書館の資料調査室では、オンラインデータベースを無料で利用することができる。

その内容は以下のとおりである。

| データベース名                            | 検索可能内容   |
|------------------------------------|--|
| 北海道新聞記事データベース                      | 昭和63年7月1日以降(旭川版は平成6年3月以降)の記事   |
|                                    | 昭和59年8月以降(北海道地域面は平成9年以降)の記事<br>『AERA』(創刊号 昭和63年5月)~、『週刊朝日』ニュース面<br>(平成12年4月~)、現代用語事典「知恵蔵」最新版 |
| 旭川関係新聞見出しデ<br>ータベース<br>(旧市史編集担当作成) | 明治〜昭和初期の北海タイムス、旭川新聞などの地方新聞に掲載された旭川に関する記事の見出検索 ※データベース・マイクロフィルムとも欠号あり。                        |
| 官報情報検索サービス                         | 昭和22年5月3日以降の官報(本紙、号外、政府調達公告版、資料版、目録)   |
| 雑誌記事索引集成データベース                     | 明治以降の学術誌、総合誌ほかの雑誌記事情報  |
| ルーラル電子図書館                          | 農山漁村文化協会の農業・環境・健康などのデータベース。月刊<br>誌『現代農業』や『農業総覧 原色病害虫診断防除編』、『技術<br>大系』ほかの情報                   |
| D1-Law. com 判例体系                   | 第一法規株式会社が提供する判例データベース  |
| ELDB アカデミック                        | 新聞約 100 紙・雑誌約 250 誌を一括して横断的に検索できるデー<br>タベース  |

現在、全てのオンラインデータベースは 1ID 契約 (アクセスが 1 台でしかできない) となっている。中央図書館が支払う年間使用料は、70 万円程度である。

オンラインデータベースは図書館利用者が用いるだけではなく、図書館職員がレファレンスサービス提供のために用いている。

# ②監査結果と意見

オンラインデータベースの利用方法【意見】

現在オンラインデータベースにアクセスできるパソコンは、資料調査室の受付カウンター内に設置されており、利用者が自ら利用することはできない。職員が利用者の検索希望内容を確認して、代行してシステム利用している。

利用者の多くはデータベース検索に慣れていないため、図書館職員が要望を聞きながら、 検索を行うほうが効率的と思われること、また、前述したようにオンラインデータベースは 図書館職員もレファレンスサービス提供のために利用することから、このような対応とな っているということであった。事情は理解できるが、利用者サービスという観点からして、 改善すべき点がないかを検討する余地はあろう。

# (2) インターネット端末利用状況

中央図書館並びに地区図書館には、無料でインターネット接続できるパソコンが用意されている。利用は1回につき、30分と定められている。

中央図書館では、資料調査室内に4台、東光図書館及び神楽図書館にはそれぞれ2台、末 広図書館、永山図書館にはそれぞれ1台設置されている。

いずれのパソコンにもセキュリティソフトがインストールされており、有害サイトは閲覧できないようになっている。その利用状況は以下のとおりである。

|       | 平成 27 年度 |          | 平成 28 年度 |         | 平成 29 年度 |          |
|-------|----------|----------|----------|---------|----------|----------|
|       | 利用人数     | 延べ時間     | 利用人数     | 延べ時間    | 利用人数     | 延べ時間     |
| 中央図書館 | 2,330 人  | 1,799 時間 | 2,232 人  | 1,715時間 | 2,294 人  | 1,744 時間 |
| 末広図書館 | 430 人    | 323 時間   | 553 人    | 415 時間  | 1,039人   | 780 時間   |
| 永山図書館 | 352 人    | 217 時間   | 407 人    | 274 時間  | 458 人    | 306 時間   |
| 東光図書館 | 1,009人   | 557 時間   | 1,119人   | 637 時間  | 666 人    | 351 時間   |
| 神楽図書館 | 1,253 人  | 761 時間   | 1,231 人  | 819 時間  | 1,108人   | 726 時間   |
| 合 計   | 5,374 人  | 3,657時間  | 5,542 人  | 3,860時間 | 5,565 人  | 3,907 時間 |

図書館ごとにみると、利用人数及び利用時間は年度によって増減があるが、全体としては、 利用が増大しているといえる。なお、前述したように、オンラインデータベースの利用は、 中央図書館の資料調査室に設置されている4台のパソコンではできない。

## 11. 図書館の利便性について

# (1) 中央図書館の開館時間及び開館日

平成29年7月から中央図書館のみ試行的に開館時間延長を行っている。火曜日から金曜日までは午前9時30分から午後7時までの開館となった。従来は、火曜日、金曜日は、午前10時から午後6時、水曜日、木曜日は午前10時から午後8時の開館であった。

土曜日、日曜日、祝日は午前9時30分から午後6時までの開館となった。従来は、午前10時から午後5時までの開館であった。

これは平成28年6月に公表した「旭川市図書館の運営についての市民意識調査報告書」 というアンケート調査の結果等を踏まえて、利用者の要望に応えるかたちで始まったもの である。

また、中央図書館における月曜日開館が、試行的に4年間に渡って、夏休みと冬休みに行われた。そのための人件費を臨時費として計上している。

# (2) 祝日の開館

中央図書館は、祝日開館となっている。地区図書館は、5月5日、11月3日以外の祝日は 開館していない。

祝日の開館状況は、各自治体によって異なっている。道内では、札幌市は全館祝日開館を行っている。函館市は中央図書館のみ祝日開館となっており、地区図書館は祝日休館である。 3年に1回行われる文部科学省の社会教育調査においては、全国の公立図書館に係る調査が実施されている。平成27年度の調査結果によると、全国の市立図書館の日曜日、祝日の開館状況は以下のようになっている。

<全国の市立図書館に係る日曜日・祝日開館状況>

|    | 日曜日のみ | 祝日のみ | 日曜日及び  | 日曜日及び | <b>△</b> ≥1. |
|----|-------|------|--------|-------|--------------|
|    | 開館    | 開館   | 祝日開館   | 祝日閉館  | 合計           |
| 本館 | 251   | 1    | 1, 021 | 6     | 1, 279       |
| 分館 | 339   | 10   | 931    | 69    | 1, 349       |

(出典:平成27年度文部科学省社会教育調査 調査は平成26年度を対象としたもの)

注) 平成26年度未開館施設は対象とされていない。

分館とは、本館以外の市立図書館である。分室は含んでいない。

# (3)曜日別の人員体制

中央図書館、地区図書館に勤務する全ての職員(嘱託職員も含む)は、土日のいずれかが休日となっている。このため、土日は、平日の半分の人数で対応している。中央図書館においては、祝日は3分の1の職員数で対応している。

末広、永山、東光、神楽の地区図書館では土日は正規職員が最低1名は出勤することとしている。そのためには、職員2名が最低限配置される必要がある。現状の配置正規職員数は、この要求を満たすための最低限の水準にあるといえる。

分室には、正規職員は配属していない。分室は、日祝日休みとなっている。平日は 12 時から 17 時の開館である。なお、北光分室だけは、10 時から 17 時の開館となっている。

平成 29 年度の中央図書館における曜日別の貸出件数をみると以下のようになっている。

| 項目     | 火曜日      | 水曜日     | 木曜日     | 金曜日     | 土曜日      | 日曜日      | 月曜日     | 合計       |
|--------|----------|---------|---------|---------|----------|----------|---------|----------|
| 開館日数   | 46       | 47      | 48      | 45      | 51       | 50       | 9       | 296      |
| 貸出利用者数 | 20,710   | 20, 653 | 20, 133 | 16, 806 | 26, 698  | 25, 895  | 2, 937  | 133, 832 |
| 貸出資料件数 | 102, 203 | 99, 198 | 96, 872 | 77, 377 | 135, 912 | 134, 550 | 14, 352 | 660, 464 |

#### (4) 中央図書館資料調査室について

中央図書館2階にある資料調査室には、旭川や北海道に関する郷土資料、専門事典、法令 集、官報、新聞など調査・研究のための資料が配架されている。また、貸与パソコン4台が

#### 設置されている。

資料調査室内には高価な図書、貴重な資料もあり、原則として資料の貸出し・持ち出しはできないこととなっている。

入口には不正持出し防止ゲートが設置されており、入室に際してはゲート横に設置されているロッカーに荷物を預けなければならない。

室内はゆったりしたスペースとなっており、一人用のデスクコーナーも充実している。

# <資料調査室入口>



# <一人用閲覧デスク>



#### (5) 監査結果と意見

## ①祝日の開館について【意見】

文部科学省の社会教育調査の結果を見る限り、市立図書館における祝日開館は、本館では 80%程度、分館では69%程度で、実施されている。

旭川市においても、本館のみならず、地区図書館における祝日(5月5日、11月3日以外)の開館を検討することが望ましいといえる。

## ②土・日の出勤体制について【意見】

利用者サービスの充実ということからすると、土・日曜日の人員が平日より少なくなることは望ましいこととは言えない。職員の休日の在り方の見直し、土日勤務が可能な臨時職員の採用等の検討を行う余地があることと思う。

# ③資料調査室の利便性向上策【意見】

資料調査室の利用者数の把握は行われていないが、資料調査室職員にヒアリングしたところでは、利用者は非常に少ないと思われる。

調査・研究を行うのに適した落ち着いた空間が整備されているにもかかわらず、十分に利用されていないといえる。

一般書に比べれば、郷土資料や調査・研究のための書籍を利用する市民は少ないこととは 思うが、利用者を増やすために工夫する余地はあることと思う。 資料調査室では持ち込みパソコンを利用することができるが、そのことはあまり知られていない。こうしたことを周知することも含めて、資料調査室の活用方法に係る広報を充実させるといったようなことが考えられる。

## 12. 図書館集会施設利用について

## (1)集会施設の概要

中央図書館、地区図書館(末広図書館・永山図書館・神楽図書館・東光図書館)に集会施設がある。その概要は次のとおりである。

| 図書館名      | 施設名     | 面積(m²)  | 収容(席) |
|-----------|---------|---------|-------|
|           | 視聴覚室    | 148. 82 | 150   |
| 中央図書館     | 研修室     | 75. 39  | 42    |
|           | 会議室     | 39. 68  | 12    |
| 末広図書館     | 読書集会室   | 30. 68  | 16    |
|           | 視聴覚室    | 64. 2   | 60    |
| 永山図書館     | 読書室     | 34. 4   | 16    |
| 水山凶音略<br> | 視聴覚室    | 58. 01  | 60    |
| 東光図書館     | 読書集会室   | 85. 26  | 46    |
| 神楽図書館     | 生涯学習交流館 | 62. 55  | 38    |

これらの集会施設は、「旭川市図書館集会施設利用運用基準」に基づいて、運用されている。集会施設の利用は、基本的に図書館の事業活動や読書の普及啓発活動を目的としたものに限定されており、使用料は無料となっている。

貸出しについては、日にちごとに午前・午後の2区分のみの利用枠の設定である。 貸出予約状況は書類上で管理されているが、集会施設の稼働率の集計は行われていない。

# (2) 集会施設の稼働状況

中央図書館の施設について、平成 29 年 4 月から 6 月までの利用の集計を行った。なお図書館の利用表は「午前」と「午後」の 2 区分しかないため、利用可能な枠は最大で 182(4 月から 6 月まで 91 日×2)とし、1 時間でも利用がある場合を「稼働」とカウントした。

| 施設名    | 利用回数 | 利用率    |
|--------|------|--------|
| 会議室    | 35   | 19. 2% |
| 研修室    | 38   | 20. 9% |
| 視聴覚室   | 70   | 38. 5% |
| キッズルーム | 0    | 0.0%   |

キッズルームは、旭川市常磐館(旧青少年科学館)の中2階にある。かってプラネタリウム室として使われていた直径8mのドーム型の部屋である。

窓はなく、床に絨毯が敷いてあるだけの部屋であるため、使用は一部の事業に限られている。

# (3) 監査結果と意見

利用条件の見直しについて【意見】

現在、集会施設の利用は、図書館が主催または共催する事業活動、読書の普及啓発等に寄与すると認められる事業活動に限定されている。

集会施設の稼働状況が低い現状においては、利用条件を見直して、稼働率を上げることを検討する余地があることと思う。

公立図書館の中には、図書館内集会施設の一般利用を、有料で認めているところも少なくない。原則、有料として、図書館事業に係る利用については減免するという整理の仕方もあることと思う。

中央図書館の近隣には、旭川市商工会議所がある。商工会議所にも会議室はあるが、図書館の会議室の一般利用が可能となれば、利用される可能性もある。

また、旭川市商工会議所と連携して、創業支援等のビジネス支援に係るプログラムを実施するようなことも考えられるであろう。

# 13. 雑誌スポンサー制度について

#### (1)雑誌スポンサー制度の概要

旭川市図書館では、「旭川市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」に基づいて、雑誌スポンサー制度を実施している。

雑誌スポンサー制度とは、雑誌の購入費をスポンサーに負担してもらう代わりに、当該雑誌の最新号カバー表面と雑誌架の扉にスポンサー名を表示し、最新号カバー裏面に広告を掲載するものである。

これにより図書館に配架する雑誌を減らすことなく、市の予算の図書購入費を節約することができる。雑誌スポンサーの契約期間は基本的に1年で、スポンサーは図書館にある雑誌の中から自由に雑誌を選択することができる。

# 旭川市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市図書館の新たな図書資料等を確保し、図書館サービスの充 実を図るため、旭川市図書館雑誌スポンサー制度(以下「雑誌スポンサー制度」 という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (内容)

第2条 旭川市図書館が指定する雑誌の購入費をスポンサーが負担し、提供雑誌の最新号カバー表面と雑誌架の扉にスポンサー名を表示するとともに、最新号カバー裏面に広告を掲載できるものとする。

(以下略)

# (2) 雑誌スポンサーの推移

直近3年度のスポンサー金額、スポンサー数及び雑誌数は次表の通りである。平成28年度はいずれの数値も上昇したが、平成29年度はスポンサー金額が下落し、雑誌数も1誌の減少となった。

| 項目      | 平成 27 年度  | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 |
|---------|-----------|-----------|----------|
| スポンサー金額 | 90, 260 円 | 141,602 円 | 111,990円 |
| スポンサー数  | 8 団体      | 10 団体     | 10 団体    |
| 雑誌数     | 13 誌      | 16 誌      | 15 誌     |

# (3) 監査結果と意見

### 収入源の確保【意見】

平成 29 年度にスポンサー金額が減少した要因は、比較的大きな金額のスポンサーがなくなったことによる。民間企業であれば広告主の引き留め策を講じる、あるいは新たなスポンサーの確保のための営業活動を行うことができるが、図書館はその公共的立場から積極的にスポンサーの引き留めや営業活動を行うことは難しい。したがって、スポンサー数の増加による収入向上の余地は限定的と考えられる。

また、民間企業であれば広告スペースの拡大により収入金額を増やす方法も実施可能であるが、他市町村の図書館で行っている同様の雑誌スポンサー制度も、現在の旭川市の方法とほぼ同様である。

今後は、雑誌スポンサー制度以外の方法による収入確保も検討すべきであろう。例えば、 以下のようなものが考えられる。

- ・図書館のしおり(返却スリップ)やカレンダーの裏面印刷広告
- ・図書館ホームページバナー広告
- ・図書館の空きスペースの壁面広告
- ・自動車文庫用の自動車でのラッピング広告

# 14. 物品管理(備品等)

### (1) 所定の管理手続

地方自治法第239条では、現金、公有財産、基金以外の動産は物品とされている。旭川市では、旭川市物品管理規則においてその管理手続を定めている。

それによって、供用不用品が生じたときは物品供用の廃止の決定をすること(第 23 条)、 備品一覧を備えること(第 28 条)、毎会計年度末における備品の現在高について物品現在高 報告書を作成し、翌年度の 5 月末までに会計責任者に提出すること(第 38 条)、価格 100 万 円以上の車両、機械器具その他のものについては、毎会計年度における増減及び年度末現在 高を翌年度の 5 月末日までに会計管理者に通知すること(第 39 条)が求められている。

# (2) 監査結果と意見

# ①備品一覧に登録された備品の実在性について【指摘】

物品管理が旭川市物品管理規則(第 28 条)に基づいて実施されているかを確かめるため、 備品一覧を閲覧し、サンプルベースで現物との照合を行った。その結果、以下の備品の所 在を確かめることができなかった。

| 備品番号  | 品名          |
|-------|-------------|
| 53390 | ビデオテープレコーダー |

備品一覧は備品を管理するために必要な帳票である。使用・保管状態をより正確に管理するために、備品一覧を精査し必要な修正を行うべきである。また、実際に「物品を亡失」している場合には、物品事故報告書によって所管の物品管理者に報告すべきである。

## ②供用不用品について

## ア) 陳腐化している備品【指摘】

物品管理規則第 23 条 1 項では、「供用物品中引き続き当該物品を供用する必要がないもの又は供用することができないもの(以下「供用不用品」という。)が生じたときは、物品供用廃止の決定をし、返納届により物品総括管理者に届け出なければならない。」とされている。

備品台帳に登録されている以下の備品は、物理的あるいは経済的に陳腐化しており「供用不用品」と考えられる。

| 備品番号   | 品名                   |
|--------|----------------------|
| 69290  | 電子計算機 (パーソナルコンピューター) |
| 72972  | 電子計算機 (パーソナルコンピューター) |
| 77393  | 電子計算機 (パーソナルコンピューター) |
| 106527 | タイムレコーダー             |
| 106528 | タイムレコーダー             |

上記備品については、物品供用廃止の決定をし,返納届により物品総括管理者に届け出るべきである。

## イ) 取得から相当年数を経過する備品【意見】

「備品一覧」を取得年度別に集計した結果、取得年月日が最も古いものは 1958 年 10 月 1 日であった。1950 年代、1960 年代及び 1970 年代について登録されているものは絵画などであったが、80 年代や 90 年代に登録されたものの中には、複写機、テレビ及びテープレコーダーなどが含まれていた。

| 取得年度    | 登録数  |
|---------|------|
| 1950 年代 | 2    |
| 1960 年代 | 39   |
| 1970 年代 | 10   |
| 1980 年代 | 43   |
| 1990 年代 | 1711 |
| 2000 年代 | 132  |
| 2010 年代 | 106  |

取得年度が古い備品については、「供用不用品」である可能性がある。これらの備品についての使用状況を把握し、必要であれば「供用不用品」として必要な手続を実施し、備品一覧から除外することを検討するべきである。

# 15. 人員体制について

#### (1)人員の推移

平成27年度に正規職員が7名減、嘱託職員が10名増となった。嘱託職員は週29時間勤務であるため、人員数は増加したものの、所定労働時間ベースでは増えなかった。これによって、神楽図書館を除く3つの地区図書館では正職員数が減少した。

平成28年度以降も正職員数は減少傾向にある。嘱託職員を含めた総人員数も年々減少している。

(単位:人)

| 区分    | H26. 4. 1 | H27. 4. 1 | H28. 4. 1 | H29. 4. 1 | Н30. 4. 1 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 正規職員  | 35 (11)   | 28 (7)    | 26(7)     | 28 (7)    | 25 (10)   |
| 再任用職員 | 2(1)      | 3(1)      | 4(1)      | 2(1)      | 3(0)      |
| 嘱託職員  | 46 (41)   | 56 (51)   | 54 (49)   | 55 (50)   | 55 (50)   |
| 臨時職員  | 2(2)      | 0         | 2(2)      | 0         | 0         |
| 合計    | 85 (55)   | 87 (59)   | 86 (59)   | 85 (58)   | 83 (60)   |
| うち休職  | 2         | 0         | 0         | 0         | 0         |

注) 司書資格保有者を内書きしている。

# ① 正規職員及び再任用職員

正規職員は旭川市の職員である。再任用職員は、60 歳以上の旭川市職員である。再任用制度によって、単年度契約となっている。

正規職員、再任用職員のいずれにも、司書資格は求められてはいない。

平成30年度に在籍している職員の、図書館における通算勤務年数は以下のとおりである。

| 在籍年数 | 1~5年 | 6~10年 | 11~15年 | 16~20年 | 合計   |
|------|------|-------|--------|--------|------|
| 人数   | 10 人 | 11 人  | 2 人    | 5 人    | 28 人 |

注)在籍年数は、職員(再任用職員を含む)が平成31年3月末まで在籍した場合における、平成31年3月末時点の通算在籍年数である。

## ②嘱託職員

嘱託職員は、原則として司書資格を保有していることが応募要件となっている。

採用に際しては、採用試験を行っている。雇用期間は原則1年としているが、本人の希望があって、勤務成績に問題がない場合には、3年間契約を更新している。

3年間の契約が終了したのちに、更に再任を希望する場合には、新たに採用試験を受験してもらうこととしている。したがって、4年目の勤務を希望する場合、7年目の勤務を希望する場合は受験することになる。

嘱託職員の給与は固定給となっている。

平成30年4月1日現在の嘱託職員の勤務年数は以下のとおりである。

| 1年目 | 2年目 | 3年目  | 4年目  | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8 年超 | 合計   |
|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|------|------|
| 9 人 | 7 人 | 13 人 | 12 人 | 3 人 | 5 人 | 3 人 | 3 人  | 55 人 |

# (2) 図書館別職員配置状況

平成30年4月1日現在の図書館別の職員配置は以下のとおりである。平成29年度より中央図書館の奉仕係の正職員は2人減った。東光図書館の正職員は1名増えた。

(単位:人)

|     | 中央図書館 |    | 末広 | 永山  | 東光  | 神楽  | 合計  |     |
|-----|-------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     | 事務    | 奉仕 | 分室 | 図書館 | 図書館 | 図書館 | 図書館 | 口百日 |
| 職員  | 6     | 10 |    | 2   | 1   | 3   | 3   | 25  |
| 再任用 | 1     | 1  |    |     | 1   |     |     | 3   |
| 嘱託  |       | 23 | 11 | 5   | 5   | 6   | 5   | 55  |
| 合計  | 7     | 34 | 11 | 7   | 7   | 9   | 8   | 83  |

# (3) 人件費の推移

|      | H26 年度<br>(実績)  | H27 年度<br>(実績)  | H28 年度<br>(実績)  | H29 年度<br>(実績)  |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 報酬   | 84, 284, 700 円  | 103, 415, 752 円 | 103, 920, 950 円 | 104, 495, 681 円 |
| 正規職員 | 218, 765, 429 円 | 184, 214, 279 円 | 177, 213, 670 円 | 184, 292, 983 円 |
| 合計   | 303, 050, 129 円 | 287, 630, 031 円 | 281, 134, 620 円 | 288, 788, 664 円 |
| 再任用  | 2 人             | 3 人             | 4人              | 2 人             |

注)報酬は嘱託職員に係る人件費である。

図書館正規職員の人件費は単独では開示されていないが、当該監査に際して抽出してもらった。ただし、再任用職員に係る人件費の抽出は行わなかった。

そのため、上表の合計額には再任用職員の人件費は含んでいない。

平成27年度に正規職員が7名削減されて、非正規職員が10名増員された。

これによって、平成27年度における職員人件費(再任用職員を除く)は、平成26年度より15,420千円程度減少した。正規職員の勤務期間に応じた退職金負担額等まで含めて考えれば、費用削減効果はもっとあったといえるであろう。

## (4) 他市図書館との比較

毎年度発行される「日本の図書館 統計と名簿」の平成29年度版に基づいて、旭川市と 人口規模が同程度で、図書館数もほぼ同様の自治体図書館の状況と比較してみた。

| 自治体名 | 人口<br>(千人) | 図書館数 | サーヒ゛ス<br>ぉ゚ イント数 | 正規 | 非正規 | 委託派遣 | 合計  |
|------|------------|------|------------------|----|-----|------|-----|
| いわき市 | 332        | 6 館  | 0                | 21 | 2   | 56   | 79  |
| 旭川市  | 345        | 5 館  | 11               | 28 | 55  |      | 83  |
| 川越市  | 350        | 4 館  | 1                | 43 | 6   | 43   | 92  |
| 高槻市  | 355        | 5 館  | 3                | 28 | 105 |      | 133 |

(出典:公益社団法人日本図書館協会刊行「日本の図書館 統計と名簿 2017」)

注) サービスポイントとは、分室等である。

旭川市は正規職員数の割合が他市に比べて低すぎるということはない。全国的に正規職員の割合は減っているといえる。

旭川市は上表に記載した他市と比較して、サービスポイント(分室等)が多い。それを考慮すると、他市に比して、総人員はやや少ないといえる。ただし、図書館の規模が異なれば、必要人員も異なるので、単純には比較分析できない。

# (5) 監査結果と意見

利用者サービスの水準に係る点検及び評価について【意見】

全国的な地方自治体の財政状況の悪化の中、義務的費用ではない図書館費はいずれの地 方自治体においても削減傾向にある。

こうしたなか、非正規職員を中心とした図書館運営は全国的に広がっている。

計画的に非正規職員の比率を上昇させていくこととして、それに応じた仕組みを計画的に設けていくことができれば、利用者サービスの水準の維持は担保できるであろうが、自治体の財政状況が厳しいことを理由に、正規職員から非正規職員への置き換えや職員総数の削減が計画性のないまま行われると、利用者サービスに影響をきたしかねない。

旭川市図書館においては、平成27年度以降、非正規職員が増加することで人件費削減は図られている。また、司書資格保有者を非正規職員として採用しているため、平成27年度以降、司書資格保有者の総数も増えた。ただし、利用者サービスの水準が維持されているのかどうかは明らかではない。

今後は、利用者サービスの水準が低下していないかに係る自己点検、あるいは第三者評価 を行うことが望ましいであろう。

非正規職員が増加している現状においては、非正規職員のモチベーション、専門性、自主性を維持、確保する仕組みも必要であろう。モチベーションという点では給与水準や昇給の在り方が重要であるが、これは図書館だけでは決定できないところであろう。

専門性を生かし、さらにそれを伸ばす仕組み、自主性を尊重する仕組みの構築は、図書館の意向で行えることと思う。こうした取組がなされているのかという点も、自己点検、第三者評価を行う場合には、点検項目、評価項目になるであろう。

# 16. 図書館の計画的な管理運営について

- (1)公立図書館の管理運営について
- ①望ましい基準が求めること

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号)には、公立図書館の管理運営に関して以下の言及がある。

## 1 管理運営

- (一) 基本的運営方針及び事業計画
- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該

図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

# (二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の 2 の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況 に応じ、図書館協議会(法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。) の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活 動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関 係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善 を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

望ましい基準においては、基本方針の作成と公表、基本方針に沿った年度事業計画の作成と適切な指標の選定及び指標に係る目標の設定、年度終了後に事業計画並びに指標目標の達成状況に係る自己点検及び評価、図書館協議会の活用その他の方法に基づく図書館利用者、学識経験者等による第三者評価の実施、点検、評価の結果に基づいて運営の改善、点検、評価の公表を、市町村立図書館に求めているといえる。

ただし、望ましい基準は法定された基準ではないため、望ましい基準が求める内容をどこまで取り入れるかは、自治体ごとに様々である。

#### (2) 実際の管理運営状況について

#### ①計画について

望ましい基準においては、基本方針に沿った年度事業計画の作成を求めているが、実際には中・長期的な事業計画を立案した上で、年度事業計画を作成する公立図書館が多い。例え

ば、札幌市においては平成24年1月に「第2次札幌図書館ビジョン」において、向こう10年間の図書館運営及びサービスに係る基本的な考え方と方針を示している。

札幌市図書館のホームページ上では、「第 2 次札幌図書館ビジョン」が公表されている。 それに基づいて、毎年度の事業計画の作成が行われている。

## ②公立図書館の運営評価実施状況について

平成26年度における公立図書館の運営状況評価の実施状況は、以下のとおりである。 市立図書館(区立も含む)においては、2,628館中1,407館で運営評価が行われており、 1,148館で、その結果が公表されている。

| 自治体区分 | 平成 26 年度 | 運営評価   | 評価実施   | 評価結果公表 |        |
|-------|----------|--------|--------|--------|--------|
| 日佰件区刀 | 開館数      | 実施     | うち自己評価 | うち外部評価 | 計画和未公公 |
| 都道府県  | 59       | 38     | 37     | 17     | 31     |
| 市 (区) | 2, 628   | 1, 407 | 1, 278 | 760    | 1, 148 |
| 町     | 555      | 260    | 224    | 144    | 164    |
| 村     | 48       | 11     | 10     | 5      | 9      |
| 合計    | 3, 290   | 1,716  | 1, 549 | 926    | 1, 352 |

(出典:平成27年度社会教育統計 図書館調査 「図書館の運営状況に関する評価の実施状況」)

注) 自己評価と外部評価のいずれも実施する自治体図書館といずれかを実施する自治体図書館とがある。 このため自己評価実施数と外部評価実施数の合計は運営評価実施数には一致しない。

## (3) 旭川市中央図書館の取組状況

望ましい基準が求める内容とそれに係る旭川市図書館の取組状況をみると、以下のとおりである。

#### ①基本方針の作成と公表

基本方針は平成24年度に作成されており、その内容はホームページ上でも公表されている。

### ②年度事業計画の作成

経費予算は作成されている。また、「旭川市子ども読書推進活動計画」は、ホームページ上で公表されている。ただし、図書館が取り組むべき事業内容全般を取りまとめた計画の作成、公表は行われていない。

# ③指標の選定と指標に係る目標設定

旭川市社会教育基本計画において、社会教育部としての社会教育に係る基本目標は、定められている。社会教育部に属する社会教育課、公民館事業課、中央図書館、科学館、博物館等は基本目標ごとの成果指標と指標に係る目標値を定めている。

ただし、旭川市図書館としてどのような指標を選定して、指標ごとにどのような目標を設定したのかということは、市民には公表されていないといえる。

# ④年度終了後の自己点検及び評価とその公表、自己点検及び評価に基づく改善

前述した社会教育基本計画の達成状況を評価する書類上においては、旭川市図書館が定めた指標に係る目標の達成状況や改善すべき事項が記載されている。

ただし、旭川市図書館が定めた事業計画の達成状況の点検、改善すべき点の検証は行われていない。

# ⑤図書館協議会等による第三者評価

これまで第三者評価は行われていない。

# (4) 監査結果と意見

#### 基本計画の立案【意見】

図書館における最も重要なサービスは、図書等の貸出し、閲覧サービスであろう。

旭川市図書館は、市民1人当たり貸出冊数、蔵書回転率といった指標を見るかぎり、これまでは、利用者のニーズに合う図書を比較的よく整備してきていることと思う。

しかしながら、図書館に対する予算は年々削減されている。それに伴って、図書購入費も減少してきている。図書館数は減るわけではないので、予算の削減によって、これまで継続してきたサービス水準を維持することは困難になってくる。

その一方、利用者の高齢化、図書の電子化など、外部環境の変化に対応したサービスの見 直しを行おうとすれば、新たな費用が発生する。

限られた予算の中では、優先順位をつけて事業を行っていくことや長期的に少しずつ事業を行っていくことが必要となってくるであろう。

そのために、まず求められるのは、中・長期計画の立案であろう。計画のなかで、5年から10年程度の期間に係る事業目標を定めることが望ましいと考える。事業目標設定のためには、5年後、10年後における図書館のあるべき姿をまず検討することになろう。

こうした検討を行う過程で、現時点における図書館の課題や問題点を明確にすることができることであろう。

## 17. 指定管理者制度について

#### (1) 市町村図書館における指定管理者制度の導入状況

地方自治法の一部改正(平成15年9月2日施行)により、公の施設の管理について、指定 管理者制度が導入された。

当該制度は、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組を整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的としている。

# ①全国の状況

図書館への指定管理者制度導入率は、年々上昇している。ただし、他の公共施設に比較すると導入率は低いといえる。図書館と同様の社会教育施設の中では、文化会館への導入率が最も高い。総務省から公表される指定管理者制度の導入状況に関する調査結果に基づく、全国の市町村の図書館及び文化会館の指定管理者制度導入率の推移は、以下のとおりである。

| 区分   | H27. 4. 1 | H28. 4. 1 | H29. 4. 1 |  |
|------|-----------|-----------|-----------|--|
| 図書館  | 14.7%     | 16. 2%    | 17. 2%    |  |
| 文化会館 | 48.5%     | 50.5%     | 51.9%     |  |

(総務省 「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等」に基づいて作成)

注)数字は、全図書館数、全文化会館数に対する指定管理者制度導入施設数の割合とした。

### ②北海道内の状況

平成30年度において、道内で図書館に指定管理者制度を導入している市は以下のとおりである。なお、指定管理者制度を導入している町立図書館もある。

| 自治体名 | 平成 30 年度指定管理者             | 導入年度     |
|------|---------------------------|----------|
| 千歳市  | 株式会社山三ふじや                 | 平成 19 年度 |
| 釧路市  | 釧路市民文化財団、くしろ知域文化財団コンソーシアム | 平成 20 年度 |
| 留萌市  | 特定非営利活動法人留萌体育協会           | 平成 21 年度 |
| 苫小牧市 | TRC苫小牧グループ                | 平成 26 年度 |
| 函館市  | TRC函館グループ                 | 平成 27 年度 |
| 深川市  | 株式会社スポートピア                | 平成 28 年度 |
| 恵庭市  | 株式会社図書館流通センター(TRC)        | 平成 29 年度 |
| 美唄市  | 株式会社美唄未来開発センター            | 平成 30 年度 |

(各市のホームページ上で公表されている指定管理者に係る記載に基づいて作成した)

公立図書館全体に占める割合はまだ少ないとはいえ、増加傾向にはある。

# (2) 指定管理者制度導入に係る各種意見

図書館への指定管理者制度の導入に関しては、反対意見が多い。反対意見の主要な根拠は以下のようなものである。

- ・指定期間の設定が概ね3~5年と短く、次回も指定されるとは限らないため、職員の雇用 期間も年毎に更新する場合が多く、安定した長期雇用が保障されず、サービスの維持・向 上に支障をきたしかねない。
- ・図書館利用の無料の原則から指定管理者側の事業収入が見込めないため、サービスの拡大 発展を期待することが困難である。

・図書館の政策や計画の立案には、指定管理者の職員は参加できないため、政策決定と運営 主体との分離は、図書館運営の維持発展が困難になる可能性がある。

# (3) 旭川市の状況

旭川市図書館においては、これまで委託や指定管理者制度の研究を行ったことはない。 図書館の見解では、「現状においては非正規職員の割合がかなり高いので、指定管理者制度を導入しても経済的効果は得られないであろう」ということであった。

また、旭川市図書館協議会では、平成27年度の協議会において、全会一致で委託や指定 管理者制度導入に反対であることを表明している。しかしながら、これは導入した場合のメ リットやデメリットを検討した上で、導き出された結論ではない。

反対とする論拠が明確に示されていない。

# (4) 監査結果と意見

図書館サービスを効率的に実現する運営形態の検討【意見】

前述した指定管理者制度に対する反対意見には、傾聴すべき点もあることとは思う。しかし、反対意見の主要理由の一つである指定管理者の職員の雇用が不安定になるという点に関していえば、市直営であっても、非正規職員の増加が進めば、同様の不安定さはあるといえる。

また、旭川市中央図書館の見解のように、指定管理者制度を導入しても、コスト削減効果が得られない可能性もあろう。

しかし、指定管理者制度の導入の可否は、コスト削減効果だけで判断することにはならないであろう。仮にコスト削減効果はないとしても、利用者に提供するサービスが向上するのであれば、導入意義はあることになるからである。

いずれにせよ、十分な検討のないまま結論を出すのは早計であろう。

当該検討は、図書館運営を、指定管理者、市直営のいずれにするかということではなく、 利用者が望むサービスはどのようなものなのか、それを効率的に提供するためにはどのよ うな運営形態が望ましいのかという視点で行うべきであろう。

図書館運営の形態としては、市直営、指定管理者だけではなく、業務委託という手法もある。また、業務の一部に指定管理者制度あるいは業務委託を導入するという手法もある。

「16.図書館の計画的な管理運営について」で述べたように、図書館が立案する基本計画においては、通常、図書館が目指すべき具体的なサービスとそれを実行する手段が明らかにされることと思う。

したがって、利用者が望むサービスを効率的に提供する運営形態の検討とは、図書館の基本計画の作成過程に位置するものともいえる。

道内にこれだけの指定管理者制度導入図書館があるわけであるから、こうした図書館の 直営時代と指定管理者制度導入後との比較資料等を各自治体に求めて、指定管理者制度の 実際を知ることも可能であろう。 これまでの旭川市図書館が提供してきているサービスと他市図書館の指定管理者が提供 しているサービスの違いやコストを比較検討することは、改めてあるべき図書館サービス を検討する契機にもなることと思う。

# 18. 図書館協議会について

## (1) 概要

## ①図書館協議会とは

図書館協議会については、図書館法において以下の定めがある。

これによると、図書館協議会の設定は任意である。実際には、約半数の自治体図書館に設置されている。自治体規模が大きくなれば、設置率も高い状況にある。

図書館協議会の役割は、図書館の運営に関して館長の諮問に応じることと、図書館サービスについて、意見を述べることとされている。

公立図書館には、図書館協議会を置くことができる(図書館法第 14 条第 1 項)。 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書 館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関である(図書館法第 14 条第 2 項)。

また、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」には、以下の記載がある。

②市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会(法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ)の活用その他の方法により、 学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、 住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

図書館運営の評価を行う機関として、図書館協議会を活用できるとしている。

## ②各自治体における図書館協議会の運営状況

図書館協議会の議題や開催回数等については、図書館法に定めはなく、各自治体それぞれである。一般的には年2回程度の開催が多いが、町田市のように年10回程度開催する自治体もある。

図書館協議会の役割としては、図書館運営に係る意見を述べること、図書館長から諮問を受けたテーマについて答申すること等がある。

諮問を受けるテーマとしては、「図書館運営体制について」「指定管理者制度の導入について」「図書館の在り方について」といったものが多い。

# (2) 旭川市図書館協議会の状況

旭川市図書館には図書館協議会が設置されている。 旭川市図書館条例第4条によって、 委員は11名とされている。

# ①委員構成について

旭川市図書館協議会では、委員11名のうち3名を公募としている。

基本的には、委員は 12 月に選任されて、その翌々年の 11 月末をもって任期が終了している。現在の委員の任期は平成 29 年 12 月 1 日から平成 31 年 11 月 30 日となっている。

# ②開催頻度及びその内容

旭川市図書館協議会は年2回、公開方式で開催されている。

例年、第1回目の図書館協議会は6月から8月の間で開催される。第2回目の図書館協議会は11月から12月の間で開催される。議事録は旭川市図書館のホームページ上で公開されている。

図書館協議会の席上では、委員が図書館サービスに係る意見を述べている。これまで、中央図書館長が図書館協議会に諮問を行ったことはない。

# (3) 監査結果と意見

図書館協議会の役割の見直し【意見】

図書館サービスは市民のためのものである。文部科学省が公表している望ましい基準に おいても、「基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、 利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。」とされている。

利用者や住民の声を聞く手段として、市民懇談会や定期的なアンケート調査を実施している自治体もあるが、旭川市ではそのような状況にはない。そうしたなかでは、市民代表者が集う図書館協議会の役割は大きいことと思う。今後、以下のようなことを検討する余地があることと思う。

#### ア) 図書館協議会への諮問

指定管理者制度導入の可否について、あるいは中央図書館の在り方について図書館協議会に諮問を行うことも検討すべきであろう。

図書館協議会が上記のような役割を担うことになれば、図書館協議会の開催回数も増加することになるであろう。そうとなれば、図書館協議会委員の役割について十分に理解してもらった上で委員に就任してもらうこと、専門性の向上を図ってもらうことが必要である。専門性の向上のためには、図書館側でサポートすることも必要であろう。

# イ) 図書館サービスの評価

「16.図書館の計画的な運営管理について」で述べたように、図書館サービスの第三者評価機関として、図書館協議会は期待される機関である。他の自治体においては、毎年度、図書館サービスの評価を行っている図書館協議会も存在する。

ただし、図書館サービスの評価は形式的に行うのでは意味がないため、評価項目や評価手 法を明確にしないうちには行うべきではないであろう。